小牧市地域防災計画

―風水害・原子力等災害対策計画―

令和６年１１月修正

小牧市防災会議

目　　次

第１編　総則
第１章　計画の目的 1-1-1
第１節　計画の目的
第２節　計画の性格
第３節　計画の構成
第４節　災害の想定
第５節　市地域防災計画の作成又は修正
第２章　基本理念及び重点を置くべき事項 1-2-1
第１節　防災の基本理念
第２節　重点を置くべき事項
第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1-3-1
第１節　実施責任
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱
第２編　災害予防
第１章　防災協働社会の形成推進 2-1-1
第１節　防災協働社会の形成推進
第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携
第３節　企業防災の促進
第２章　水害予防対策 2-2-1
第１節　河川防災対策
第２節　雨水出水対策
第３節　浸水想定区域における対策
第４節　地階等の浸水対策
第５節　農地防災対策
第３章　土砂災害等予防対策 2-3-1
第１節　土地利用の適正誘導
第２節　土砂災害の防止
第３節　土砂災害対策
第４節　治山対策
第５節　要配慮者利用施設に係る土砂災害対策
第６節　宅地造成の規制誘導
第７節　被災宅地危険度判定の体制整備
第４章　事故・火災等予防対策 2-4-1
第１節　航空災害対策
第２節　鉄道災害対策
第３節　道路災害対策
第４節　放射性物質及び原子力災害予防対策
第５節　危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策
第６節　高圧ガス保安対策
第７節　林野火災対策
第８節　地階等の保安対策
第５章　建築物等の安全化 2-5-1
第１節　交通関係施設対策
第２節　ライフライン関係施設対策
第３節　文化財保護対策

第４節　防災建造物整備対策
第６章　都市の防災性の向上 2-6-1
第１節　都市計画のマスタープラン等の策定
第２節　防災上重要な都市施設の整備
第３節　建築物の不燃化の促進
第４節　市街地の面的な整備・改善
第７章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 2-7-1
第８章　避難行動の促進対策 2-8-1
第１節　気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備
第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等
第３節　避難情報に関するマニュアルの作成
第４節　避難誘導等に係る計画の策定
第５節　避難に関する意識啓発
第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 2-9-1
第１節　避難所の指定・整備等
第２節　要配慮者支援対策
第３節　帰宅困難者対策
第１０章　広域応援・受援体制の整備 2-10-1
第１節　広域応援・受援体制の整備
第２節　応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備
第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備
第４節　防災活動拠点の確保等
第１１章　防災訓練及び防災意識の向上 2-11-1
第１節　防災訓練の実施
第２節　防災のための意識啓発・広報
第３節　防災のための教育
第１２章　防災に関する調査研究の推進 2-12-1
第３編　災害応急対策
第１章　活動態勢（組織の動員配備） 3-1-1
第１節　災害対策本部の設置・運営
第２節　職員の派遣要請等
第３節　災害救助法の適用
第２章　避難行動 3-2-1
第１節　気象警報等の伝達
第２節　避難情報
第３章　災害情報の収集・伝達・広報 3-3-1
第１節　被害状況等の収集・伝達
第２節　通信手段の確保
第３節　広報
第４章　応援協力・派遣要請 3-4-1
第１節　応援協力
第２節　応援部隊等による広域応援等
第３節　自衛隊の災害派遣
第４節　ボランティアの受入れ
第５節　防災活動拠点の確保等
第５章　救出・救助対策 3-5-1
第１節　救出・救助活動
第２節　航空機の活用

第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策 3-6-1
第１節　医療救護
第２節　防疫・保健衛生
第７章　交通の確保・緊急輸送対策 3-7-1
第１節　道路交通規制等
第２節　道路施設対策
第３節　空港施設対策
第４節　鉄道施設対策
第５節　緊急輸送手段の確保
第８章　水害防除対策 3-8-1
第１節　水防
第２節　防災営農
第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 3-9-1
第１節　避難所の開設・運営
第２節　要配慮者支援対策
第３節　帰宅困難者対策
第１０章　水・食品・生活必需品等の供給 3-10-1
第１節　給水
第２節　食品の供給
第３節　生活必需品の供給
第１１章　環境汚染防止及び地域安全対策 3-11-1
第１節　環境汚染防止対策
第２節　地域安全対策
第１２章　遺体の取扱い 3-12-1
第１節　遺体の捜索
第２節　遺体の処理
第３節　遺体の埋火葬
第１３章　ライフライン施設等の応急対策 3-13-1
第１節　電力施設対策
第２節　ガス施設対策
第３節　上水道施設対策
第４節　下水道施設対策
第５節　通信施設の応急措置
第６節　郵便業務の応急措置
第７節　ライフライン施設の応急復旧
第１４章　航空災害対策 3-14-1
第１節　愛知県名古屋飛行場
第１５章　鉄道災害対策 3-15-1
第１６章　道路災害対策 3-16-1
第１７章　放射性物質及び原子力災害応急対策 3-17-1
第１節　放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策
第２節　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策
第３節　県外の原子力発電所等における異常時対策
第１８章　危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 3-18-1
第１節　危険物等施設
第２節　危険物等積載車両
第１９章　高圧ガス災害対策 3-19-1
第１節　高圧ガス施設

第２節　高圧ガス積載車両
第２０章　大規模な火事災害対策 3-20-1
第２１章　林野火災対策 3-21-1
第２２章　地階等における都市ガス災害対策 3-22-1
第２３章　住宅対策 3-23-1
第１節　被災宅地の危険度判定
第２節　被災住宅等の調査
第３節　公共賃貸住宅等への一時入居
第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営
第５節　住宅の応急修理
第６節　障害物の除去
第２４章　学校における対策 3-24-1
第１節　気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置
第２節　教育施設及び教職員の確保
第３節　応急な教育活動についての広報
第４節　教科書・学用品等の給与
第２５章　車両その他機械の供給 3-25-1
第２６章　災害救助法の適用 3-26-1
第４編　災害復旧・復興
第１章　復興体制 4-1-1
第１節　復興本部の設置等
第２節　復興計画等の作成
第３節　職員の派遣要請
第２章　公共施設等災害復旧対策 4-2-1
第１節　公共施設災害復旧事業
第２節　激甚災害の指定
第３節　暴力団等への対策
第３章　災害廃棄物処理対策 4-3-1
第４章　被災者等の生活再建等の支援 4-4-1
第１節　罹災証明書の交付
第２節　被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施
第３節　被災者への支援金等の支給、税の減免等
第４節　住宅等対策
第５章　商工業・農業の再建支援 4-5-1
第１節　商工業の再建支援
第２節　農業の再建支援

第１編　総則

第１章　計画の目的

第１節　計画の目的

この計画は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な風水害・原子力等の災害に対処するため、小牧市防災会議が定めるもので、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から守ることを最大の目的とするものである。

第２節　計画の性格

１　地域防災計画－風水害・原子力等災害対策計画－

（１）この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて作成されている「小牧市地域防災計画」の「風水害・原子力等災害対策計画」編として、風水害・原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。

（２）市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

（３）本市をとりまく諸条件の変化及び愛知県地域防災計画風水害等災害対策計画の修正等により、必要に応じて修正を加える等、その弾力的な運用を図っていくものとする。

２　愛知県地域強靭化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条において、県が策定する国土強靭化地域計画は、国土強靭化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靭化に関する部分は、愛知県地域強靭化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア　県民の生命を最大限守る

イ　地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ　県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ　迅速な復旧復興を可能とする

第３節　計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この３本の柱で本計画を構成する。

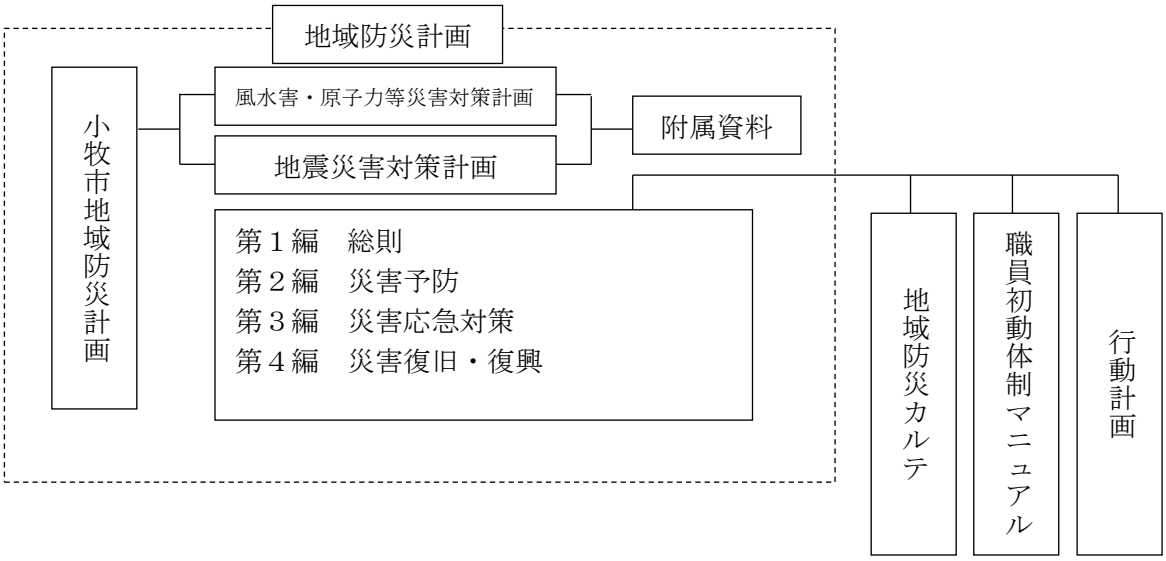

第４節　災害の想定

この計画の作成に当たっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

（１）想定した主な災害

この計画の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

ア　台風による災害
イ　集中豪雨等異常気象による災害
ウ　大規模な火災
エ　危険物の爆発等による災害
オ　可燃性ガスの拡散
カ　有毒性ガスの拡散
キ　航空機事故による災害
ク　その他の特殊災害

（２）水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水等による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

ア　水防法第14条、第14条の２及び第14条の３に基づき指定された各浸水想定区域

第５節　市地域防災計画の作成又は修正

１　実施担当

防災危機管理課

２　見直し等について

小牧市防災会議は、毎年本計画に検討を加え必要があると認めるときは、修正を行う。

また、修正に当たっては、「愛知県地域防災計画」を参考とし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、本市の実情に応じて細部の検討を行うものとする。

第２章　基本理念及び重点を置くべき事項

第１節　防災の基本理念

「人と緑　かがやく創造のまち」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりを目指している本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取り組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、ＳＤＧｓの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

１　災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

２　災害応急対策段階

（１）　発生直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を的確に配分する。

（２）　被害者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要するもの（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

３　災害復旧・復興段階

災害発生後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第２節　重点を置くべき事項

防災基本計画、愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

１　大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市・県の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

２　被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

３　住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

４　被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

５　事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画の位置付けと地区住民等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

６　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は県と連携し住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第３章　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　実施責任

１　市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを市民とともに進める。

２　県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害・原子力等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性、又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。また、指定公共機関等は、市長に対し応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

（１）災害予警報等の情報の収集伝達を行う。

（２）災害による被害状況の調査及び報告を行う。

（３）災害広報を行う。
（４）避難の指示を行う。
（５）被災者の救助を行う。
（６）災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
（７）水防活動及び消防活動を行う。
（８）被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
（９）公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
(10) 農作物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。
(11) 水防、消防、救助その他防災に関する施設及び設備の整備を行う。
(12) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(13) 地階等の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査を行う。
(14) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
(15) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
(16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災知識の普及を行う。
(17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

２　県関係機関

（１）県

ア　災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
イ　新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
ウ　名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
エ　災害広報を行う。
オ　避難の指示を代行することができる。
カ　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
キ　災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
ク　災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
ケ　水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
コ　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
サ　公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
シ　農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
ス　緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
セ　水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
ソ　救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達もしくはあっせんを行う。
タ　危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
チ　地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
ツ　自衛隊の災害派遣要請を行う。
テ　有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
ト　自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
ナ　防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
ニ　防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局、無人航空機を活用し、被害状況の把握を行う。

ヌ　被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
ネ　名古屋飛行場の防災対策を実施する。
ノ　県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

（２）愛知県小牧警察署
ア　災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関することを行う。
イ　災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備を行う。
ウ　被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
エ　災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
オ　避難の指示、警告及び誘導を行う。
カ　人命救助を行う。
キ　行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
ク　災害時における交通秩序の保持を行う。
ケ　警察広報を行う。
コ　災害時における各種犯罪の取り締まりを行う。
サ　他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
シ　災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認を行う。

（３）愛知県尾張県民事務所
ア　災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
イ　市の災害対策業務に対する支援を行う。
ウ　緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。

（４）愛知県尾張建設事務所
ア　公共土木施設に対する応急措置を行う。
イ　公共土木施設の新設、改良及び災害復旧を図る。

（５）愛知県春日井保健所
ア　災害時の医療調整防疫その他保健衛生に関する指示等を行う。

（６）愛知県尾張農林水産事務所
ア　農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
イ　農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。

３　指定地方行政機関

（１）名古屋地方気象台
ア　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・協力を行う。
オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

４　指定公共機関

（１）日本赤十字社
ア　必要に応じ所定の常備医療救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ　避難所の設置に係る支援を行う。
ウ　医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
エ　血液製剤の確保と供給を行う。
オ　日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
カ　義援金等の受付及び配分を行う。なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金等の迅速・公正な配分に努める。

（２）日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
エ　被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
オ　被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

（３）中部電力株式会社（中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。以降同じ。）

ア　電気設備の災害予防措置を講じるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
イ　電力に不足を生じた場合、他電力会社との電力の融通を図る。
ウ　原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。

（４）東邦瓦斯株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。））

ア　ガス施設の災害予防措置を講じる。
イ　発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

（５）中日本高速道路株式会社

ア　名神、東名両高速道路及び中央自動車道の維持、修繕又はその管理を行うとともに、災害復旧を行う。

（６）西日本電信電話株式会社

ア　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
イ　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
ウ　防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
エ　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
オ　災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
カ　気象等警報を市へ連絡する。
キ　電話サービス契約約款に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

（７）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
イ　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
ウ　発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。

エ　災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
オ　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

（８）ＫＤＤＩ株式会社
ア　災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
イ　災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
ウ　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

（９）株式会社ＮＴＴドコモ
ア　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
イ　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
ウ　発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。
エ　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
オ　携帯電話サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(10) ソフトバンク株式会社
ア　災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
イ　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
ウ　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(11) 楽天モバイル株式会社
ア　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
イ　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
ウ　災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
ア　市からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

５　指定地方公共機関

（１）一般社団法人愛知県トラック協会
ア　災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

（２）各ガス事業会社
ア　ガス施設の災害予防措置を講じる。
イ　発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

（３）名古屋鉄道株式会社
ア　線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
イ　災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
ウ　死傷者の救護及び処置を行う。
エ　対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配

等を円滑に行う。

（４）報道機関

ア　気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。

イ　平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。

ウ　放送施設の保守を行う。

6　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

（１）各土地改良区

ア　各土地改良区の管理する農業用施設その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更及び災害復旧を行う。

（２）小牧市医師会

ア　会員による医療救護班を編成し、医療及び助産の業務を行う。

イ　会員が開設する医療施設を臨時救護所､委託医療機関又は委託助産施設として協力する。

ウ　防疫その他保健衛生活動に協力する。

（３）小牧市歯科医師会

ア　歯科保健医療活動に協力する。

イ　身元確認活動に協力する。

（４）小牧市薬剤師会

ア　医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

イ　医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

（５）小牧市社会福祉協議会

ア　ボランティア活動の体制づくりに協力する。

イ　要配慮者の救援活動に協力する。

ウ　避難支援体制の構築に協力する。

（６）産業経済団体

ア　尾張中央農業協同組合、小牧商工会議所、小牧市管工事業協同組合等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。

（７）区・自治会等

ア　関係区域内の被害調査及び救援物資の配布等に協力する。

（８）自主防災会・婦人消防クラブ

ア　地域内の被害調査等応急対策の協力をする。

（９）文化・厚生・社会団体

ア　赤十字奉仕団・青年団・体育関係団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

(10) 企業等

ア　企業（地下街等の管理者及び毒劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は取扱う者並びに航空会社を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める等、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施し、市の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。

(11) 危険物施設、その他重要な施設の管理者

ア　危険物施設その他重要な施設の管理者は､当該施設について防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

７　自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、おおむね次のとおりである。

（１）被害状況の把握を行う。
（２）避難の援助を行う。
（３）遭難者等の捜索救助を行う。
（４）水防活動を行う。
（５）消防活動を行う。
（６）道路又は水路の啓開を行う。
（７）応急医療、救護及び防疫を行う。
（８）人員及び物資の緊急輸送を行う。
（９）給食及び給水を行う。
(10) 入浴支援を行う。
(11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
(12) 危険物の保安及び除去を行う。
(13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

第２編　災害予防

第１章　防災協働社会の形成推進

■　基本方針

○　自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

○　大規模災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。このため、市は、地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。

○　行政、市民、自主防災組織等が対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、さまざまな分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入れ体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。このため、県及び市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等のボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。

○　企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business　Continuity Plan）の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災協働社会の形成推進	市	１(1)　地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り １(2)　災害被害の軽減に向けた取組み
第２節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市	１(1)　防災関係団体ネットワーク化 １(2)　災害ボランティア支援センター １(3)　自主防災組織の推進 １(4)　防災ボランティア活動の支援 １(5)　連携体制の確保

区　分	機関名	主な措置
	自主防災組織	２　地域の実情に応じた防災活動の実施
	市	３　防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 ４　ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進
第３節 企業防災の促進	企業	１(1) 事業継続計画の策定・運用 １(2) 生命の安全確保 １(3) 二次災害の防止 １(4) 地域との共生と貢献
	県､市､商工団体等	２(1) 事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進 ２(2) 相談体制の整備

第１節　防災協働社会の形成推進

１　市における措置

（１）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

（２）災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

２　市民等の基本的責務

（１）「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

（２）いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

（３）災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

３　市民及び事業者による地区内の防災活動の促進

（１）市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

（２）市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の地区の住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２節　自主防災組織・ボランティアとの連携

実施担当	消防総務課、予防課、福祉総務課、防災危機管理課

１　市における措置

（１）防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、婦人消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、市等防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

（２）災害ボランティア支援センター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、小牧市地域防災計画等において、災害ボランティア支援センターを運営する者（小牧市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティア支援センターの設置予定場所については、小牧市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

（３）自主防災組織の推進

ア　自主防災組織の育成

自主防災組織は、災害に対する地域連帯の強化や実践的な消火活動及び定期的な訓練を行う等、地域の防災活動の推進にかなりの効果をあげている。そのため、本市は、今後とも県と協力して、自主防災組織の整備を図り、その育成強化により一層努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

イ　自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

（４）防災ボランティア活動の支援

ア　ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、市民、自主防災組織等に対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ　防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

（５）連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整

備に努めるものとする。

２　自主防災組織等における措置

自主防災会及び婦人消防クラブは、地域の実情に応じた自主防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的な防火・防災活動を行うよう努めるものとする。

（１）平常時活動

ア　情報の収集伝達体制の確立
イ　防災知識の普及及び防災訓練の実施
ウ　火気使用設備器具等の点検
エ　防災用資機材の備蓄及び管理
オ　地域内の要配慮者の把握

（２）災害発生時の活動

ア　出火防止及び初期消火の実施
イ　地域内の被害状況等の情報の収集
ウ　救出・救護の実施及び協力
エ　住民に対する避難情報の伝達
オ　集団避難の実施
カ　炊き出しや救助物資の配分に対する協力

附属資料	5.2　自主防災組織

３　防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

（１）防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

（２）防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、県及び市は防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材を整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

４　ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

災害時の具体的な受入れ体制の確立に関しては、「職員初動体制マニュアル」によるものとするが、以下の点に留意しつつ災害時に備えるものとする。

（１）ボランティアの受入体制の整備

ア　市は、ボランティアの受入れ及び活動依頼などを行う災害ボランティア支援センターの設置運営に関することについて、社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

１　災害ボランティア支援センターにおけるボランティア受入れに必要なテント、机、イス及び電源、水道、照明、電話等の資機材の確保に関すること
２　ＮＰＯ・ボランティア関係団体等へ要請するボランティアコーディネーターの派遣に関すること
３　その他災害ボランティア支援センターの運営に関すること

イ　市及び社会福祉協議会は、防災訓練等において広域ボランティア支援本部及び

災害ボランティア支援センターの立ち上げ訓練を行う。

（２）ボランティアコーディネーターの育成

ア　市は、社会福祉協議会と協力し、被災地の支援を行うボランティア者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの養成講座を実施するなど、その確保に努めるものとする。

イ　市は、市内の養成講座を修了した者を愛知県の主催するレベルアップ講座等に派遣するなど、知識、技術の向上の支援に努めるものとする。

（３）ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からＮＰＯ・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携に努める。

（４）防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

５　愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

愛知県の実施する「愛知県防災ボランティアグループ登録制度」の普及・啓発に努め、体制の充実に努める。

第３節　企業防災の促進

実施担当	企業立地・次世代産業推進課、商工振興課

１　企業における措置

（１）事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害等のリスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

（２）生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の

安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（３）二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液の漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

（４）地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

２　県、市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画等（ＢＣＰ）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

（１）事業継続計画等（ＢＣＰ）の策定促進

ア　普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（ＢＣＰ）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ　情報の提供

企業が事業継続計画等（ＢＣＰ）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

（２）相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第２章　水害予防対策

■　基本方針

○　洪水による災害を防止するため、平常から河川を巡視して河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、河川施設の状況の把握の徹底等 維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。

○　農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、合わせて市域の保全を図る。

○　水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。

○　住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 河川防災対策	中部地方整備局、県、市	１(1) 河川維持修繕 １(2) 河川改修 １(3) 総合治水対策 １(4) 流域治水プロジェクト １(5) 河川情報等の提供 １(6) 予想される水災の危険の周知等 １(7) 市民の自発的な行動の促進 １(8) 水災害連携の協議会
第２節 雨水出水対策	市	１(1) 公共下水道事業 １(2) 都市下水路事業
第３節 浸水想定区域における対策	市、土地改良区	１　洪水浸水想定区域の指定 ２　雨水出水浸水想定区域の指定 ３(1) 洪水浸水想定区域 ３(5) 小牧市防災ガイドブックの配布 ３(6) 市長の指示等
	地階等の所有者又は管理者	４(1) 計画の策定 ４(2) 訓練の実施 ４(3) 自衛消防組織の設置
	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	５(1) 計画の作成 ５(2) 訓練の実施 ５(3) 自衛消防組織の設置
	大規模工場等の所有者又は管理者	６(1) 計画の策定 ６(2) 訓練の実施 ６(3) 自衛消防組織
第４節 地階等の浸水対策	地階等の所有者・管理者・占有者、市	１(1) 地階等の実態調査の実施 １(2) 地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発
	県、市	４(1) 浸水防止施設設置の促進 ４(2) 浸水対策事業の集中的実施
第５節 農地防災対策	東海農政局、県、市、土地改良区	１(1) たん水防除事業 １(2) 老朽ため池等整備事業 １(3) 用排水施設整備事業

第１節　河川防災対策

実施担当	河川課

１　中部地方整備局、県及び市における措置

（１）河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

（２）河川改修

市内の一級河川、準用河川及び普通河川について緊急度に応じて堤防の維持、狭さく部の拡幅、護岸、浚渫、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の改修整備を促進する。

（３）流域水害対策

新川流域、境川流域などについては、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保に努める。

なお、東海豪雨などを契機に、平成18年に新川流域を、平成24年に境川流域を特定都市河川流域に指定している。

（４）流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市、地元企業、市民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

（５）河川情報等の提供

中部地方整備局及び県は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を市町村等水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難体制の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

（６）予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を市民等に周知させなければならない。

（７）市民の自発的な行動の促進

県は、水害に直面した際に、県民が適切な行動を選択できるよう、県民目線の情報提供と県民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。

（８）水災害連携の協議会

ア 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、気象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

イ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

附属資料	1.1　河川

第２節　雨水出水対策

実施担当	河川課

１　市における措置

（１）公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

（２）都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

第３節　浸水想定区域における対策

実施担当	河川課、防災危機管理課

１　洪水浸水想定区域の指定

（１）区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

（２）　市町村への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○ 洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	木曽川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（５河川）

○ 水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（２３河川）

２　雨水出水浸水想定区域の指定

（１）区域の指定

県又は市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

（２）市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

３　市における措置

（１）洪水浸水想定区域

①庄内川水系新川（大山川）浸水想定区域

対象地域：多気南町、多気西町、南外山、春日寺一丁目

②庄内川水系新川（五条川上流）浸水想定区域

対象地域：藤島二丁目、藤島居屋敷

③庄内川水系庄内川浸水想定区域

対象地域：下小針天神二丁目、多気中町、多気東町、多気南町、多気西町、藤島町向江

④木曽川水系木曽川浸水想定区域

対象地域：大字西之島、入鹿出新田、大字三ツ渕、大字三ツ渕原新田、舟津大字小木、小木西一～三丁目、小木四～五丁目、新小木一～四丁目、小木南二～三丁目、藤島一～二丁目、藤島町梵天、藤島町中島、藤島町鏡池、藤島町徳願寺、藤島町五才田、藤島町居屋敷、藤島町出口

（２）各種洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

別途、小牧市地域防災計画附属資料に位置付けるものとする。

（３）洪水予報等の伝達方法等

広報車による広報、Webサイト、ＳＮＳ等を利用した情報発信、防災情報メール、エリアメール等を活用し、情報伝達を行う。

（４）避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市の「避難情報に関するマニュアル」に基づき、適切に避難情報の発令を行い、事前の避難を呼び掛けるものとする。

（５）小牧市防災ガイドブックの配布

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地階等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した小牧市防災ガイドブックの配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、小牧市防災ガイドブック等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先

として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

（６）市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（７）市長の助言・勧告

市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

附属資料	3.6　浸水想定区域、3.6.5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

４　地階等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地階等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

（１）計画の策定

単独で又は共同して、当該地階等の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地階等と連続する施設であって、当該地階等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

（２）訓練の実施

地階等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施。

（３）自衛消防組織の設置

地階等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛消防組織の設置及び市への設置の報告。

５　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。

（１）計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

（２）訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

（３）自衛消防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う

自衛消防組織の設置及び市への報告

6　大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

（１）計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

（２）訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

（３）自衛消防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛消防組織の設置及び市への報告

第４節　地階等の浸水対策

実施担当	関係各課

1　地階等の所有者・管理者・占有者、市における措置

（１）地階等の実態調査の実施

地階等の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

（２）地階等での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地階等の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

2　市における措置

（１）浸水被害実績の公表

市は、地階等の浸水被害の実績について、被害の内容、浸水範囲、浸水深、降雨状況、地形等の情報について公表・周知を図る。

（２）浸水予測区域の公表

市は、地階等の管理者及び利用者が当該地階等の危険性を認識できるように、浸水予測地域、氾濫シミュレーション等の公表・周知を進める。

（３）浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内に地階等で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

（４）洪水時の地階等の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の地階等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

3　地階等の管理者及び市における措置

（１）避難体制の確立

地階等の管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を行うとともに、自衛消防組織を置かなければならない。

（２）計画の報告

市においては、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地階等の所有者又は管理者から、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画について、報告を求めるものとする。

（３）計画の公表

市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地階等の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。

（４）訓練の実施

市と地階等の管理者等が共同して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

４　県及び市における措置

（１）浸水防止施設設置の促進

県及び市は、地階等の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地階等の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

（２）浸水対策事業の集中的実施

県及び市は、地階等の利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業を連携して重点的な対策に努める。

第５節　農地防災対策

実施担当	農政課

１　東海農政局、県、市及び土地改良区における措置

（１）たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域においてこれを防止するため、排水機、ひ門、排水路、配水管理施設等の新設、又は改修を行う。

（２）老朽ため池整備事業

老朽化等による決壊を防止するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修及び風水害等によって、土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために行う擁壁、水路等の新設又は改修を行う。

（３）用排水施設整備事業

自然的社会的状況の変化、施設の脆弱化等により農地、河川堤防、公共施設等に被害が生じるのを防ぐため、頭首工、ひ門、水路等の改修を行う。

（４）ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

附属資料	3.5　防災重点農業用ため池

第３章　土砂災害等予防対策

■　基本方針

○　市は、県から提供される山地災害危険地区や土砂災害警戒区域等を的確に把握し、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させる等県との連携を強めて土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

○　山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。

○　推進を図る上で、自力避難が困難な避難行動要支援者の人命保護が重要である。

○　集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から人命・財産を守るため、国及び県と連携をとりながら砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 土地利用の適正誘導	市	１　適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第２節 土砂災害の防止	市	１(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 １(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 １(3) 小牧市防災ガイドブックの作成及び周知 １(4) 愛知県の実施する防災対策への協力
	県	２(1)土砂災害警戒区域等の指定 ２(2)山地災害危険地区の把握 ２(3)土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 ２(4)土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 ２(5)土砂災害監視システムによる情報提供 ２(6)避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進
第３節 砂防対策	中部地方整備局、県	１(1) 砂防事業 １(2) 急傾斜地崩壊防止事業 １(3) 総合土砂災害対策
第４節 治山対策	中部森林管理局、県	１　治山事業
第５節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	県、市	１(1) 施設管理者等に対する情報の提供 １(2) 施設管理者等に対する防災知識の普及
	市	２(1) 連絡体制の確立 ２(2) 施設管理者等に対する支援 ２(3) 市長の指示等
	要配慮者利用施設	３(1) 計画の作成 ３(2) 訓練の実施
第６節 宅地造成の規制誘導	市	１(1) 造成宅地防災区域 １(3) 宅地危険箇所の防災パトロール
第７節	市	１(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

被災宅地危険度判定の体制整備		１(2) 相互支援体制の整備

第１節　土地利用の適正誘導

実施担当	道路課、河川課、都市計画課、都市整備課、農政課

１　市における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、都市再生特別措置法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第２節　土砂災害の防止

実施担当	防災危機管理課、河川課、農政課

１　市における措置

（１）土砂災害警戒区域等に関する措置

適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。

（２）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備

土石流発生基準雨量等の設定、土砂災害に対する予報又は警報の発令及び伝達、避難、その他警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を県から受け、土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域の住民への周知体制の整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行う。

市内にある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、別途小牧市地域防災計画附属資料に記載する。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

「避難情報に関するマニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）発表時には、直ちに避難指示を発令することを基本とし、警戒区域近隣に居住する住民等に架電・ＦＡＸを利用して周知を行う。

イ　警戒区域ごとの最寄の指定避難所等

野口大山区：リサイクルプラザ、野口会館
本庄区：本庄保育園、本庄小学校、タウン本庄会館、小松寺団地会館、本庄会館
池之内区：池之内会館

避難路等については、幅員が広く土砂災害の影響を受けにくい道を選定すること。

ウ　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

土砂災害の情報伝達から避難、避難誘導等の一連の流れについての避難訓練を適宜実施することとする。

エ　警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設については、小牧市地域防災計

画附属資料「３．３土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に記載する。

オ　救助に関する事項

災害対策本部に救助要請があった場合、必要に応じて自衛隊派遣要請、災害救助法の適用申請を行う。

（３）小牧市防災ガイドブックの作成及び周知

小牧市防災ガイドブックにより、土砂災害警戒区域等に関して適切な情報提供を行う。

（４）愛知県の実施する防災対策への協力

愛知県の土砂災害の防止における対策等に対して、協力を行うものとする。

附属資料	3.3　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

２　県における措置

（１）　土砂災害警戒区域等の指定

ア　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ　災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ　急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

（２）山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により、山地災害危険地区を把握する。

（３）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア　県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。

（４）土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア　土砂災害特別警戒区域

①　特定の開発行為の制限

②　建築物の構造規制による安全確保

③　建築物に対する移転等の勧告

イ　急傾斜地崩壊危険区域

① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
② 標識等による住民への周知
③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

ウ　山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

（５）土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する。

（６）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

第３節　土砂災害対策

実施担当	河川課

１　中部地方整備局及び県における措置

（１）砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰提工や渓流の侵食による土砂流出を防ぎ、河床の安定を図る渓流保全工等を施工する。また、砂防指定地域内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。

（２）急傾斜地崩壊防止事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけ崩れのおそれのある箇所を把握し、人家５戸以上、こう配30度以上、がけの高さ５ｍ以上又は避難場所等に被害の恐れがある箇所は「急傾斜地崩壊危険区域」に早期に指定されるよう県に対し働きかける。指定された急傾斜地崩壊危険区域には、標識等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロール等を実施する。なお、崩壊防止工事については、土地保有者等が施工することが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次崩壊防止工事として施工するほか、県に対しても工事施工等について積極的な働きかけを行う。

（３）総合土砂災害対策

近年の土石流、崖崩れ災害等の頻発に鑑み、上記の防災施設を整備するほか、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立に関する必要な支援、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を実施する。

なかでも、的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立することは必要不可欠である。このため、県と名古屋地方気象台が連携して提供する土砂災害警戒情報やこれに関連した情報により、迅速かつ適切な防災体制を推進していく。

また、市民の生命、身体の保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区

域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。

大規模な土砂災害が急迫した場合は、さらに同法に基づき、中部地方整備局及び県は緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知することにより、市の警戒避難体制を支援する。

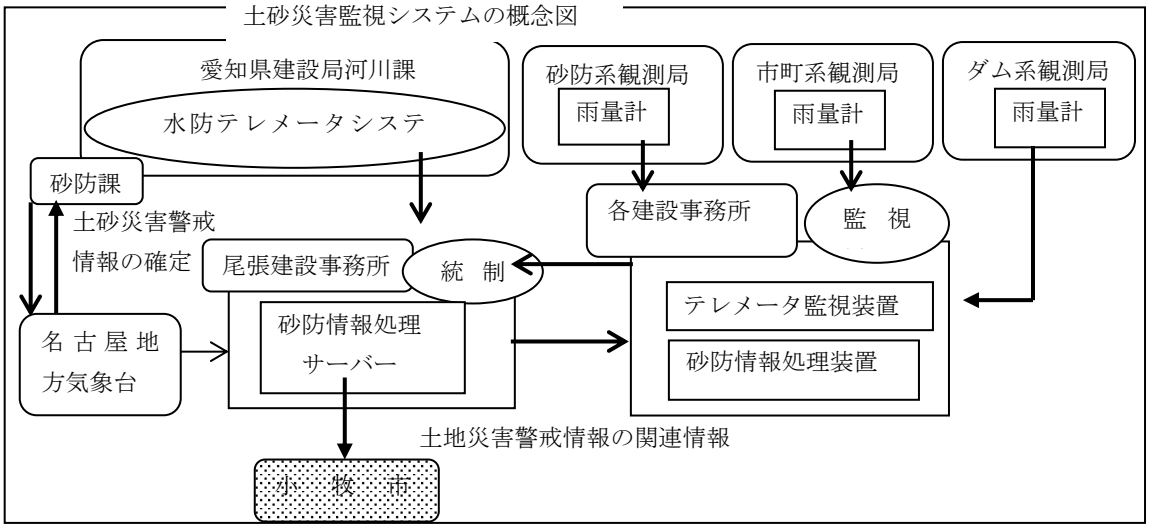

附属資料	3.1　土石流注意箇所 3.2　急傾斜地崩壊危険箇所 3.3　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

第４節　治山対策

実施担当	農政課

１　中部森林管理局及び県における措置

山地災害の防止のため、天然現象等によって発生した山腹崩壊地や荒廃渓流において、山腹工・渓間工等の治山施設による復旧整備及び荒廃拡大の予防措置により山地災害の未然防止を図る。

また、森林の有する水源涵養機能や土砂流出等の防災機能を高度に発揮させるため、過密化や被災等により機能の低下した保安林の整備を実施する。

附属資料	3.4　山地災害危険地区

第５節　要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

実施担当	福祉総務課、防災危機管理課

１　県及び市における措置

（１）施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

（２）施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

２　市における措置

（１）連絡体制の確立

市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

（２）施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

（３）市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（４）市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

３　要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない。

（１）計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

（２）訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第６節　宅地造成の規制誘導

実施担当	建築課

１　市における措置

（１）造成宅地防災区域

市は県が「造成宅地防災区域」の指定をするにあたり、その判断に必要となる大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を明確にし、Webサイト等で情報を公開し、災害防止のための必要な啓発を行う。

（２）宅地危険箇所の防災パトロール

災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

第７節　被災宅地危険度判定の体制整備

実施担当	建築課

１　市における措置

（１）被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

（２）相互支援体制の整備

市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第４章　事故・火災等予防対策

■　基本方針

○　関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

○　航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害（以下「大規模航空災害」という。）の対策について定めるものとする。

○　鉄道の被災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定めるものとする。

○　トンネル、橋りょう等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定めるものとする。

○　石油類、薬品、高圧ガス等の危険物の爆発、火災又はこれに伴う有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害を及ぼすおそれがあるので、これら危険物の製造、貯蔵、取扱い及び運搬に関し危険物の保安確保、自主保安体制の確立等の指導を行うとともに、災害防止のための査察を強化し、また危険物取扱者に対する保安教育を実施する。

○　林野火災の発生を未然に防止するため、予防思想の普及、啓発、林野巡視の強化及び防火施設の整備を推進する。

○　百貨店等不特定多数の者が出入りする防火対象物の地階における災害の発生及び拡大を未然に防止するための対策を定める。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 航空災害対策	市	１(1)愛知県名古屋飛行場及びその周辺市町村との協定に基づく連携
第２節 鉄道災害対策	県、警察、市	１　救助・救急用資機材の整備
	中部運輸局、県、警察、市	２(1) 情報通信手段の確保及び運用・管理 ２(2) 防災体制の強化
第３節 道路災害対策	道路管理者	１(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 １(2) 道路の防災対策
	道路管理者、県、警察、市	２(1) 実践的な訓練の実施 ２(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理
	県、警察、市	３(1) 救助・救急用資機材の整備 ３(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備
第４節 放射性物質及び原子力災害予防対策	予防対策実施機関（事業者、市、警察、県、愛知労働局、中部運輸局、名古屋地方気象台）	１　放射線測定器、放射線防護服等防護資機材の整備 ４　放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保 ５　災害に関する知識の習得及び訓練等
	県	２(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備 ２(2) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

区　分	機関名	主な措置
		２(3) 国との連絡調整
	愛知労働局、県、市	放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握
第５節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	県、市	１(1) 立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査 １(2) 危険物取扱者、保安監督者等に対する保安指導の強化
	市	２　化学消防車等の整備
	危険物等施設の所有者･管理者・占有者	３(1) 事業所の自主点検体制の確立 ３(2) 必要資機材の備蓄
	危険物等施設の所有者･管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市	４　災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発
第６節 高圧ガス保安対策	高圧ガス施設等の所有者･管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、市	１　災害防止技術の向上
第７節 林野火災対策	中部森林管理局、県、市、森林組合	１(1) 林野火災予防思想の普及、啓発 １(2) 林野パトロール １(3) 防火用水の整備 １(4) 予防機材等の整備
	県、市	２　林野所有（管理）者に対する指導
第８節 地階等の保安対策	地階等の所有者･管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県、警察、市	１　地階等の実態調査の実施
	地階等の所有者・管理者・占有者	２(1) 防火避難施設の点検整備 ２(2) 防火・防災管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備 ２(3) 非常用通信設備の整備充実 ２(4) 利用者に対する広報と従業員に対する消防計画の周知徹底
	市	３(1) 査察の強化 ３(2) ガス事業者との連携強化 ３(3) 消防施設の整備充実
	警察	４(1) 情報収集・連絡体制等の整備 ４(2) 保安施設の整備指導 ４(3) 救出救助用資機材の整備
	ガス事業会社	５　安全型機器・遮断装置等の安全設備の普及促進

第１節　航空災害対策

実施担当	消防総務課、消防署

１　市における措置

（１）愛知県名古屋飛行場及びその周辺市町村との協定に基づく連携

「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定」に基づき、関係機関（西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市）は、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、県（名古屋空港事務所）と連携し、毎年1回消火救難訓練を実施する。

第２節　鉄道災害対策

実施担当	消防署、小牧警察署

１　県、警察及び市における措置

大規模鉄道災害に対処できるように救助・救急用資機材の整備に努める。

２　中部運輸局、県、警察及び市における措置

（１）情報通信手段の確保及び運用・管理

大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

（２）防災体制の強化

大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第３節　道路災害対策

実施担当	道路課、消防署、小牧警察署

１　道路管理者における措置

（１）道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

市は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

（２）道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第２編第５章第１節「交通関係施設対策」により実施する。

２　道路管理者、警察及び市における措置

（１）実践的な訓練の実施

市は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携した、より実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

（２）情報通信手段の確保及び運用・管理

市は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用、管理及び整備に努める。

３　県、警察及び市における措置

（１）救出救助用資機材の整備

県、小牧警察署及び市は、大規模道路災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。

（２）道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

県、警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報伝達体制の整備を図る。

第４節　放射性物質及び原子力災害予防対策

実施担当	予防課、消防署、関係事業者

１　予防対策実施機関（事業者、市、警察、県、愛知労働局、中部運輸局及び名古屋地方気象台）における措置

必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

２　県における措置

（１）原子力事業者との通報・連絡体制の整備

近隣県における原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努めるものとする。

（２）平常時における環境放射線モニタリングの実施

平常時の環境放射線量等のデータの収集に努め、緊急時における対策のための基礎データとするものとする。

（３）国との連絡調整

緊急時の放射線影響予測にあたり、国の予測データが活用できるようあらかじめ国と調整を行うものとする。

３　愛知労働局、県及び市における措置

（１）放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等防災対策資料の把握に努めるものとする。

（２）県は、放射性物質取扱業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図るものとする。

４　放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、事業者等は、あらかじめ専門医を置く原子力災害拠点病院等の把握に努めるものとする。

５　災害に関する知識の習得及び訓練等

放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人原子力研究開発機構（以下、「４原子力事業者」という。）と連携して、他の防

災関係機関に適宜情報提供を行う。

（１）アドバイザーの設置
県は、原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

（２）県と４原子力事業者との情報交換等の実施
県と４原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。

（３）情報伝達訓練の実施
県は、４原子力事業者が行う原子力発電所又は原子炉施設の異常時における情報伝達訓練と連携して、関係機関への情報伝達訓練を実施するものとする。

第５節　危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

実施担当	予防課、消防総務課、消防署、関係事業者

１　県及び市における措置

（１）立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査
危険物による災害を未然に防止するため、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理状況が、法令に定めるところにより適切に維持管理されているかどうかを定期又は随時に予防査察を行い、立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

（２）危険物取扱者、保安監督者等に対する保安指導の強化
危険物取扱者、保安監督者等を対象に、講習会、研究会等を開催し、防災活動が完全に遂行されるよう保安に必要な教育を行うほか、危険物安全協会を通じ、資料の配布、懇談会等の開催により危険物取扱者の資質の向上を図る。

（３）安全性の確保
危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

２　市における措置
市は、化学消防車等の整備を図り、強化促進を図る。

３　危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

（１）事業所の自主点検体制の確立
ア　日常の点検事項、点検方法等あらかじめ具体的に定めておくものとする。
イ　自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
ウ　隣接する石油類等事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

（２）必要資機材の備蓄
事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

４　危険物等施設の所有者・管理者・占有者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

５　消防相互応援体制の確立

災害が発生した場合の消防活動応急措置又は災害復旧につき自ら実施することが困難な場合に市町村に応援を要請し、又は応援の要請に応じるため、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防相互応援協定を締結し、応急対策の円滑な実施を図る。

附属資料	4.1　石油類等大量保有事業所 5.1.1　消防相互応援協定

第６節　高圧ガス保安対策

実施担当	予防課、消防署、関係事業者

１　高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

高圧ガス等の製造所、貯蔵所及び取扱所に対しては、石油類、薬品等の危険物施設に準じて予防査察及び従業員の保安教育を行う。

２　消防相互応援体制の確立

災害が発生した場合の消防活動応急措置又は災害復旧につき自ら実施することが困難な場合に市町村に応援を要請し、又は応援の要請に応じるため、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防相互応援協定を締結し、応急対策の円滑な実施を図る。

附属資料	4.4　消防活動阻害物質（圧縮アセチレンガス等取扱・貯蔵事業所：１ｔ以上） 5.1.1　消防相互応援協定

第７節　林野火災対策

実施担当	農政課、予防課、消防署

１　中部森林管理局、県、市及び森林組合における措置

（１）林野火災予防思想の普及、啓発

市民の林野に対する愛護精神の高揚及び火災予防思想の普及・啓発に努める。特に林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。なお、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等を利用して市民に対し強く防災思想の普及、啓蒙を行い、林野パトロールを強化する。

（２）林野パトロール

林野火災の未然防止を図るため、林野火災の多発時期にはパトロール・啓発活動の強化等を関係者に依頼する。

（３）防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

（４）予防機材等の整備

林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

２　県及び市における措置

林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期におけるパトロール等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

第８節　地階等の保安対策

実施担当	予防課、消防署、小牧警察署、ガス事業会社

１　地階等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県、警察及び市における措置

万一、地階等（地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限にくい止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

また、地階等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地階ごとに防災訓練を実施する。

２　地階等の所有者・管理者・占有者における措置

（１）防火避難施設の点検整備

（２）防火・防災管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

（３）非常用通信設備の整備充実

（４）利用者に対する広報と従業員に対する消防計画の周知徹底

３　市における措置

（１）査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

（２）ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等を申し合せ、平常時から実施する。

（３）消防施設の整備充実

地階等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

４　小牧警察署における措置

（１）情報収集・連絡体制等の整備

消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。

（２）保安施設の整備指導

消防機関と連携して、保安施設の整備について指導を行う。

（３）救出救助用資機材の整備

大規模地下災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。

５　ガス事業会社における措置

安全型機器・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。

第５章　建築物等の安全化

■　基本方針

○　災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

○　文化財の保護のため市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立と防災施設の整備促進を図る。

○　建築物の不燃化を図り、安全な都市環境の実現を期する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 交通関係施設対策	施設管理者等	１　施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第２節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等	１　施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第３節 文化財保護対策	市	１(1) 防災思想の普及 １(2) 管理者に対する指導・助言 １(3) 連絡・協力体制の確立 １(4) 適切な修理の実施 １(5) 防火・消防施設等の設置 １(6) 文化財及び周辺の環境整備
第４節 防災建造物整備対策	県、市、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社	１(1) 公共建築物の不燃化 １(2) 優良建築物等整備事業の推進
	独立行政法人住宅金融支援機構、日本政策投資銀行	２　耐火建築物建設資金の融資
	県、市	３(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 ３(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保
	県、市、私立各学校等管理者	４(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 ４(2) 文教施設・設備等の点検及び整備 ４(3) 危険物の災害予防

第１節　交通関係施設対策

実施担当	関係各課、関係機関

１　施設管理者における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、陸・空における各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

２　道路

市は、次の対策を実施又は推進する。

（１）山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策

山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

（２）浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

３　鉄道

名古屋鉄道株式会社は、次の対策を実施又は推進する。

（１）施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

（２）安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

４　空港

県（名古屋空港事務所）は、航空機事故等による災害を防止するため、管制塔及び航空保安施設等の整備を推進する。

第２節　ライフライン関係施設対策

実施担当	上下水道施設課、関係機関

１　施設管理者、県および市における措置

（１）施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

（２）早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

２　電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

（１）発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

（２）送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

（３）配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨等による対策として、建設ルートの選定に当たっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、う回するよう慎重な配慮をしている。

（４）保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

（５）資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア　応急復旧用資機材及び車両

イ　食料その他の物資

（６）電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

３　ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

（１）風水害対策

ア　ガス製造設備

（ア）浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

（イ）風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

（ウ）風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ　ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋りょう架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

（２）ガス事故対策

ア　ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取り締まり等の実施により火災防止を図る。

イ　ガス供給設備

（ア）大規模なガス漏洩等のガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

（イ）供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

（３）防災業務設備の整備

ア　検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ　設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、

液化ガス貯そう、大型の油貯そう、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ　防消火設備

液化ガス貯そう、油貯そう、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ　漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯そう、油貯そうについては、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ　緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ　連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ　自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

（４）災害対策用資機材等の確保及び整備

ア　災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ　車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ　代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

（５）協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

４　上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

（１）主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

（２）河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

水管橋等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

（３）浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げする等、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

（４）緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

（５）洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

（６）自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

５　下水道

下水道事業者（市及び県）は、次の対策を実施する。

（１）主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

（２）災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

（３）自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

（４）発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

６　通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

（１）施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐水機能を高める等防災構造化を進める。

（２）重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

（３）施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。

（４）定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

（５）応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えてあらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備応急対策用資機材を整備する。

第３節　文化財保護対策

実施担当	文化財課、小牧山課

１　市における措置

（１）防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

（２）管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

（３）連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

（４）適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

（５）防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

（６）文化財及び周辺の環境整備

文化財及び周辺の環境整備を常に実施する。

附属資料	3.9　指定文化財

２　応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸等の二次災害防止につとめる。

３　災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

（１）被害状況の把握と報告

（２）事後措置の指示・伝達

第４節　防災建造物整備対策

実施担当	建築課、関係各課

１　県、市、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社における措置

（１）公共建築物の不燃化

市営住宅、病院等の公共建築物の不燃化を推進する。

（２）優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

２　独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施工する組合に対して耐火建築物の建設を促進する。

３　県及び市における措置

（１）防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点等防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に対して浸水対策設計・施工を講じる等必要な浸水対策等を推進する。

（２）公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を推進する。

４　県、市及び私立学校管理者における措置

（１）文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講じる。

（２）文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

（３）危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第６章　都市の防災性の向上

■　基本方針

○　都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や安全市街地形成土地区画整理事業等の面的整備事業を促進する。また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

○　都市の災害防止、土地の合理的利用及び環境の整備を図るため、都市部における防火地域等指定、災害危険区域の指定、宅地造成等の規制及び市街地再開発事業や安全市街地形成土地区画整理事業等の推進により、都市の防災街区を積極的に整備する。

○　市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業及び公共下水事業等の排水施設整備事業を推進する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 都市計画のマスタープラン等の策定	市	(1) 都市計画のマスタープランの策定
第２節 防災上重要な都市施設の整備	市	(1) 都市における道路の整備 (2) 都市における公園等の整備 (3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等
第３節 建築物の不燃化の促進	市	(1) 防火･準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃対策
第４節 市街地の面的な整備・改善	市	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制

第１節　都市計画のマスタープラン等の策定

実施担当	都市計画課

１　市における措置

（１）　都市計画のマスタープランの策定

小牧市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進

する。

第２節　防災上重要な都市施設の整備

実施担当	都市計画課、都市整備課、みどり公園課、区画整理課、用地課

１　市における措置

（１）都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

（２）都市における公園等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間(オープンスペース)を整備することが必要である。

市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

（３）所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

附属資料	3.6　都市計画用途地域 3.8　防火地域及び準防火地域

第３節　建築物の不燃化の促進

実施担当	建築課、都市計画課

１　市における措置

（１）防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

（２）建築物の不燃対策

市は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上、避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

ア　不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が３以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物等とする。

イ　不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が３以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ　イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第４節　市街地の面的な整備・改善

実施担当	河川課、都市計画課、都市整備課、区画整理課

１　市における措置

（１）　市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

（２）　災害対策等に関する土地利用規制

ア　災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居住を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

イ　宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生じる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

第７章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■　基本方針

○　風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するため、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	１　防災拠点施設の整備 ２(1) 市町村業務継続計画等の策定促進 ２(2) 公的機関の業務継続性の確保 ２(3) 応急活動のためのマニュアルの作成等 ２(4) 人材の育成等 ２(5) 防災中枢機能の充実 ２(6) 浸水対策用資機材の整備強化 ２(7) 防災拠点施設の屋上番号標示 ６　情報の収集・連絡体制の整備 ９　物資の備蓄、調達供給体制の確保 10　応急仮設住宅の設置に係る事前対策 11　災害廃棄物処理に係る事前対策 12　罹災証明書の発行体制の整備
	市	３　消防施設・設備の整備改善及び性能調査 ４　水防倉庫の整備改善及び点検
	名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社、県	５　気象等観測施設・設備の整備及び観測情報等の関係機関への提供

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

実施担当	関係各課

１　防災拠点施設の整備

防災拠点は、応急対策活動時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、耐震性を図るものとする。また、非常用電源設備等の整備を図り、外部との連携・連絡体制構築が必要と認められる施設については、衛星携帯電話の導入など多様な通信手段の確保に努める。市の防災拠点施設について、以下のとおりまとめる。

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるように体制等を強化する。

防災拠点施設	役割等	備考
市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営	
消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む
保健センター	災害医療・保健衛生活動	
市民病院	医療救護活動	災害拠点病院
リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動	
上水道管理センター	応急給水・復旧活動	
小牧市スポーツ公園駐車場 勤労センター（駐車場）	応援隊の宿営場所	
各災害復旧用オープンスペース候補地	消防・自衛隊・ライフライン復旧・応急仮設住宅・災害廃棄物要用地	附属資料 7.1.7 にて掲載
各緊急物資集積場所	物資の受入・搬出	附属資料 7.1.3 にて掲載
各指定避難所 （地震避難所 40 箇所）	避難者の収容等	附属資料 7.1.1 にて掲載
小牧市スポーツ公園駐車場	進出拠点	

附属資料	7.1 避難施設等

２　市、県及び防災関係機関における措置

（１）市町村業務継続計画等の策定促進

県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

（２）公的機関の業務継続性の確保

ア　市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ　市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
②本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
③電気・水・食料等の確保
④災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
⑤重要な行政データのバックアップ
⑥非常時優先業務の整理

（３）応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。なお、市は職員初動体制マニュアルの事前防災行動計画（タイムライン）等に基づき、災害対応を実施すること。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性

の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

（４）人材の育成等

ア　市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ　市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

（５）防災中枢機能の充実

ア　市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ　市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

（６）非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

（７）防災関係機関相互の連携

ア　県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ　市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ　市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ　市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

（８）浸水対策用資機材の整備強化

県及び市は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、掛矢等の防災資機材の確保及び水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

（９）防災拠点施設屋上における番号表示

災害発生時にヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が、効率的に進められるよう市役所、市民病院等の屋上について、県計画により番号表示を行う。

（１０）防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

３　消防施設・設備の整備回線及び性能調査

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設及びその他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

附属資料	2.2　消防施設・設備等

４　水防倉庫の整備改善及び点検

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な、くい、土のう、スコップ、掛矢等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備、改善並びに点検する。

附属資料	2.4　水防施設・設備等

５　名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県における措置

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届けることを義務づけている。

附属資料	2.1　気象等観測施設

６　情報の収集・連絡体制の整備等

（１）情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

（２）通信手段の確保

ア　通信施設の防災構造化等

県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び

危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ　通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が生じた場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ　ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

附属資料	2.3　通信施設・設備等

（３）被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

7　救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救助工作車、救命ボート、担架及び救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検する。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について関係機関とあらかじめ協議する。

附属資料	2.5　救助施設・設備等

8　道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善及び点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車両の導入や舟艇を配備する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を、定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

附属資料	7.1　避難施設等 2.6　その他施設・設備等

9　物資の備蓄、調達供給体制の確保

（１）市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

（２）市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも３日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

（３）市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

（４）県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

附属資料	5.1.19、5.1.57　災害時における物資調達に関する協定 5.1.20　災害時における石油類燃料の供給に関する協定

１０　応急仮設住宅の設置に係る事前対策

（１）県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要る資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

（２）市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害等の危険性に配慮する。

１１　災害廃棄物処理の係る事前対策

（１）市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（環境省　策定：平成26年3月、改定：平成30年3月）に基づき、平成29年11月に市災害廃棄物処理計画を策定した（令和5年3月改定）。本計画においては、円滑かつ迅速に災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

（２）県災害廃棄物処理計画の策定

県は、愛知県災害廃棄物処理計画（策定：平成28年10月、改定：令和4年1月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練

を実施する。

（３）広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティア支援センターを運営する社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

１２　罹災証明書の発行体制の整備

（１）市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

（２）市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

（３）県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第８章　避難行動の促進対策

■　基本方針

○　避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

○　防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○　災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

○　市長等は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	市、県	１　情報伝達手段の多重化・多様化の確保 ２　防災行政無線等の維持管理
第２節 緊急避難場所及び避難路の指定等	市	１　緊急避難場所の指定 ２　避難路の選定
第３節 避難情報に関するマニュアルの作成	市	１(1) マニュアルの作成 １(2) 判断基準の設定に係る助言 １(3) 事前準備
	県	判断基準の設定に係る助言
第４節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要施設の管理者	１　避難計画の作成
第５節 避難に関する意識啓発	市	１(1) 緊急避難場所等の広報 １(2) 避難のための知識の普及

第１節　気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

実施担当	防災危機管理課、広報広聴課

１　市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地階等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育や市防災ガイドブック等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やX、フェイスブックなどのＳＮＳ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

２　県における措置

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。

３　市、県及びライフライン事業者における措置

市、県及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第２節　緊急避難場所及び避難路の指定等

実施担当	防災危機管理課、関係各課

市における措置

１　緊急避難場所の指定

（１）緊急避難場所とは

緊急避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

ア　広域避難場所

広域避難場所とは、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。

イ　一時避難場所

一時避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもち、また、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。

ウ　避難道路

避難道路とは、広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した、又は整備する道路等をいう。

エ　避難所

避難所とは地震等の災害における家屋の倒壊、焼失等現に被害を受けた者又は、被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館等既存建築物等に収容し、保護するものをいう。

（２）広域避難場所

市長は住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア　広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ　広域避難場所における避難者１人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。

ウ　広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ　広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ　広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率５％程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ　地区分けをする場合においては、区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

附属資料	7.1.1　指定避難所・指定緊急避難場所

（３）一時避難場所

一時避難場所の選定に当たっては以下の基準により選定し、確保しておくものとする。

ア　学校のグラウンド、公園、緑地等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。

イ　地域単位に臨時応急的に集団を形成することとなるので、市民の生活圏を考慮した場所とすること。

ウ　避難者１人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

２　避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア　避難路はおおむね８ｍ～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ　地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ　避難路は、相互に交差しないものとする。

エ　浸水等の危険のない道路であること。

オ　自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第３節　避難情報に関するマニュアルの作成

実施担当	防災危機管理課

１　市における措置

（１）マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア　豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ　収集できる情報として次の情報を踏まえること

（ア）気象予警報及び気象情報

（イ）河川の水位情報、指定河川洪水予報

（ウ）土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報(土砂災害）の危険度分布)、土砂災害危険度情報

ウ　「避難情報に関するガイドライン」(内閣府）を参考にすること

エ　区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

（ア）河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

（イ）土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

オ　情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて５段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める

カ　洪水等に対しては、防災ガイドブック等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル５]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

キ　避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

（ア）避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等)、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル４］避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル５］緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握

することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

（イ）土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、［警戒レベル５］緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

（２）判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

（３）事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

２　県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第４節　避難誘導等に係る計画の策定

実施担当	関係各課

１　市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

（１）市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア　避難情報を行う基準及び伝達方法

イ　緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ　緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
エ　緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
（ア）給水措置
（イ）給食措置
（ウ）毛布、寝具等の支給
（エ）衣料、日用必需品の支給
（オ）負傷者に対する応急救護
オ　緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
（ア）緊急避難場所や避難所の秩序保持
（イ）避難者に対する災害情報の伝達
（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
（エ）避難者に対する各種相談業務
カ　災害時における広報
（ア）広報車による周知
（イ）避難誘導員による現地広報
（ウ）市民組織を通じての広報

（２）防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア　学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ　義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ　病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

２　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置

市地域防災計画で具体的に定める情報伝達や警戒避難体制等に関する事項の内容については、第２章第３節、第３章第２節に定めるところによる。

３　避難行動要支援者の避難対策

第９章第２節　要配慮者支援対策（４）避難行動要支援者対策　参照

第５節　避難に関する意識啓発

実施担当	広報広聴課、防災危機管理課

１　市における措置

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等や洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示した小牧市防災ガイドブック、広報誌・ＰＲ紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

（１）緊急避難場所等の広報

指定した緊急避難場所、避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

ア　緊急避難場所、避難所の名称
イ　緊急避難場所、避難所の所在位置
ウ　避難地区分け
エ　緊急避難場所、避難所への経路
オ　緊急避難場所、避難所の区分
カ　その他必要な事項
・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること

（２）避難のための知識の普及

必要に応じて、次の事項を市民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア　平常時における避難のための知識
イ　避難時における知識
・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）
・洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等が防災ガイドブック等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、防災ガイドブック等で浸水深等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと
・市長から［警戒レベル５］緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと
ウ　緊急避難場所、避難所滞在中の心得

（３）広報の方法

防災担当者は、これらの広報活動に当たって、広報誌、小牧市防災ガイドブックによる広報、相談窓口での対応、講習会、防災訓練等を実施するものとする。

（４）その他

ア　防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
イ　市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
ウ　市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■　基本方針

○　市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。

○　県、市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。

○　市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を活用するものとする。

○　災害発生時には、避難行動要支援者への特別な配慮、支援が重要であり、市及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。特に、避難行動要支援者の支援については、「小牧市避難行動要支援者台帳活用マニュアル」に沿って、平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導体制の整備等に努めるものとする。

○　令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

○　県及び市は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難所の指定・整備	市	１(1)　避難所等の整備 １(2)　指定避難所の指定 １(3)　福祉避難所の整備 １(4)　避難所が備えるべき設備の整備 １(5)　避難所の破損等への備え

区　分	機関名	主な措置
		１(6) 避難所の運営体制の整備
第２節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	１(1) 対象者の把握 １(2) 社会福祉施設等における対策 １(3) 在宅者の要配慮者対策 １(4) 避難行動要支援者対策 １(5) 外国人等に対する対策 １(6) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 １(7) 災害ケースマネジメント
第３節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策

第１節　避難所の指定・整備等

実施担当	防災危機管理課、関係各課

１　市における措置

（１）避難所等の整備

市は、平成２６年に実施した地震被害想定調査に基づく避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

（２）指定避難所の指定

ア　市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ　上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ　避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

エ　一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。

１㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
２㎡/人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積
３㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型インフルエンザ等感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

オ　指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

カ　指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

キ　市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

（３）福祉避難所の整備

ア　市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ　市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ　市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ　市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

（４）避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア　情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、Wi-Fi（無線LAN）、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ　運営事務機能整備：コピー機、パソコン等

ウ　バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

（５）避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テント等の備蓄等を図る。

（６）避難所の運営体制の整備

ア　市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。また、平成２９年３月に「小牧市避難所開設運営マニュアル」、平成３０年３月に「風水害時の避難所運営マニュアル」、令和２年８月に「小牧市避難所開設運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を作成し、公表したため、この冊子を参考に各避難所において運営体制の整備を進めていく。

イ　市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ　避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ　市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討するよう努めるものとする。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型インフルエンザ等感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第２節　要配慮者支援対策

実施担当	要配慮者対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者:福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課 外国人:多文化共生推進室 災害ケースマネジメント：関係各課

１　市及び社会福祉施設等管理者における措置

（１）対象者の把握

要配慮者に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。

ア　障がい者・介護及び救護を要する高齢者：福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課

イ　外国人：多文化共生推進室

さらに、事業者及び地域における取り組みを進めるものとする。

（２）社会福祉施設等における対策

ア　組織体制の整備

施設管理者は、風水害等災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ　緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ　防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ　防災備品の整備

施設管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ　非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

（３）在宅の要配慮者対策

ア　緊急警報システム等の整備

要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ　応援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ　防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の災害弱者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（４）避難行動要支援者対策

ア　市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に避難支援の協力を依頼する企業団体等との協定の締結を検討する。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ　避難行動要支援者名簿の整備等

（ア）要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

（イ）避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成は、福祉部福祉総務課にて執り行う。その際は、災害対策基本法第49条の10第３項に基づき、福祉部等関係部局が保有する各施策の受給者情報を集約し、活用することに努める。

１．避難行動要支援者名簿に掲載する者

ア．要介護３以上の介護保険認定者

イ．身体障害者手帳の等級が１～３級の身体障がい者（児）

ウ．療育手帳の判定区分がＡ、Ｂ判定の知的障がい者（児）

エ．市長が必要と認めた者

２．避難行動要支援者名簿に記載する事項

氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他連絡先・避難支援を必要とする理由等を記載する。

３．避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要と認められるときは、災害対策基本法第49条の10第４項にて、関係都道府県等その他の者に対して情報提供を求めることができる。

（ウ）避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者名簿に登載される者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を半年に１度更新し、関係者間で共有する。

（エ）避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等関係者は下記の者とする。なお、避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対する災害情報の伝達及び避難支援を行うこととする。

ア．区長

イ．民生・児童委員

ウ．自主防災組織

エ．小牧市社会福祉協議会

オ．愛知県小牧警察署

カ．小牧市消防本部

キ．その他市長が認めた団体、個人

（オ）避難支援等関係者への情報提供

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意の上で、平常時から情報の提供を行う。

情報の提供に際し、市は情報漏えいを防止するための以下の事項を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよ

う、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

１．提供される名簿については、施錠可能な場所での保管を徹底し、複製の制限等による情報管理の徹底を図る。

２．避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に理解してもらい、必要以上に複製しないよう指導する。

３．区長、民生・児童委員、自主防災組織に対しては、該当地区の情報のみを提供する。

（カ）避難支援体制の構築

避難支援等関係者は、地域の実情に応じ、避難支援体制を構築する。なお、構築にあたっては、市と小牧市社会福祉協議会が連携して支援を行う。

（キ）避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の避難支援を行うためには、避難支援等関係者の安全確保が大前提となる。市は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるように地域住民全体で話し合いルールや計画を作り周知することで、避難支援等関係者における安全確保の措置も決めておくよう、配慮する。

ウ　個別避難計画の作成等

（ア）個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（イ）避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

（ウ）個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（エ）県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

エ　市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

（５）外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア　避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ　外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ　多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ　外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ　災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターとの連携を推進する。

（６）浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア　浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

イ　洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ　要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

（ア）計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

（イ）施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

（ウ）施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

（エ）市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及

び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

（オ）市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

（７）災害ケースマネジメント

県及び市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第３節　帰宅困難者対策

１　市及び県における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

（１）帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

（２）事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

２　支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第１０章　広域応援・受援体制の整備

■　基本方針

○　県、市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 広域応援・受援体制の整備	市	１　資料の整備
	市、県	２(1) 応援要請手続きの整備 ２(2) 応援協定の締結等 ２(3) 受援体制の整備 ２(4) 訓練、検証等
	防災関係機関	３　応援協定の締結等
第２節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	市	１(1) 緊急消防援助隊 １(2) 広域航空消防応援 １(3) 県内の広域消防相互応援 １(4) 尾張中北消防指令センター
第３節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市、県	１(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 １(2) 訓練・検証等
第４節 防災活動拠点の確保等	市、県	１ 防災活動拠点の確保等

第１節　広域応援・受援体制の整備

実施担当	防災危機管理課、消防総務課、関係各課

１　市における措置

市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

２　市及び県における措置

（１）応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えるものとする。

（２）応援協定の締結等

ア　相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の２に基づき、市、県等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ　技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ　民間団体との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。既に締結されている応援協定のほか、愛知県を通じて県外の消防機関に対して応援を求めることができるようにしている。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

（３）受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

（４）訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

附属資料	5.1　協定等

３　防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第２節　応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

実施担当	消防総務課、防災危機管理課

１　市における措置

（１）緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

（２）広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

（３）県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

（４）尾張中北消防指令センター

市は、犬山市、江南市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町及び扶桑町において火災等の緊急通報を広域的に一元管理し、大規模災害が発生した場合において、消防応援活動が迅速かつ的確に実施できるように努めるものとする。

第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備

１　市及び県における措置

（１）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

（２）訓練・検証等

市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第４節　防災活動拠点の確保等

１　市及び県における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、

TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第１１章　防災訓練及び防災意識の向上

■　基本方針

○　国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

○　国、県及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

○　防災訓練、教育等の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

○　様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 防災訓練の実施	県、市等	１(1)　基礎訓練 １(2)　総合訓練 １(3)　広域応援訓練 １(4)　防災訓練の指導協力 １(5)　訓練の検証 １(6)　図上訓練等
	市、私立各学校等管理者	２(1)　計画の策定及び周知徹底 ２(2)　訓練の実施 ２(3)　訓練の反省
第２節 防災のための意識啓発・広報	市、県、名古屋地方気象台	１(1)　防災意識の啓発 １(2)　防災に関する知識の普及 １(3)　家庭内備蓄等の推進 １(4)　過去の災害教訓の伝承
第３節 防災のための教育	市、私立各学校等管理者	１(1)　児童生徒等に対する安全教育 １(2)　関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 １(3)　防災思想の普及 １(4)　登下校（登降園）の安全確保
	市	２(1)　職員に対する防災教育
	防災関係機関	３　防災教育の実施

第１節　防災訓練の実施

実施担当	防災危機管理課、資産管理課、総務課、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署

１　県及び市等における措置

防災思想の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげるものである。従って防災関係機関が中心となって公共的団体、民間協力団体、学校、地域住民等あらゆる機会をとらえて科学的かつ計画的な図上又は実働訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

（１）基礎訓練

ア　水防訓練

市は、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、防災関係機関が合同して実施するものとする。

（ア）実施時期

出水期を前に最も訓練の効果がある時期に実施する。

（イ）実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれがある地域で実施する。

イ　消防訓練

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市町村及び県等が合同して実施するものとする。

ウ　避難、救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難、その他救助の円滑な遂行を図るため水防、消防等の災害防護活動と合わせ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店、高層建築物等にあっては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地階等からの避難訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民等の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ　通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ　非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じて実施する。

（２）総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組み合わせ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア　実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ　実施場所

災害のおそれのある地域又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ　実施の方法

県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

（３）広域応援訓練

県及び市は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

（４）防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

（５）訓練の検証

県及び市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

（６）図上訓練等

県及び市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、ロールプレイング方式を用いた実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練等を実施するものとする。

２　市及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

（１）計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

（２）訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相俟って、十分な効果をあげるよう努める。

（３）訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第２節　防災のための意識啓発・広報

実施担当	広報広聴課、教育総務課、学校教育課、防災危機管理課、消防総務課

１　市、県及び名古屋地方気象台における措置

（１）防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県の提供する災害に関するビデオ等により、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア　災害に関する基礎知識
イ　正確な情報の入手
ウ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
エ　地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
オ　警報等や避難情報の意味と内容
カ　警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
キ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
ク　避難生活に関する知識
ケ　家庭における防災についての話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
コ　応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
サ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

（２）防災に関する知識の普及

市及び県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

（３）家庭内備蓄等の推進

市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

（４）過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第３節　防災のための教育

実施担当	こども政策課、幼児教育・保育課、教育総務課、学校教育課、 防災危機管理課、消防総務課

１　市及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に留めるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担、相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全を最優先する。

（１）児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

（２）関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布、講習会、研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養並びに技能の向上を図る。

（３）防災思想の普及

ＰＴＡ、青少年団体、女性団体等の研修会、各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

（４）登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

ア　通学路の設定

（ア）通学路については、警察署、建設事務所、消防本部等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内のさまざまな状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

（イ）平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。

（ウ）異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

（エ）児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携を取り確認しておく。
（オ）幼児の登下校については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
（カ）高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに（ア）から（エ）に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検確認しておく。

イ　登下校の安全指導
（ア）異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
（イ）通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
（ウ）登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

２　市における措置

（１）職員に対する防災教育

職員の災害時における適切な判断力を養成し、又は職場内における防災体制を確立するため、防災訓練、研修会、見学会、現地調査等を行い、職員に対する防災教育の徹底を図る。

（２）学校教育における防災教育

災害の種類、原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難の方法等、自主防災思想のかん養を図るため、学校教育の全体を通じて防災教育の徹底を図る。

（３）社会教育における防災教育

社会学級等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、この徹底を図る。

（４）地域住民に対する防災教育

防災に関する展覧会、映写会等の行事、図書の配布等により、水防、土砂災害防止等の災害時における心得等の知識の普及に努めるとともに、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及推進を図り、地域住民の防災に関する認識を高揚する。

（５）企業防災の促進

企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

３　防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第１２章　防災に関する調査研究の推進

■　基本方針

○　災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
防災に関する調査研究の推進	県、市	１(1) 危険地域の把握 １(2) 危険地区の被害想定
	市	２(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備 ２(2) 地籍調査

実施担当	河川課、防災危機管理課

１　県及び市における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

（１）危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけに留まらず、①水害危険地域、②地すべり等危険地域、③火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

（２）危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ、調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果及び過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

２　市における措置

（１）防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

（２）地籍調査

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

３　調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して、広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第３編　災害応急対策

第１章　活動態勢（組織の動員配備）

■　基本方針

○　市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、風水害等による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策の推進を図るため、災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

○　これらに伴う災害の発生を防御し、又は応急対策等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。なお、職員の初動体制は、「職員初動体制マニュアル」に定める。

○　一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。

○　大規模な風水害が発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため市及び防災関係機関は、応急対策の万全を期するものとする。

○　要員（資器材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市	○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	→ → ○県又は他市町村職員の派遣要請	
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	○惨事ストレス対策

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 災害対策本部の設置・運営	市	１(1)　災害対策本部の設置 １(2)　本部員会議の組織運営
	防災関係機関	２　所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備・惨事ストレス対策
第２節 職員の派遣要請等	市	１(1)　国の職員の派遣要請 １(2)　他市町村の職員の派遣要請 １(3)　職員派遣のあっせん要求 １(4)　被災市町村への市職員の派遣 １(5)　広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用
第３節 災害救助法の適用	県	１(1)　災害救助法の適用 １(2)　救助の実施 １(3)　市町村への委任 １(4)　救助の委任の留意点 １(5)　日本赤十字社愛知県支部への委託 １(6)　災害救助法が適用された場合の留意事項

	救助実施市	２(1) 災害救助法の適用 ２(2) 救助の実施 ２(3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 ２(4) 災害救助法が適用された場合の留意事項
	市（救助実施市を除く）	３(1) 救助の実施 ３(2) 県が行う救助の補助
	日本赤十字社愛知県支部	４　救助の実施

第１節　災害対策本部の設置・運営

実施担当	防災危機管理課、総務課、契約検査課、行政改革課、消防総務課、予防課、消防署、関係機関

１　市における措置

（１）災害対策本部の設置

ア　設置・廃止基準

本部の設置は、災害対策基本法第２３条第１項及び小牧市災害対策本部条例の規定により、市長が市役所に設置するものである。なお、設置の基準は次のとおりである。

（ア）小牧市に気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）に基づく、大雨、洪水、暴風の各特別警報の１以上が発表され、市長が必要と認めたとき。

（イ）小牧市に気象業務法に基づく、大雨、洪水、暴風の各警報の１以上が発表され、市長が必要と認めたとき。

（ウ）小牧市に気象業務法に基づく大雨、洪水の各注意報の１以上が発表され、市長が必要と認めたとき。

（エ）市内に大規模な地震、火災、爆発その他重大な人為的災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

（オ）市長等が緊急消防援助隊の応援が必要と認めたとき。

（カ）市外で大規模な災害が発生し、市長が支援をする必要があると認められるとき。

（注）災害の規模、程度により本部を設置するに至らない場合は、平常時の組織をもって対処する。なお、災害対策本部の運営方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。

附属資料	参考編 第３　小牧市災害対策本部条例

イ　本部設置の連絡

本部を設置したときは、職員招集メール等で直ちに市職員に連絡するとともに、小牧警察署及び県に対しても報告するものとする。

ウ　本部の廃止

市長は、災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、本部を廃止する。なお、廃止した場合の公表等については設置の場合に準ずる。

エ　非常連絡

災害応急対策を円滑に実施するため平常時においても体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員要領は次のとおりとする。

（ア）配備の編成

各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配

備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の氏名を市民生活部長に報告するものとする。

（イ）各課に職員動員命令伝達責任者（以下「伝達責任者」という。）を正副２名設ける。伝達責任者は、勤務時間外、休日等における、その属する課職員に対する動員命令等の非常連絡に当たる。

（ウ）非常連絡及び動員

① 消防署の警防係通信担当職員は、県から非常配備に該当する情報等を受領したときは、直ちに消防長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。

② 担当職員は、消防長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置をとるものとする。

③ 非常配備要員は、連絡を受けた場合、直ちに登庁して所定の配備体制に就くものとする。

④ 各部課長は、あらかじめ職員に非常連絡系統、配備等必要な事項を周知徹底しておかなければならない。

⑤ 各班の班長は、非常体制下にあっては特に部下を掌握し、その動員を最も効率的に活動させるとともに、本部長の命令のもとに、他部との相互応援を行うものとする。また、臨機の任務にも率先して積極的に活動しなければならない。

（エ）職員の非常参集

市の職員は、勤務時間外、休日等において大規模な風水害が発生したときは、以後の状況の推移に注意し、あるいは自らの判断で市役所又は勤務場所に登庁し、所要の配備につかなければならない。

（オ）職員の動員要請

各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により市民生活部長に通報するものとする。

（カ）動員状態の把握及び通報

各部長は第３非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により市民生活部長に通報するものとする。

（キ）待機職員

災害にかかわる活動について特定の任務を与えられていない職員、又は与えられた任務を終了した職員はそれぞれの所属する課に待機し、上司から出動命令のあったときは直ちに出動できるよう体制を整えておくものとする。

附属資料	1.6　非常配備基準 様式第１号　応援職員動員要請書 様式第２号　職員動員状況通報

（２）本部員会議の組織運営

本部員会議は本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア　本部員会議の協議（指示）事項

（ア）本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

（イ）災害情報及び被害状況の分析、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

（ウ）被災調査の方法及び基準に関すること。

（エ）救護物資等給与の基準に関すること。
（オ）避難の指示勧に関すること。
（カ）自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
（キ）国・県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援の要請に関すること。
（ク）災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
（ケ）その他災害対策に関する重要な事項

イ　本部員会議の開催
（ア）本部長は必要に応じて本部員会議を招集する。
（イ）本部員会議は特別の指示がない限り市役所で開催する。
（ウ）本部員は、それぞれの所管事項において会議に必要な資料を提出しなければならない。
（エ）本部員は必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
（オ）本部員は会議の招集を必要と認めたときは、市民生活部長はその旨を申し出るものとする。
（カ）本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

ウ　決定又は指示事項の周知
会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項については、各部長は速やかにその徹底を図るものとする。

エ　本部連絡員
本部連絡員は各部庶務担当がこれに当たり、本部員会議との連絡及び部相互間の連絡調整に当たる。

２　防災関係機関における措置
（１）組織及び活動態勢
防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

（２）勤務時間外における体制の整備
防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

（３）惨事ストレス対策
ア　捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
イ　消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第２節　職員の派遣要請等

実施担当	人事課、防災危機管理課、消防総務課、消防署、関係機関

１　市における措置
（１）国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（２）他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

ア　市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

イ　市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）に基づいて春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町及び扶桑町に対して、応援を求めることができる。

ウ　市長は、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づき、県内の消防機関に応援を求めることができる。

エ　市長は、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、愛知県を通して県外の消防機関に応援を求めることができる。

（３）職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

ア　市長は、知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

イ　市長は、知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

（４）被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

（５）広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用

市内の医療資源ではあきらかに不足、又は不足が予想される場合は、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信するとともに収集した情報を指揮本部へ報告する。

附属資料	5.1　協定等

第３節　災害救助法の適用

１　県における措置

（１）災害救助法の適用

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

（２）救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

（３）市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民文化局、教育委員会）	
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の捜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	

（４）救助の委任の留意点

市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

（５）日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

（６）災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

２　救助実施市における措置

（１）災害救助法の適用

救助実施市の長は、災害救助法に定める程度の災害が発生した区域について、災害救助法を適用する。

（２）救助の実施

救助実施市の長は、災害救助法が適用された区域において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、救助実施市の定める規則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、救助実施市の長は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

（３）日本赤十字社愛知県支部への委託

救助実施市の長は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、救助実施市の長は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。

（４）災害救助法が適用された場合の留意事項

救助実施市の長は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、知事と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

３　市における措置（救助実施市を除く）（災害救助法第13条）

（１）救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

（２）県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

４　日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、及び救助実施市の長の委託を受けて、医療及び助産を行う。

第２章　避難行動

■　基本方針

○　被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

○　災害応急対策責任者（災対法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

○　高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

○　市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置を執ることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

○　気象警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるので、情報の迅速かつ的確な収集・伝達の要領等について定めるものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 → ○洪水予報の発表・伝達 → ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 →		
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 → ○立退きの指示 → ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導		
報道機関	○迅速な警報の放送		

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 気象警報等の伝達	市	1　必要事項を住民及び所在の官公署へ周知
第２節 避難情報	市	1 (1) 避難情報の発令 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項） 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者	2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第 29 条）
	県（知事又は知事の命を受けた職	3 (1) 洪水のための立退きの指示 3 (2) 地すべり等のための立退きの指示 3 (3) 通知（地すべり等防止法第 25 条）

区　分	機関名	主な措置
	員）	３(4) 市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有 ３(5) 他市町村に対する応援指示
	警察（警察官）	４(1) 警察官職務執行法第４条による措置 ４(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 ４(3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第４条第２項） （通知及び報告･災害対策基本法第 61 条第２項及び第３項）
	名古屋地方気象台、中部地方整備局	５(1) 市長への助言
	自衛隊（自衛官）	６(1) 警察官職務執行法第４条による措置 ６(2) 報告（自衛隊法第 94 条）
第３節 住民等の避難誘導等	市	１　住民等の避難誘導 ２(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 ２(2) 避難行動要支援者の避難・支援
第４節 広域避難	市	１　広域避難に係る協議
	県	１　広域避難に係る協議 ２　居住者等の運送

第１節　気象警報等の伝達

実施担当	防災危機管理課、消防署

１　市における措置

市は、市地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

２　気象警報等の伝達系統

次の気象警報等の伝達は、図１～７のとおり行う。

（１）気象警報等の伝達系統図･･･図１

（２）水防警報･･･図２

（３）水位周知河川の水位情報(避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位)、氾濫発生）･･･図３

（４）排水調整の伝達系統･･･図４

（５）土砂災害警戒情報･･･図５

（６）土砂災害緊急情報

ア　大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）･･･図６のア

イ　大規模な土砂災害（地すべり）･･･図６のイ

（７）火災予防のための火災気象通報･･･図７

（図１）気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統

ア　気象予警報等の伝達は、迅速かつ的確さが要求されるので、具体的にその方法、通報先、担当者を定めておく。

イ　気象予警報等の伝達は、法に基づく系統で行うとともに、周知徹底を期するため申し合わせ等による系統によっても行う。

ウ　気象予警報等の伝達系統は次のとおりである。

（ア）気象、水象に関する予警報の伝達系統

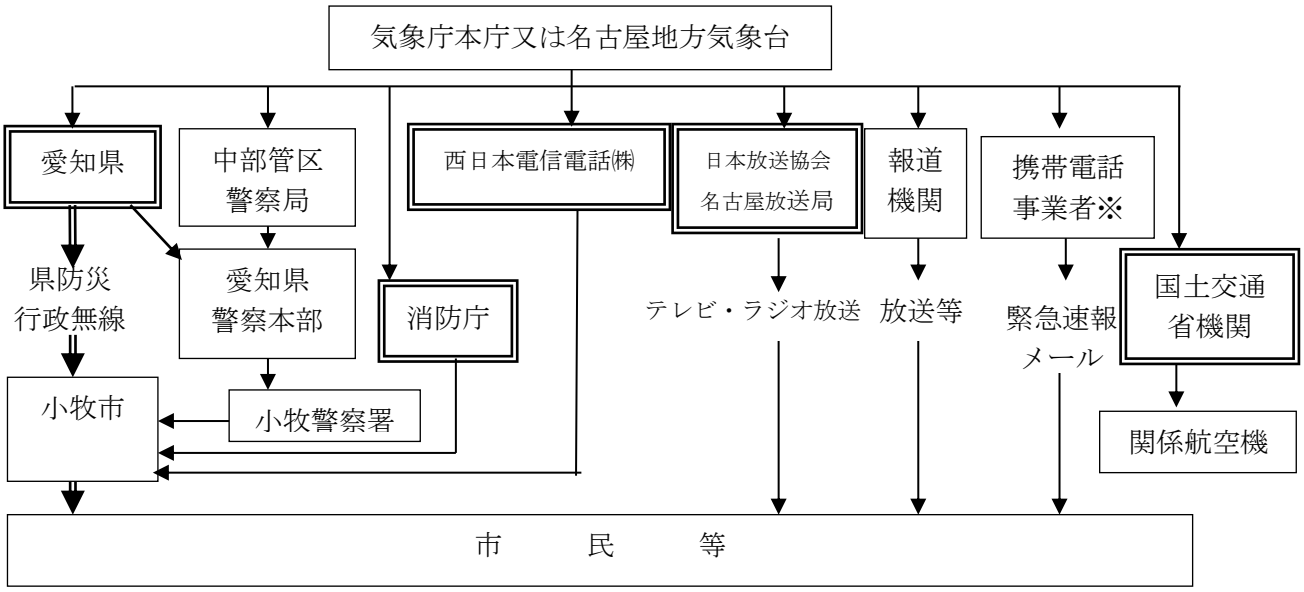

※気象庁から西日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

（図２）水防警報

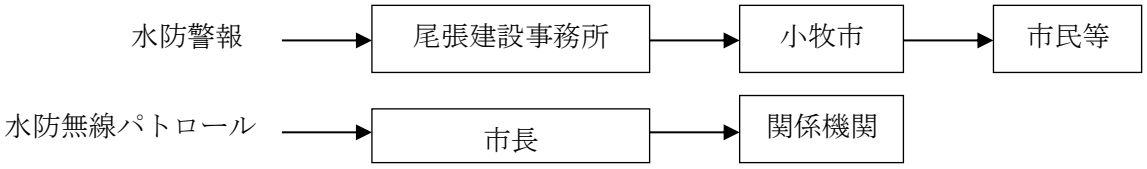

（図３）水位周知河川の水位情報（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）

知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル３相当情報［洪水］）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル４相当情報［洪水］）、氾濫発生（警戒レベル５相当情報［洪水］））

大山川

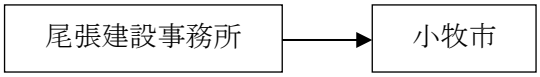

（図４）排水調整（藤島・小木・自才 排水ポンプ）

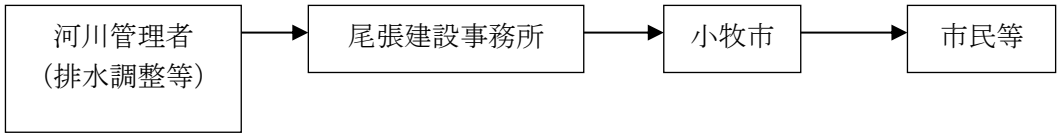

（図５）土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）

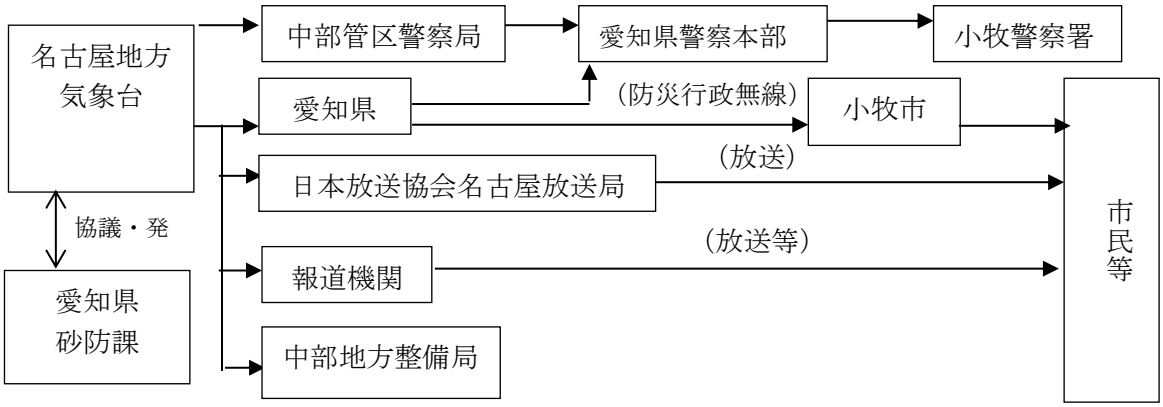

（注）　土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

（図６のア）土砂災害緊急情報の伝達系統

ア　大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水など）

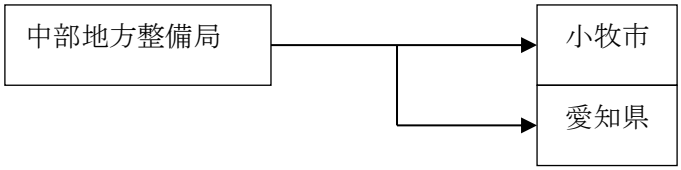

（図６のイ）　大規模な土砂災害（地すべり）

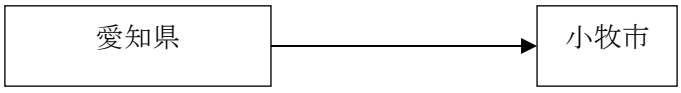

（注）土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。

（図７）火災予防のための火災気象通報

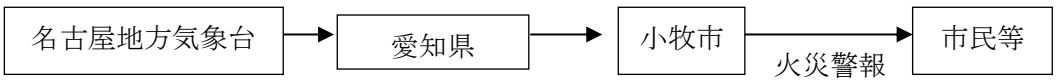

３　異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第２節　避難情報

実施責任者	（１）市長（すべての災害の場合） （２）知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべりの場合） （３）警察官（すべての災害の場合） （４）自衛官（　　〃　　）
実施担当	関係各課、消防署、自衛隊、警察

１　市における措置

（１）避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、［警戒レベル４］避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル５）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア　［警戒レベル５］緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ　［警戒レベル４］避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な［警戒レベル４］避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第５項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ　［警戒レベル３］高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、［警戒レベル３］高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において［警戒レベル３］高齢者等避難を発令する。

エ　対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ　避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて５段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ　事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

（２）知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

（３）報告（災害対策基本法第60条第４項）

（１）により、立退きを指示又は勧告した場合は、直ちに知事に報告する。

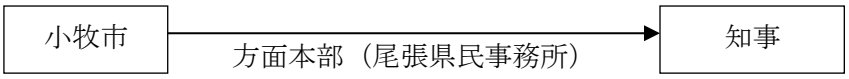

（４）他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

２　水防管理者における措置

（１）立退きの指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

（２）通知（水防法第29条）

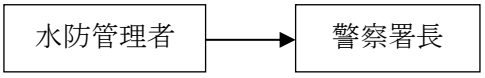

３　県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

（１）洪水のための立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

（２）地すべり等のための立退きの指示

地すべり等により著しい危険が切迫していると認めたときは、立退きを指示する。

（３）通知（通知・地すべり等防止法第25条）

地すべり等防止法の規定により立退きを指示した場合は直ちに警察官に連絡する。

（４）市長への助言、ホットラインによる情報提供・共有

ア　市長への助言

知事は、市長から避難情報の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

イ　ホットラインによる情報提供・共有

「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、避難情報に資する情報提供を行う。

（５）市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

（６）第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市町村からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

（７）他市町村に対する応援指示

県は、市の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

４　警察（警察官）における措置

（１）警察官職務執行法第４条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

（２）災害対策基本法第61条による指示

市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

（３）報告・通知等

（１）の場合（報告・警察官職務執行法第４条第２項）

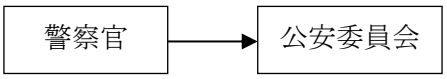

（２）の場合（通知及び報告・法第61条第３項及び４項）

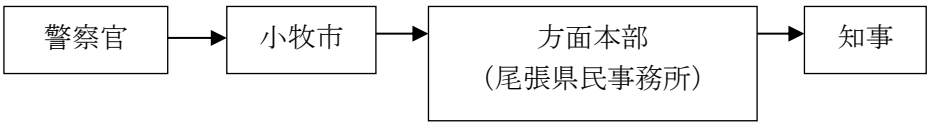

５　名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

（１）市長への助言

名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から避難指示の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

６　自衛隊（自衛官）における措置

（１）警察官職務執行法第４条による措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、４（２）「警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置を執る。

（２）報告（自衛隊法第94条）

自衛官	→	防衛大臣の指定するもの

７　避難の指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

（１）避難対象地域
（２）避難先
（３）避難経路
（４）避難指示の理由
（５）その他の必要な事項

８　避難の措置と周知

市は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。また、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

（１）地域住民への伝達

ア　伝達の方法

（ア）ラジオ・テレビ放送による伝達

放送局に対して、避難の指示等の情報を提供することにより、市民等が情報を入手できるよう努める。

（イ）広報車による伝達

市の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。

（ウ）信号による伝達

大山（野口）と藤島団地については、地域に設置したサイレン設備を用い、サイレン信号により伝達する。

避難信号

避難信号	余韻防止サイレン信号 約３秒　約３秒 約２秒

備考：信号継続時間は適宜とする。

（エ）個別訪問による伝達

避難の指示等をしたときが夜間であり、停電時で風雨が激しいような場合においては、消防団、自主防災組織等により家庭を個別に訪問し、伝達する。

（オ）携帯電話等による伝達

固定電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）により区長、自主防災会等へ伝達する。

イ　伝達の内容

避難の指示等を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

（ア）避難の指示等の実施者
（イ）避難の指示等の理由
（ウ）避難所の名称及び所在地

（エ）避難経路
（オ）火災、盗難の予防、携行品、服装等に関する注意事項

（２）県及び関係機関への伝達

避難情報を発令した場合又は警察官等から勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、発令者、発令の理由、避難の対象区域、日時、避難先等を記録するとともに、直ちに県にその旨を報告し、必要に応じ警察署等の関係機関へ連絡の上、協力を求めるよう措置を講じる。

附属資料	参考編 第８　避難情報に関するマニュアル

第３節　住民等の避難誘導

実施担当	関係各課

１　住民等の避難誘導等

（１）避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知徹底を図るものとする。

ア　避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。

イ　大雨・台風期には災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させる。

ウ　会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処理を講じる。

エ　避難者は、食料、飲料水（水筒等）、タオル等の日用品、照明器具、救済医薬品等を携行する。

オ　避難者はできる限り氏名票を準備する。

服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯する。

カ　貴重品以外の荷物はもち出さない。

前記のうち、平素から準備しておける物品等は、「非常持出」の標示した袋に入れて迅速にもち出せるようにする。

なお、病院、保育園、老人ホーム等多数の病人、乳幼児、高齢者を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市役所、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

（２）避難誘導及び移送

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職団員、市役所職員等が誘導を行う。誘導に当たってはできる限り住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。なお、避難所に誘導する場合は、万一の安全を考えその地域の実情に応じ、避難路を２か所以上選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不適当となった場合は別の避難所に移送する。

（３）誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

（４）避難行動要支援者の安否確認。避難誘導の実施に当たっては、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

（５）指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

２　避難行動要支援者への避難支援

（１）避難支援の方法

ア　地域住民の協力による支援

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。なお支援の際は、避難支援等関係者の安全の確保に十分留意するのものとする。

イ　避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、ＳＮＳ等のインターネットサービスを通じた情報提供など複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

（２）避難行動要支援者名簿の活用

ア　避難行動要支援者の安否確認等

避難行動要支援者の安否確認・避難誘導を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。また平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で安否確認等を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

イ　名簿情報の守秘義務等

提供された名簿情報及び個別避難計画情報は、避難支援以外の目的に使用しないための措置を講じる。

ウ　避難後における対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。また、その移送方法や見守り体制について整えておくものとする。

３　学校等の避難対策

（１）避難誘導

児童、生徒等を収容する学校、その他の施設の引率者は、施設の長の指示を的確に把握して、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

（２）移送の方法

ア　区又は地区別に班を編成して、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

イ　車両、舟艇等による移送を必要とする場合は、市の計画に合流し、市長の指示により移送する。

４　病院等の避難対策

（１）避難誘導

病院等の管理者は、あらかじめ担架を必要とする患者と自力で避難できる患者とに分け、自治組織を編成させて、老幼婦女子を優先して誘導する。

（２）移送方法

病院等の管理者は、入院患者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率者として、直ちに移送を行う。

（３）避難所の確保

病院の管理者は、災害時における患者の避難所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押し車等を確保し、保管場所を定めておく

第４節　広域避難

実施担当	関係各課

１　広域避難に係る協議

（１）市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

（２）県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

２　居住者等の運送

（１）県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあっては、次の内容を示すものとする。

ア　運送すべき人
イ　運送すべき場所
ウ　期日

第３章　災害情報の収集・伝達・広報

■　基本方針

○　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

○　災害応急対策責任者（災対法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう、活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。

○　県及び市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対応が実施できるよう努める。

○　県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保すると共に、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話･電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

○　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

○　各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

○　気象警報等、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動体制の万全を図るうえにおいて欠くことができないものであるので、情報の迅速かつ的確な収集・伝達の要領等について定めるものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市		○被害状況等の情報収集及び県への報告 → ○即報基準に該当する災害の報告 → ○住民への災害広報 → ○相談窓口等の開設 →	
報道機関		○災害広報の依頼に対する協力 →	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被害状況等の収集･伝達	市	１(1) 被害情報の収集 １(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 １(3) 行方不明者の情報収集 １(4) 火災、災害速報要領に基づく報告 １(11) 被災者台帳の作成
第２節 通信手段の確保	市、防災関係機関	通信手段の確保

区　分	機関名	主な措置
第３節 広報	防災関係機関	１(1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 １(2) 相談窓口等の開設
	報道機関	２ 災害広報の依頼に対する協力
	各機関	３(1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 ３(2) 住民への災害広報

第１節　被害状況等の収集・伝達

実施担当	防災危機管理課、消防署 その他の情報の伝達については、各機関

１　市の措置

（１）被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

（２）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

（３）安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無に関わらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

（４）火災・災害等即報要領に基づく報告

市長は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第１報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第１報に際し、県に連絡が取れない場合は直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3　直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接、消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

確定報告にあっては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

（５）被害調査

災害が発生した場合、被害判定基準に基づき被害調査を行う。この場合区長等は、調査員の依頼があったときは協力するものとする。

（６）報告責任者

報告責任者は市長とする。この報告は災害対策業務上極めて重要なものであるから、その数字等の算出については特別の注意を払うこと。

（７）取扱要領

ア　調査した被害状況及び災害対策状況を取りまとめる。

イ　取りまとめたものを県知事に報告するとともに、警察及び市防災会議に報告する。

（８）報告要領

報告は、即報と確定報告とする。

ア　即報

無線又は災害用指定電話により道路被害状況及び災害応急対策状況を報告するもので、次の事項に該当したとき、その経過に応じて報告する。

（ア）小牧市災害対策本部の設置

（イ）災害救助法適用基準に該当する被害が生じたとき。

（ウ）災害の状況から判断して報告の必要があると認められるとき。

イ　確定報告

災害に対する応急措置が完了し、被害状況が確定した場合は15日以内に県知事あて文書で行う。

（９）伝達要領と被害の種類

伝達要領については、附属資料を参照。

ア　人・住家被害等

イ　河川被害

ウ　貯水池・ため池等被害

エ　砂防被害

オ　道路施設被害

カ　水道施設被害

キ　その他の公共公益事業施設被害

(10) 被害状況等の相互伝達

前各号に掲げる人・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、砂防被害、道路施設被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況については、各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況にかかわる情報を愛知県地域防災計画に定める機関に報告するほか、市内防災関係機関に対し相互に伝達するものとする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

ア　人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況

イ　避難の状況

ウ　主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

エ　主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

オ　学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況

カ　電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込

キ　農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復

旧見込

ク　応援要請又は職員派遣の状況

(11) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

２　被害状況等の一般的収集・伝達系統

（１）被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。

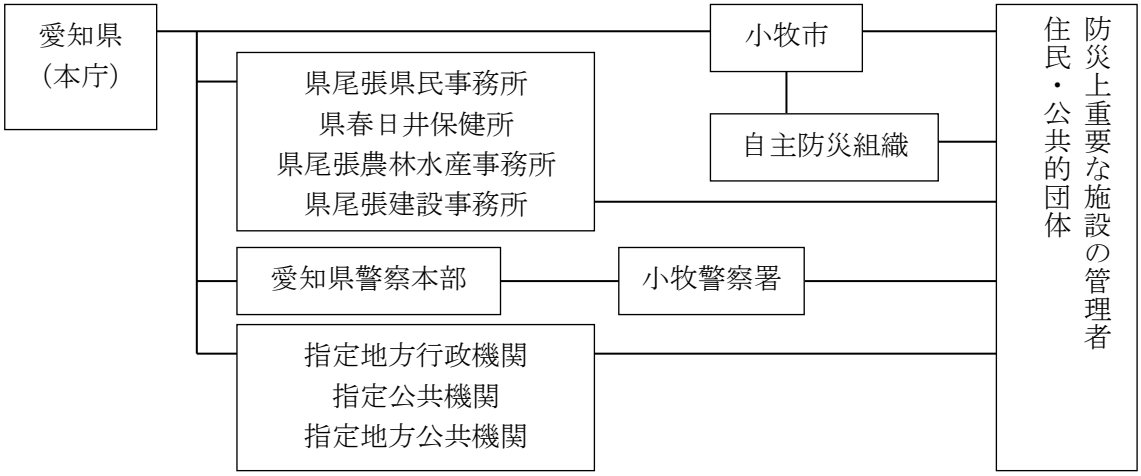

図：伝達系統図

（２）市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

（３）情報の収集伝達については、第２節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い、あるいは携帯電話を利用する。

（４）同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

（５）通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

（６）災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。

（７）報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

（８）通報に対する市の措置

ア　警報等を受領した市民生活部長は、関係部次長と気象の状況と通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送により職員に伝達する。

イ　排水ポンプ停止等の通知を受領した市民生活部長は市長に報告するとともに各機関に伝達する。

ウ　市役所の防災行政無線を利用し、県から発表される警報等が遅滞なく受理できるようにする。

エ　各次課長は、庁内放送又は市民生活部長により警報等の伝達を受けた場合は速やかに、その内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、方法はおおむね次による。

（ア）電話・ファクシミリによる。（官公署、施設等）

（イ）サイレンによる。

（ウ）広報車による。

（エ）区、自主防災組織等を通じる。

（オ）防災情報メール配信サービスによる。

オ　市民生活部長は警報等を受理してから、警戒の必要がないことが明らかになるまでの間、県等からの情報により絶えず状況の把握に努めなければならない。

３　重要な災害情報の収集伝達

（１）国に対する逐次の情報伝達

市及び関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

（２）災害の規模の把握のために必要な情報

市、県及び指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

（３）安否情報

市及び県は被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

（４）孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

（５）支援情報共有ツール

消防庁の支援情報共有ツールに消防活動全体に関わる重要な被害情報、応援都道府県大隊等への伝達事項等を入力する。

4　特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統

（1）陸上災害の場合

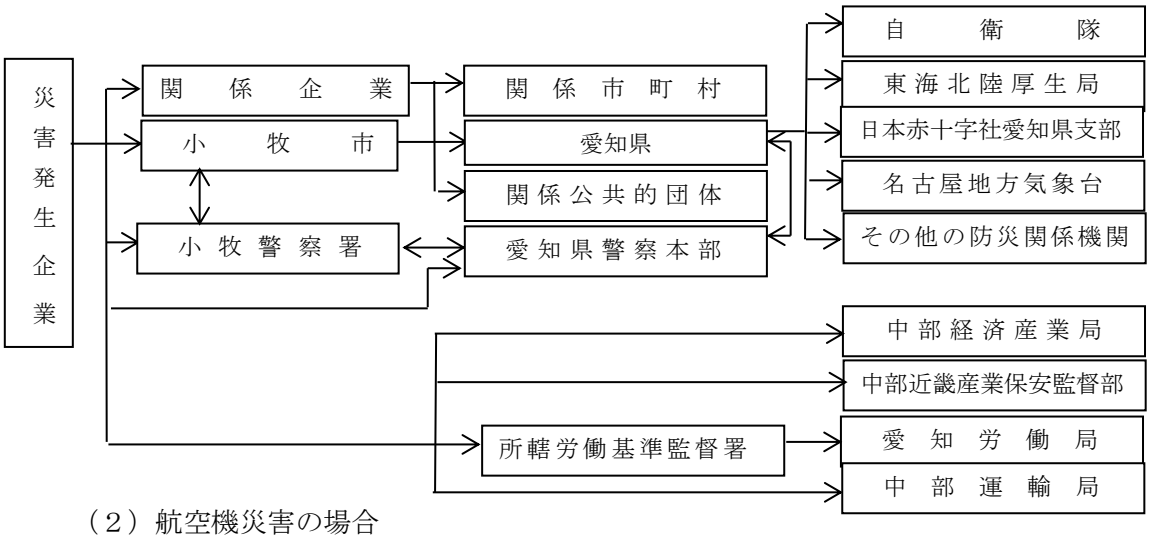

（2）航空機災害の場合

「第14章　航空災害対策」による。

5　その他の情報の収集伝達

市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況	被害状況、応急対策状況（全般）	附属資料様式第３－１号、３－２号、３－３号によること
人・住家被害状況	人的被害、住家被害	附属資料様式第４号によること
	避難状況、救護所開設状況	附属資料様式第５号によること
公共施設被害	河川被害	附属資料様式第６号によること（確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式による）
	貯水池・ため池被害	
	道路被害	
	水道施設被害	
	その他被害	

6　報告の方法

（1）被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則として県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあっては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

（2）県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

（3）すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

7　被害状況の照会・共有

（1）各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

（２）全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

附属資料	6　排水機の運転調整 7.2.1　被害情報の伝達要領 7.2.2　被害判定基準 7.2.3　住家の被害認定基準 1.3.4　気象予警報の種類と発表基準

第２節　通信手段の確保

実施責任者	各機関
実施担当	防災危機管理課、消防署、関係各課、関係機関、各事業所

１　市及び防災関係機関における措置

（１）通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておくものとする。

（２）専用通信の使用

防災関係機関は、情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を使用することとする。県が設置する防災行政無線網は、防災行政事務遂行の中核施設として、災害情報の収集伝達のためこれを使用する。

なお、通常は、その設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要する場合は、所定の手続を経て、これを他人に利用させることができる。

（３）防災相互通信用無線局の使用

市は、県、他市町村及び防災関係機関と防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

（４）衛星通信施設の使用

県、市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

（５）同報無線の整備

市は、災害情報や応急対策の実施状況等について、住民に周知するため、同報無線を整備し、迅速な情報の伝達を図る。

（６）移動系無線局の使用

各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

（７）非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができない場合又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線

通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア　非常通信の通信内容

（ア）人命救助に関するもの

（イ）災害予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害状況に関するもの

（ウ）緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの

（エ）秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

（オ）遭難者救援に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）

（カ）電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの

（キ）鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの

（ク）県・市防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資・資金の調達及び配分、輸送等に関するもの

（ケ）電力設備の修理復旧に関するもの

イ　非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

なお、放送中継者に非常通信の依頼を行う場合は、災害時の放送業務の重要性を考慮して、厳重な制限があるので、依頼された非常通信を取扱うか否かは、当該放送中継局において決定する。

ウ　非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常無線通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

（８）電話・電報施設の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話もしくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア　一般電話及び電報

（ア）災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる（「災害時優先電話」の登録に当たっては、西日本電信電話株式会社において登録機関及び登録回線数を指定しているため、西日本電信電話株式会社名古屋支店への相談が必要である。）。

（イ）非常扱いの電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（22時以降翌朝８時までは、0120-000115）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

①　非常扱いの電報の申込みであること。
②　発信電話番号と機関名
③　電報の宛先の住所と機関名等の名称
④　通信文と発信人名

（ウ）緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取扱われる。

電報発信に当たっては、非常扱いの電報に準ずる。

①　気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告、又は警報を内容とする電報であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの
②　航空機等の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって、遭難の事実を知った者とその救援に直接関係のある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの
③　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの

イ　専用電話の利用

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

（９）放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、知事を通じて行うものとする。

なお、放送事業者との調整にあたっては、放送局ホットラインにより円滑な放送の依頼を確保する。

(10) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

附属資料	2.3　通信施設・設備等

第３節　広報

実施責任者	各機関
実施担当	広報広聴課、秘書政策課

１　防災関係機関の措置

（１）各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

（２）各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

２　報道機関の措置

報道機関は各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

３　各機関の措置

（１）各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

（２）各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

ア　報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
イ　ケーブルテレビの放送
ウ　Webサイト掲載及びXなどのソーシャルメディアによる情報提供
エ　広報紙等の配布
オ　携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
カ　広報車の巡回
キ　掲示板への貼紙
ク　その他広報手段

４　広報内容

（１）事前情報の広報

ア　気象に関する情報
イ　河川の水位の情報
ウ　公共交通機関の情報
エ　その他の情報

（２）災害発生直後の広報

ア　災害の発生状況
イ　地域住民のとるべき措置
ウ　避難に関する情報（避難場所、避難情報）
エ　救護所の開設状況
オ　道路情報
カ　その他必要事項

（３）応急復旧時の広報

ア　公共交通機関の状況
イ　ライフライン施設の状況
ウ　食料、水、その他生活必需品等の供給状況
エ　公共土木施設等の状況
オ　ボランティアに関する状況
カ　義援金、救援物資の受入れに関する情報
キ　被災者相談窓口の開設状況
ク　その他必要事項

５　広報活動の実施方法

（１）報道機関への発表

ア　各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して迅

速かつ的確に情報発信を行う。

イ　外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

（２）広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

（３）多様な情報発信の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

（４）災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

ア　災害関係記事又は番組

イ　災害関係の情報

ウ　災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

エ　関係機関の告知事項

附属資料	7.7　広報文例

第４章　応援協力・派遣要請

■　基本方針

○　県、市、各防災関係機関等の各機関は、大規模な災害が発生した場合に、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

○　市の地域にかかわる災害の防除及び被災者の救援等について、市の体制では十分に対処することができないときには、市長は、知事に対して自衛隊の派遣を依頼することができる。なお、当該要請ができない場合は、その旨及び市の災害状況を派遣命令者に通知することができる。陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。また、愛知県内に風水害等による災害が発生した場合は、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、知事の要請を受け又は特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは自主的に部隊を派遣して、人命救助活動等を実施する。航空自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。

○　大災害により大きな被害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに越えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互に活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。そこで、被災後の本市の自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 ○災害ボランティア支援センターの設置	
自衛隊		○災害派遣 ⟶	
大阪航空局		○自衛隊への災害派遣要請	
防災関係機関		○相互の応援要請 ○資料・調査結果の交換 ⟶ ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 応援協力	市	１(1) 知事等に対する応援要求等 １(2) 他の市町村長に対する応援要求等
	防災関係機関	２(1) 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請 ２(2) 災害対策上必要な資料又は調査の成果に係る相互交換
第２節 応援部隊による広域応援等	県	１緊急消防援助隊等の応援要請
	市	２緊急消防援助隊等の応援要請
第３節 自衛隊の災害派遣	自衛隊	１災害派遣
	災害派遣要請者	２自衛隊の派遣要請
	市	３災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第４節 ボランティアの受入れ	市	１　災害ボランティア支援センターの設置 ２　コーディネーターの役割 ３　記録等 ４　ＮＰＯ・ボランティア関係団体との連携
第５節 防災活動拠点の確保	市	２応援部隊及びボランティアの防災活動拠点の確保

第１節　応援協力

実施担当	防災危機管理課、消防署、関係機関

１　市における措置

（１）知事等に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ア　応援を必要とする理由
イ　応援を必要とする人員、装備、資機材等
ウ　応援を必要とする場所
エ　応援を必要とする期間
オ　その他応援に関し必要な事項

県からの派遣職員（災害応急対策要員）は災害対策本部と調整し、又は災害対策本部の指示を受け、被害状況の現地調査や災害応急対策活動等を行う。

（２）他の市町村長に対する応援要求等（災害対策基本法第67条）

市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、市の地域にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。なお、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援をするものとする。

（３）「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

２　防災関係機関における措置

（１）防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。

（２）防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

３　経費の負担

（１）国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

（２）指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第２節　応援部隊等による広域応援等

実施担当	消防総務課、消防署、関係機関

１　県における措置

（１）緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の援助要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受入れ体制を早期に確立するものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

２　市における措置

（１）緊急消防援助隊等の応援要請

市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む）は、大規模な災害等が発生した場合は、知事に対して愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。なお、その要請の手順については、「小牧市消防本部受援計画」に定めるものとする。

（２）緊急消防援助隊等の応援部隊の受入れ

ア　緊急消防援助隊の派遣の決定を受けた市消防本部は、応援都道府県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

（ア）調整本部等への情報提供

（イ）市進出拠点及び宿営場所等の選定

（ウ）調整本部への本部員の派遣

（エ）県進出拠点への職員派遣
（オ）指揮支援本部等の設置場所の確保
（カ）応援都道府県大隊等への情報提供

イ　指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次の事務をつかさどる。
（ア）被害情報の収集に関すること。
（イ）被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
（ウ）緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
（エ）その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

ウ　指揮本部は、市が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市対策本部と緊密に連携を図るものとする。

３　応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

４　災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

５　要請によらない出動

（１）迅速出動が適用された場合。
（２）南海トラフアクションプランが適用された場合。
（３）災害規模等に照らし、緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと消防庁長官が認めた場合。

第３節　自衛隊の災害派遣

実施担当	環境対策課、自衛隊

１　自衛隊における措置

（１）大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

（２）陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

（３）災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

（４）災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域

災害派遣の要請を受けることができる者	所在地	担任地域	電話番号
航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺 1-1	県下全域	（加入電話）76-2191 課業時間内：内線 4032（防衛部） 課業時間外：内線 4017（基地当直） （防災行政無線）8-8250-31（作戦室） 32（当直） （小牧市地域防災無線）600 （衛星電話）　9-同上
陸上自衛隊 第 10 師団長	名古屋市守山区守山 3-12-1	※県下全域	（加入電話）（052）791-2191 課業時間内：内線 4236（防衛班） 課業時間外：内線 4301（当直室） （ＦＡＸ）（052）791-4239 （防災行政無線）8-8230-31（作戦室） 32（当直） 33（防衛班） （衛星電話）　9-同上
陸上自衛隊 第 35 普通連隊	名古屋市守山区守山 3-12-1	県西部	（加入電話）（052）791-2191 課業時間内（月～金 8:15～17:00） 内線 4831（第３科） 課業時間外（土日祝日）：内線 4509（当直室） （高度情報通信ネットワーク）8230-34（第２科）
海上自衛隊 横須賀地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	（加入電話） 課業時間内:046-822-3522（第３幕僚室） 課業時間外:046-823-1009（オペレーション） （衛星電話）9-012-637-721

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡調整は第35普通科連隊長担任

（５）災害派遣の活動範囲

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な防火用具等をもって消防機関に協力して消火に当たるが消火薬剤等は、通常機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる

（６）連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたとき、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは、必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

（７）派遣命令者は、庁舎、営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に火災、その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず、部隊等を派遣することがある。

（８）災害派遣命令者は、災害派遣要請者から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じる。

２　災害派遣要請者

（１）知事（市長は自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、知事にその旨を申し出る。）

（２）第四管区海上保安本部長

（３）名古屋空港事務所長

３　市における措置

（１）市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して災害派遣要請依頼書（附属資料：様式第58号）により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

（２）事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

（３）市長は、災害対策基本法第68条の2第１項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（４）市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請依頼書（附属資料：様式第59号）を提出し、撤収要請を依頼する。

４　災害派遣要請等手続系統

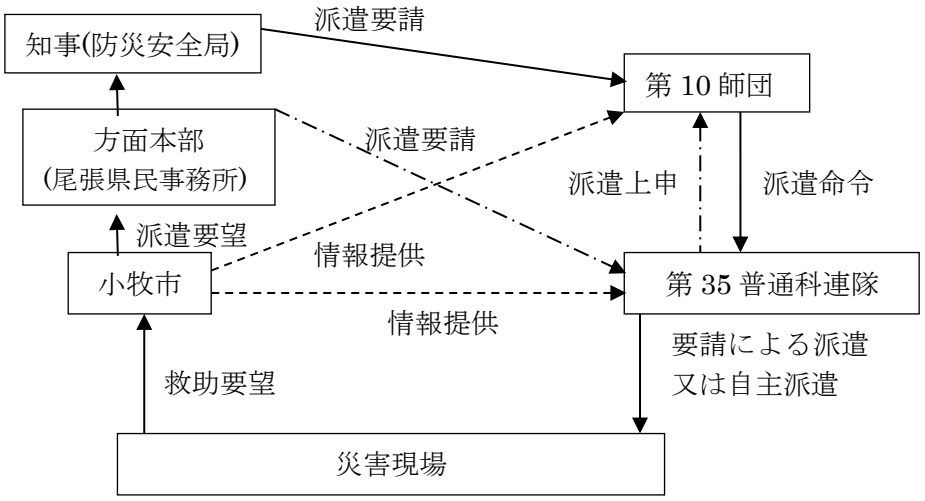

（注）時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。

５　災害派遣部隊の受入れ

市長は、災害派遣部隊を受入れるときは、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

（１）職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

（２）応援を求める内容、所要人員及び資機材用の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

（３）部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することのないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

（４）自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする 。

（５）ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、ヘリポート可能箇所の選定基準に留意し、次の事項を準備する。

ア　事前の準備

（ア）ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。

（イ）ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。

（ウ）夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。

（エ）自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの調査・離着陸訓練の実施に対して

協力する。

イ　受入れ時の準備

（ア）着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

（イ）ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

（ウ）砂塵の舞い上がるときは散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

（エ）ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。

（オ）物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

（カ）離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

附属資料	2.5.4　ヘリポート可能箇所の選定基準

6　災害派遣に伴う経費の負担区分

（1）自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借り上げ、その他運搬、修理費

エ　県・市が管理する有料道路の通行料

（2）負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第４節　ボランティアの受入れ

実施担当	福祉総務課、防災危機管理課

1　市における措置

（1）市は、小牧市社会福祉協議会と協同で小牧山史跡公園内に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣をボランティア関係団体等に要請する。なおこの際、愛知県に設置されるボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。

（2）災害ボランティア支援センターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材や消耗品の確保・提供等の支援を行うものとする。

2　コーディネーターの役割

（1）小牧市災害ボランティア支援センターのコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、受給調整等）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

（2）コーディネーターは、災害ボランティア支援センター（市・社会福祉協議会）を通して、各関係機関・ボランティア団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況をふまえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるよう努めるものとする。

（３）ボランティアは、大きく分けて、一般労力提供型ボランティアと専門技術型ボランティアに区分することができ、専門技術型ボランティアについては、それぞれの団体の技能に応じた活動を依頼するものとする。一般労力提供型ボランティアの活動内容は、復旧現場における危険を伴わない軽易な作業が中心となる。

附属資料	5.1.28　災害時におけるボランティア活動に関する協定書

３　記録等

奉仕団及びボランティア団体等より労務の提供を受けた場合には、記録等を行う。
また、人夫を雇い上げた場合には次の帳簿等を整備し、保存しなければならない。

（１）奉仕団等受入記録簿（附属資料：様式第55号）
（２）臨時雇い上げ人夫勤務状況表（附属資料：様式第56号）
（３）人夫賃支払関係証拠書類

４　ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、県内及び県外から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第５節　防災活動拠点の確保等

実施担当	防災危機管理課

１　市における措置

（１）市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
（２）当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
（３）物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

２　応援部隊及びボランティアの防災活動拠点の確保

（１）地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

３　防災活動拠点の区分と要件等

区分		1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点
設置主体		市町村	県及び政令市	県及び政令市	県			
災害想定の規模		市区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等
応援の規模		隣接市町等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			
役　割		被災市町内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	広域、全県的な活動拠点
拠点数		市で１か所程度	郡又は圏域単位で１か所程度	県内に数か所程度	県内に１か所程度	県内に１か所程度	県内に３か所程度	県内に４か所
要件	面積	１ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	１0ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30 ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード １0 ヘクタール程度以上	１ヘクタール程度以上 大型･中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1 万ﾄﾝ級以上の船舶の係留施設	倉庫等

附属資料	7.1.4　市防災活動拠点

第５章　救出・救助対策

■　基本方針

○　市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに事務の一部を行うこととされた市長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。

○　救出に当たっては、要配慮者を優先する。

○　愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを用いた活動体制を整備している。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市		○救出活動 → ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請	
警察		○救出救助活動 → ○各種情報の収集・伝達 →	
中部地方整備局、高速道路会社		○救出・救助活動拠点の確保	
関係機関		○応援要求への協力 → ○避難救出活動への協力 → ○航空機の運用調整への協力	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 救出・救助活動	市	１(1)　救出活動 １(2)　他市町村又は県への応援要求 １(3)　広域的な消防部隊の応援要請 １(4)　派遣された緊急消防援助隊の指揮
	中部地方整備局、高速道路会社	２　救出・救助活動拠点の確保
第２節 航空機の活用	市	１　防災ヘリコプターの応援要請
	県	２　航空機の運用調整

第１節　救出・救助活動

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長） 警察
実施担当	消防総務課、消防署、関係機関

１　市における措置

（１）市は、警察及び防災関係機関と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
（２）市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
（３）広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市消防本部受援計画」の定めるところにより要請する。
（４）緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。
（５）対象者は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者であって早急に救い出さなければならない次のような場合とする。
ア　水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
イ　山津波により生き埋めになったような場合
ウ　火災の際に火中に取り残されたような場合
エ　その他早急に救出・救助することが必要と認める場合
（６）救出の方法
ア　浸水地帯における救出
水害に際し、流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合は、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。また、被害の状況、規模に応じては、さらに防災ヘリコプターの応援を要請する。
イ　倒壊家屋等における救出
建物の倒壊、山津波、がけ崩れ等による埋没事故に際しては、救助工作車及び救助用資機材を最大限に活用して迅速に行う。また、被害の状況、規模に応じて重機を所有する関係機関へ応援を要請する。
（７）救護所の設置及び運営と支援
ア　救護所から医療機関への傷病者を搬送する。
イ　配置する職員を確保できる場合に限り、救護所の開設、運営及びトリアージの補助を行うものとする。
ウ　各機関と連絡を密にして、相互協力した救護活動を行うものとする。
（８）負傷者等の搬送
負傷者及び急病人等の搬送については、医療機関・救護所等と緊密な連絡のもとに搬送する。
（９）医療チームとの連携
大災害発生時には、日赤医療救護班、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等が災害現場に駆けつけ、傷病者に対して救出現場からの救命治療が行われることがある。この場合は、救助活動を行う者はこれらの医療チームと連携をとり、医療チームの安全に配慮しながら活動する必要がある。

２　中部地方整備局及び高速道路会社における措置
（１）緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）による活動支援
国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

（２）高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、拠点・救助活動への支援を行うものとする。

３　合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

４　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「１　市における措置」は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長（救助実施市を除く。）への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

５　救出に関する記録

（１）被災者救助状況記録簿（附属資料：様式第17号）
（２）被災者救助用機械器具燃料受払簿（附属資料：様式第18号）
（３）被災者救助用機械器具修繕簿（附属資料：様式第19号）

附属資料	2.5.1　救助用資機材 2.5.5　救急車 参考編　第４　災害救助法施行細則

第２節　航空機の活用

実施担当	消防総務課、消防署

１　市における措置

（１）防災ヘリコプターを要請する場合は、次のような特性を踏まえて行うものとする。
ア　上空からの被害状況調査等の情報収集活動等
イ　救助・救急用資機材等並びに人員等の空輸
ウ　上空からの災害情報、警報等の広報・啓発活動
エ　上空からの火災防御活動
オ　上空からの救急救助活動

（２）防災ヘリコプターの応援要請を行う場合は、名古屋市消防航空隊に対し、電話により次の事項を通報し、通報後、遅滞なく名古屋市消防航空隊に対し、航空機隊支援出動要請書をファクシミリにて送付するものとする。
ア　災害の種別
イ　防災ヘリコプターが行う支援活動の内容
ウ　災害の発生場所
エ　災害発生現場の気象状態及び地形状況

オ　離着陸場所の所在地及び地上支援体制
カ　指揮本部及び地上支援隊の無線呼出し名称
キ　その他必要な事項

（３）連絡先は、名古屋市消防航空隊及び名古屋市防災指令センターとする。
ア　一般連絡用
（名古屋市消防航空隊）
電話　0568-28-0119　　ＦＡＸ　0568-28-0721
イ　災害要請用
(ア)名古屋市消防航空隊【8時45分～17時30分】
電話　0568-54-1190　　ＦＡＸ　0568-28-0721
(イ)名古屋市防災指令センター【17時30分～8時45分】
電話　052-961-0119　　ＦＡＸ　052-953-0119

（４）要請によって知事が防災ヘリコプターを出動させるのは、次の要件のうちの一つに該当するときである。
ア　災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあるとき
イ　要請のあった市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
ウ　その他救急救助活動等において､防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（５）この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」及び「名古屋市航空機支援出動要請要領」の定めるところによる。

２　航空機の運用調整

（１）航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。

（２）参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、ＤＭＡＴ都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

（３）調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア　自衛隊による局地情報提供に関する調整
イ　国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には，指定公共機関，報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

附属資料	5.1.10　愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定 2.5.3　ヘリポート可能箇所

第６章　医療救護・防疫・保健衛生対策

■　基本方針

○　医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

○　保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。

○　災害により医療・助産機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を必要とするので、その方法について定めるものとする。

○　災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市		○救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○保健医療調整会議への参画 → ○ＤＰＡＴ派遣要請 →	○保健活動及び心のケア → ○防疫組織の編成 ○防疫活動 →
地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院		○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入	
ＤＭＡＴ指定医療機関		○災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の活動 →	
日本赤十字社愛知県支部		○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 →	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 医療救護	市	１(1)　救護所の設置等、地域の医療体制確保 １(2)　保健医療調整会議への参画
	地元医師会、災害拠点病院	２(1)　保健医療調整会議への参画 ２(2)　臨機応急な医療活動 ２(3)　災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送
第２節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施

第１節　医療救護

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された市長）
実施担当	保健センター、市民病院

１　市における措置

（１）市は、県が設置する保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。

（２）市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、「小牧市災害時医療救護所開設運営マニュアル」を準用し、指定された救護所を開設し、協定に基づき必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

（３）市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合、他市町村又は県へこれらの実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援要請する。また応援要請があった場合は協力するものとする。

附属資料	7.1.6　救護所指定施設

２　地元医師会等、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

（１）地元医師会等、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。

（２）初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。

（３）災害拠点病院は、被災地からの重傷患者等の受入れ拠点となる。

（４）災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

３　ＤＭＡＴ指定医療機関における措置

ＤＭＡＴ指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）は、ＤＭＡＴ活動要領に基づき活動を行う。

４　日本赤十字社愛知県支部における措置

日赤愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

５　その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

６　医療救護班の編成及び派遣等

（１）災害に基づく医療は原則として、医療救護班によって行うものとする。

（２）市長は、状況に応じて必要な医療救護班等を順次現地に派遣するよう三師会に対して要請する。

（３）医療救護班は原則として、医師２人又は３人、看護師２人又は３人、事務員１人又は２人とする。

（４）医療救護班等は、指定された救護所にて医療救護活動を行う。また、必要に応じて

巡回救護を行うものとする。

（５）重症患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療ができない場合は、国立及び公立の病院、診療所並びに市内の私立病院及び開業医において入院治療を委託するものとする。

（６）災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ、日本赤十字社、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会等へ応援を依頼する。

（７）助産については、医師の方法に準じて行う。

（８）医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

（９）医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。

(10) 避難所が設置された場合は、医療救護班等による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。

附属資料	5.1.12 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市医師会） 5.1.25 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市薬剤師会） 5.1.38 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市歯科医師会）

７　救急搬送の実施

（１）患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。

（２）消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。

（３）道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びＳＣＵへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。

（４）重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

８　医薬品その他衛生材料の確保

（１）医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市は２次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。

（２）保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。

（３）保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

（４）県薬剤師会は市または県の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。

（５）保存血液については、市民病院が確保に努める。

（６）血液製剤の市内確保が困難な場合には、市外からの血液製剤の導入を図る。

（７）市は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による空輸を、県、警察又は自衛隊に要請する。

（８）市薬剤師会は、県、市及び市医師会と協力して避難所等において被災者に対する医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

９　災害救助法の適用の場合の経費負担

（１）災害発生の日から14日以内の医療について、医療に要する次の費用は、県の負担による。

ア　医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具修繕費の実費

イ　一般の病院、診療所等の委託医療機関による場合は、国民健康保険の診療報酬の額

ウ　あん摩、マッサージ指圧師等の施術者による場合は、協定料金の額以内の額

（２）災害発生の日から７日以内の助産について助産に要する次の費用は県の負担による。

ア　医療救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費

イ　助産師による場合は、慣行料金の８割に相当する額

（３）災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

１０　記録等

（１）県から派遣された医療救護班に関するもの

ア　診療記録（附属資料：様式第28号）

イ　医薬品衛生材料使用簿（附属資料：様式第29号）

（２）市に関するもの

ア　医療班、医療救護班の編成及び活動記録（附属資料：様式第30号）

イ　医薬品、衛生材料受払簿（附属資料：様式第31号）

ウ　病院・診療所医療実施状況（附属資料：様式第32号）

エ　診療報酬に関する証拠書類

オ　医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類

（３）助産台帳（附属資料：様式第33号）

（４）助産関係支出証拠書類

なお、助産で医療を実施した場合は、助産台帳とは別に診療記録を明らかにしておく。

１１　医療機関等における活動の支援

県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。

附属資料	7.3.1　市内医療機関 参考編　第４　災害救助法施行細則

第２節　防疫・保健衛生

実施責任者	知事、市長
実施担当	保健センター、環境対策課、ごみ政策課、リサイクルプラザ、学校教育課

１　市における措置

市長は知事の指導及び地域住民の協力を得て次のことを実施する。

（１）防疫組織

市は、県に準じて災害対策本部に防疫組織を設ける。

（２）防疫活動

ア　市は、道路、溝きょ、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し清掃を行う。

イ　市は、被災の直後に環境保全推進員等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。

ウ　避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

（３）臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

（４）ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

（５）生活の用に供される水の供給

第３編第１０章第１節「給水」に準じて実施する。

（６）広報及び保健指導

市は、県の協力を得て被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に務める。

（７）自宅療養者等の避難確保

ア　新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ　県の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

２　食品衛生指導

県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

３　栄養指導等

（１）市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（２）市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

４　健康管理

（１）県及び市は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健

康相談や歯科相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

（２）要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

５　健康支援と心のケア

（１）被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施する等、住民の健康状態の把握と対応を行う。

（２）長期避難者等への健康支援

ア　避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともにさまざまな問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレス等心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ　ストレス症状の長期化・悪化、あるいはＰＴＳＤ・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行う等、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

（３）子供たちへの健康支援活動

ア　学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ　児童相談センターでも相談窓口を設置する。

（４）職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

６　避難所の衛生管理

市及び県は、避難所の衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

７　動物の保護

（１）県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

（２）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

８　応援協力関係

（１）市は、県の実施する臨時予防接種についての対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

（２）市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請する。

（３）市は、応援要請があった場合は協力するものとする。

（４）市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してＤＰＡＴの派遣要請を行う。

（５）県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、ＤＰＡＴを派遣する。

（６）県は、ＤＰＡＴの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、ＤＰＡＴの派遣を要請するものとする。

（７）県は、必要があると認めるときは、国等に対してＪＤＡＴ（日本災害歯科支援チー

ム）の派遣要請を行う。

（８）応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

附属資料	2.5.10　防疫用資機材 2.5.11　防疫用薬剤

第７章　交通の確保・緊急輸送対策

■　基本方針

○　災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。

○　災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このため交通の円滑を期するよう道路、鉄軌道、空港等交通施設に対する応急措置、交通規制を中心に定めるものとする。

○　緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。

○　県、市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

○　災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ⟶ ○一般通行者に対する情報提供 ⟶ ○関係機関との情報交換 ⟶ ○応急復旧対策の実施 ⟶	
空港管理者		○施設の使用停止 ○応急工事 ⟶	
鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ⟶ ○応援要求	
市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ⟶ ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ⟶ ○情報の提供 ⟶ ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 道路交通規制等	警察	１(1)　緊急交通路の確保 １(2)　緊急交通路の通行を認める車両の分類 １(3)　交通規制の実施 １(4)　強制排除措置 １(5)　緊急通行車両の確認等 １(6)　交通情報の収集及び提供
	自衛官、 消防吏員	２　警察官がその場にいない場合の交通規制等の実施

区　分	機関名		主な措置
第２節 道路施設対策	道路管理者		1(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1(3) 応急復旧活動
	市		2(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 2(2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 2(3) 情報の提供
第３節 空港施設対策	飛行場 愛知県名古屋	県（名古屋空港事務所）	1　施設の使用停止及び応急工事
		自衛隊	2　航空交通の安全確保及び混乱の回避
第４節 鉄道施設対策	鉄道事業者		1(1) 列車の避難並びに停止 1(2) 鉄道新設改良工事現場における被害防止措置 1(3) 仮線路、仮橋の架設等の応急工事 1(4) 他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求 1(5) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請
第５節 緊急輸送手段の確保	市		1(1) 輸送力の確保 1(2) 他市町村・県への調達あっせん要請 1(3) 輸送の方法 2　緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 3　緊急通行車両の確認 4　輸送の記録 5　輸送の費用

第１節　道路交通規制等

実施責任者	（１）応急措置 道路管理者、鉄道事業者 （２）交通対策 道路管理者、県公安委員会（警察）
実施担当	農政課、道路課、区画整理課

１　県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

（１）緊急交通路の確保

ア　人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ　緊急交通路として交通規制を実施する場合は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ　通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考

慮しつつ段階的に行う。

（２）緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

（３）交通規制の実施

分類	態様	
初期対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が認められる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第76条第１項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連携及び調整を行う。 　なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入規制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第２の標示を設置して行う。 　なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配意する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可	第一局面において交通規制の対象として車両について、必要に応じた見直しを図る。	

能な車両以外の車両も可能となった局面）	

（４）強制排除措置

ア　緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ　緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ　警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者等又は漁港管理者（本節において「道路管理者」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

（５）緊急通行車両の確認等

ア　県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第１項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ　緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。

ウ　緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ　規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

（６）交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

２　自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において同法法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

３　自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

（１）速やかに車を次の場所に移動させること。

ア　緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ　緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

（２）速やかな移動が困難なときは、車をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

（３）警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って、車を移動等すること。

４　相互協力

（１）車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

（２）交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

（３）市は、応急工事の実施が困難な場合、県の要員の確保について応援を要請する。

第２節　道路施設対策

実施担当	道路課

１　道路管理者における措置

道路の管理者は、道路によりそれぞれ国、県、市等にわかれているが、災害時には各道路管理者及び関係機関が相互に協力して、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止を図るとともに、緊急度の高い路線から重点的に応急復旧作業を行い避難救出、緊急物資の輸送、警察、消防活動等が円滑に行えるよう道路交通の確保を図る。

なお、緊急輸送道路の指定については、病院、浄水場、空港、広域避難場所等の施設等との有機的な連携を十分考慮し、災害対策活動の円滑化を図るものとする。

さらに、道路の復旧に当たっては、県の定める緊急輸送道路の復旧を支援するとともに、本市の指定する緊急輸送道路の復旧を道路管理者の立場から行うものとする。

（１）交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立

交通混雑及び被害状況を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。関係各機関は組織機能を有効に活用して、道路状況、被害状況を積極的に調査把握し災害対策本部に報告するとともに、関係機関に連絡する。

（２）災害対策用緊急輸送道路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線として、次の災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。

ア　第１次緊急輸送道路

国の基幹道路である高速自動車国道、一般国道を中心に人口集中地域への重要な基幹輸送道路

イ　第２次緊急輸送道路

市役所、病院等に通ずる導入幹線輸送道路

ウ　市指定緊急輸送道路

本市の指定する緊急輸送道路

（３）応急復旧活動

ア　復旧順位

前項の緊急輸送道路の順位で災害の態様と緊急度に応じて各道路管理者の連携のもとに実施する。

イ　復旧資機材等の確保

市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立する。

ウ　復旧方法

（ア）道路の段差、き裂は、砕石及び土砂で路面の応急復旧を行う。

（イ）瓦礫等の道路上の障害物は、道路の路側に堆積し、交通の確保を図る。

（ウ）落橋した場合には、応急対策として代替橋を確保するものとし、その他必要に応じH形鋼、覆工板により復旧する。

２　市における措置

（１）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア　巡視等の実施により、被害情報及び交通情報を速やかに把握する。

イ　道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

（２）道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア　道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ　管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ　応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

（３）情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者に対して情報提供を行う。

第３節　空港施設対策

（愛知県名古屋飛行場）

１　県（名古屋空港事務所）における措置

県（名古屋空港事務所）は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置をとるとともに、応急復旧工事を実施する。

なお、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。

２　自衛隊における措置

自衛隊は、県（名古屋空港事務所）が施設の利用を停止する措置を講じた場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

第４節　鉄道施設対策

実施責任者	鉄道事業者

１　鉄道事業者における措置

（１）列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

（２）鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

（３）仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

（４）他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

（５）県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第５節　緊急輸送手段の確保

実施責任者	（１）輸送力の確保 各機関 （２）緊急輸送車両の確認 県、県公安委員会（警察）
実施担当	用地課、緊急通行車両確認申請は防災危機管理課

１　市における措置

（１）輸送力の確保

輸送力の確保については、市所有の車両等を掌握するとともに、公共的団体による車両と人員の協力を受けて確保に努める。なお、市内運送業者に対しては、あらかじめ災害時の車両借り上げについて協議しておくものとする。

（２）市は、自動車等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村又は県へ、これらの実施又は自動車等の確保につき応援要請する。また、応援要請があったときは協力するものとする。

ア　輸送区間及び借上げ期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　その他必要事項

（３）輸送の方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法により実施する。

ア　自動車による輸送

貨物自動車、乗合自動車等用途、道路事情等に応じた車両により輸送する。

イ　鉄道等による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能なとき又は他市町村遠隔地において物資を確保したときで、鉄道等によって輸送することが適当なときは、鉄道等による輸送を行う。

ウ　舟艇等による輸送

浸水地域の避難者の収容その他物資等の輸送は舟艇等による輸送を行う。

エ　空中輸送

災害の状況により、空中輸送を必要とする場合、市長は知事に自衛隊の出動要請依頼を行い空中輸送を行う。

２　緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

（１）応急（復旧）対策作業に従事する者
（２）医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
（３）食料、飲料水等、その他生活必需物資
（４）医薬品、衛生機材等
（５）応急（復旧）対策用資材及び機材
（６）その他必要な人員及び物資、機材
（７）被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

３　緊急通行車両の確認

（１）緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、 県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
（２）災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、本章第１節１（５）緊急通行車両の確認等に定めるところによる。

４　輸送の記録

輸送を実施した場合には次の帳簿等を整備保存しておく。

（１）輸送記録簿（附属資料：様式第52号）
（２）燃料及び消耗品受払簿（附属資料：様式第53号）
（３）修繕費支払簿（附属資料：様式第54号）
（４）輸送関係支払証拠書類

５　輸送の費用

市内の運送業者とは、事前に協議を行い、定めておくものとする。

附属資料	2.6.2　市有自動車 様式第 49 号　緊急通行車両確認申出書 様式第 50 号　緊急通行車両確認証明書 様式第 51 号　緊急通行車両の標章

第８章　水害防除対策

■　基本方針

○　災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物に対する措置を実施する。
○　洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
○　洪水等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
水防管理者等	○水防活動 →		
市		○農地等のポンプ排水 →	○農作物等の応急措置
公共貯木場管理者・貯木木材所有者等	木材、筏の混乱、流散の防止	○流木の除去 →	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 水防	水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者	（水防活動） １(1) 水防計画 １(2) 水防活動
	市、土地改良区	（たん水排除） ２　たん水排除の実施
第２節 防災営農	市、土地改良区	（農地及び農業用施設に対する応急措置） １(1) ポンプ排水による農地のたん水排除 １(2) 土俵積等による排水機の浸水防止 １(3)ため池の堤防決壊防止 １(4) 用排水路の決壊防止 １(5) 頭首工の保全措置
	市	（農作物に対する応急措置） ２(1) 災害対策技術の指導 ２(2) 種子籾の確保 ２(3) 病害虫の防除 ２(4) 凍霜害防除
	市、畜産関係団体	（家畜に対する応急措置） ３(1) 家畜の管理指導 ３(2) 家畜の防疫 ３(3) 飼料の確保
	市、森林組合	（林産物に対する応急措置） ４(1) 災害対策技術指導

区　分	機関名	主な措置
		４(2) 風倒木の処理指導 ４(3) 森林病害虫等の防除 ４(4) 凍霜害防除

第１節　水防

実施責任者	（１）水防活動 水防管理者、ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者 （２）たん水排除 市、土地改良区
実施担当	農政課、河川課、消防総務課、消防署、消防団

（水防活動）

１　水防管理者、ため池・水門等の管理者及び河川管理者における措置

（１）水防計画

水防管理団体が行う水防が円滑に実施されるための水防に関する計画は、愛知県水防計画を基礎として、各水防管理団体の地域特性に応じて適宜修正したうえ、必要事項を網羅して定める。

（２）水防活動

ア　消防団の出動

水防管理者（市長）は、水防警報が発表される等水防上、危険が予想される状態に至ったときは、愛知県水防計画及び小牧市消防計画に定める基準により消防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ　監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに水防関係者に連絡する。

ウ　ため池、水門等の操作

ため池、水門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ　水防作業

河川、ため池が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となった場合、水防管理者は、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して主として、積土俵工、月の輪工、釜段工、折返し工、シート張工、木流し工、杭打積土俵工、五徳工等の水防工法を実施する。

オ　水防情報

適切な水防活動を行い避難体制を講じるに当たって、重要となるのが河川の情報であることから、市及び関係機関は、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

カ　決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

キ　緊急通行

水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、

一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

ク　公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、次の権限を行使できる。

①必要な土地の一時使用
②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
③車両その他の運搬用機器の使用
④排水用機器の使用
⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

（たん水排除）

２　市及び土地改良区における措置

市又は土地改良区は、河川の決壊等によりたん水した場合は、本章第２節「防災営農」の１（１）に定めるたん水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施す。

３　応援協力関係

（１）水防活動

ア　水防管理者は、水防作業の実施が困難な場合、他の水防管理者又は市へ水防作業の実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要請する。

イ　水防管理者は、水防上必要と認めたときは、警察に対して出動を要請する。

ウ　応援要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（２）たん水排除

本章第２節「防災営農」の１（１）を参照のこと。

第２節　防災営農

実施責任者	（１）農地及び農業用施設に対する応急措置 市、県、土地改良区 （２）農作物に対する応急措置 市、県、農業協同組合等農業団体 （３）家畜に対する応急措置 市、県、農業協同組合、畜産関係団体 （４）林産物に対する応急措置 市、県、森林組合
実施担当	農政課

（農地及び農業用施設に対する応急措置）

１　市、土地改良区における措置

（１）ポンプ排水による農地のたん水排除

河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、たん水排除を図る。なお、ポンプ排水又は堤防切開を行うに当たっては、河川管理者と事前協議を行うものとする。

（２）土俵積等による排水機の浸水防止

排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水排除に努める。

（３）ため池の堤防決壊防止

ため池が増水し、漏水、越水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施に当たっては、水防管理団体と相互に連絡を密にして行う。

（４）用排水路の決壊防止

取水樋管、立切等の操作又は応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。被災した場合は、通常の通水に支障のない程度の応急復旧を行う。

（５）頭首工の保全措置

頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

（農作物に対する応急措置）

２　市における措置

市は、県及び農業協同組合等団体の協力を得て、農作物の被害の実態に即応し、次の措置を講じる。

（１）災害対策技術の指導

被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

（２）種子籾の確保

被害の状況に応じ、国又は県に協力を要請するとともに、市内外の農家又は民間種苗商社に依頼し、融通を受け、被災地農業協同組合にこれを割りあて配布する。

（３）病害虫の防除

病害虫の異常発生、又はまんえんを防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討、県及び農業協同組合等農業団体と一体となって具体的な防除の実施を指示指導、又は農薬を確保する。

（４）凍霜害防除

有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年４月１日から５月１０日までとする。

（家畜に対する応急措置）

３　市、畜産関係団体における措置

市は、次に掲げる事項について、県（家畜保健衛生所）、畜産関係団体等に協力をする。

（１）家畜の管理指導

災害発生に伴う家畜の管理について、地域の実情に応じた指導を行う。

（２）家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、家畜防疫員の協力を得て、家畜等の消毒を行い、必要があると認めるときは緊急予防注射を実施し、家畜伝染病が発生した

場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

（３）飼料の確保

農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合は、県に要請して、飼料工業会等に対し売却するよう依頼する。

（林産物に対する応急措置）

４　市、森林組合における措置

市は、次に掲げる事項について、県等に協力する。

（１）災害対策技術指導

種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

（２）風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、森林所有者に対し、必要な指導を行う。

（３）森林病害虫等の防除

森林病害虫等を防除するため、森林所有者に対し、その防除活動につき技術指導を行う。

（４）凍霜害防除

４（４）に準ずる。

５　応援協力関係

（１）農業用施設に対する応急措置

市及び土地改良区は、たん水排除の実施に当たり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市及び土地改良区は単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要請する。また、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事実施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要請する。

附属資料	7.5.5　家畜衛生車

第９章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■　基本方針

○　災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責務者である市長を中心として相互に連携をとり地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるから、その方法及び避難所について定めるものとする。

○　市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。

○　帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市	○避難所の開設・運営 ○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 → ○外国人への情報提供 → ○福祉避難所の設置 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ	○他市町村・県への応援要求 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施	
事業所等		○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 避難所の開設・運営	市	1（1）避難所の開設 1（2）多様な避難所の確保 1（3）他市町村又は県に対する応援要求 1（4）避難所の運営 5　広域一時滞在に係る協議等
第２節 要配慮者支援対策	市	1（1）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1（2）避難行動要支援者の避難支援 1（3）障がい者に対する情報提供 1（4）避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1（5）福祉避難所の設置等 1（6）福祉サービスの継続支援 1（7）県に対する広域的な応援要請 1（8）外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第３節 帰宅困難者対策	県、市	1(1)　「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

区　分	機関名	主な措置
		1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策
	事業者、学校等	２　安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第１節　避難所の開設・運営

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された市長）
実施担当	自治会支援室、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課

１　市における措置

（１）避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

（２）多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

（３）他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

（４）避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

ア　避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ　避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ　避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ　避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好

な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ　避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ　避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、避難者に対する災害情報の伝達、応急対策実施状況の周知徹底を行い、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

なお、Wi-Fi（無線LAN）が整備されている避難所については、Wi-Fi（無線LAN）を避難者に開放し、避難者自身がメールやSNS等による安否確認やWebサイトで災害情報の収集をできるように努めること。

キ　要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、必要に応じて次の救援を行う。なお、必要に応じて福祉施設への入所、避難者に対する各種相談業務、負傷者に対する応急医療、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。

ク　物資の配給等避難者への生活支援

給水・給食・毛布・衣料・日用必需品、その他当面必要とされる物資の支給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ　避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ　避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯやボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ　ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。

また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ　公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス　感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

附属資料	7.1　避難施設等

２　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

３　応援協力関係

市は、自ら、災害の様相が深刻で市内に避難所を設置することができない場合は、知事及び隣接市町長と協議して、本市民の収容を委託し、又は隣接の市町の建物もしくは土地を借り上げて避難所を設置する。なお、他市町村から応援の要請を受けた場合には、積極的に協力する。

４　記録等

各避難所には、維持・管理のため、責任者を定め、また設置に関する次の書類を整備保存しなければならない。

（１）避難所収容台帳（附属資料：様式第13号）
（２）避難所用物品受払簿（附属資料：様式第14号）
（３）避難所設置及び収容状況（附属資料：様式第15号）
（４）避難命令（勧告）記録簿（附属資料：様式第16号）
（５）避難所設置に要した支払及び物品受払証拠書類

５　広域一時滞在に係る協議等

（１）市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

（２）県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなっ

た場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う（県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。）。

第２節　要配慮者支援対策

実施担当	要配慮者対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者:福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課 外国人：多文化共生推進室

１　市における措置

（１）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第２章第３節 住民等の避難誘導　１　住民等の避難誘導 参照

（２）避難行動要支援者の避難支援

第２章第３節 住民等の避難誘導 ２　避難行動要支援者の支援 参照

（３）障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

（４）避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

（５）福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

（６）福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

（７）県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

（８）外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア　市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
イ　自動翻訳機等の活用
ウ　愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
エ　通訳ボランティア等の避難所等への派遣

２　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第３節　帰宅困難者対策

１　県及び市における措置

（１）「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

（２）災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

（３）その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

（４）帰宅途中で救援が必要になった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

２　事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、災害時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第１０章　水・食品・生活必需品等の供給

■　基本方針

○　被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
○　被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
○　被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市		○水・食料・生活必需品等の供給 ⟶ ○他市町村・県への応援要求 ⟶	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 給水	市	１(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 １(2) 断水が生じた場合の措置 １(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 １(4) 取水及び浄水方法
第２節 食品の供給	市	１(1) 炊き出しその他による食品の供給 １(2) 他市町村又は県への応援要求 １(3) 米穀の原料調達
第３節 生活必需品の供給	市	１(1) 生活必需品の供給 １(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第１節　給水

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	上下水道部

１　市における措置
（１）被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
（２）断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
（３）応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
（４）取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保に努める。

２　応急給水
（１）実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
（２）市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。

（３）非常用水源

次の水源等を利用して飲料水の確保を図り、給水を行う。

ア　飲料水兼用耐震性貯水槽の利用

飲料水兼用耐震性貯水槽により応急給水する。

イ　受水槽の利用

公共施設の受水槽を利用して応急給水する。

（４）給水量

応急給水量は、必要最小限の飲料水として１人１日当たり約３ﾘｯﾄﾙとするが、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況に応じ給水量を増加する。

（５）給水の方法

給水の方法は、非常用水源からの「拠点給水」又は給水車等で輸送する「搬送給水」を原則として、その選定は、災害の程度、内容等により臨機に対応する。同時に給水は、すべての被災者に対して平等に配給されなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所、助産施設への給水については優先的にするよう配慮する。

３　応援体制

（１）市は、給水に必要な機械器具及び給水車の不足、又は飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県、応援可能な県内水道事業者等へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。応援要請があった場合は協力するものとする。

（２）市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

４　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

５　記録等

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を整備保管しなければならない。

（１）飲料水供給記録簿（附属資料：様式第23号）

（２）給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（附属資料：様式第24号）

（３）給水用機械器具修繕簿（附属資料：様式第25号）

（４）飲料水供給のための支払証拠書類

附属資料	2.5.6　耐震性貯水槽 2.5.7　取水基地及び取水量 参考編 第４　災害救助法施行細則

第２節　食品の供給

実施責任者	（１）応急配給 市長又は知事 （２）炊き出しその他による食品の給与

	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	収税課、債権回収特別対策室、福祉総務課、農政課

１　市における措置

（１）炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア　備蓄物資、自ら調達した食品、（２）の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ　熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル類）を供給する。

第１段階　玄米スナック、アルファ米など（市の備蓄物資から供給）

第２段階　パン、おにぎり、弁当など（協定締結業者等から物資の供給を受けることができる場合）

ウ　熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、アルファ米など、その時に調達可能な食品を供給する。

エ　高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ　在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

（２）他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

附属資料	5.1.19、5.1.57　災害時における物資調達に関する協定

（３）米穀の原料調達

ア　市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ　市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章Ⅰ第１１の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ　市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ　市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図

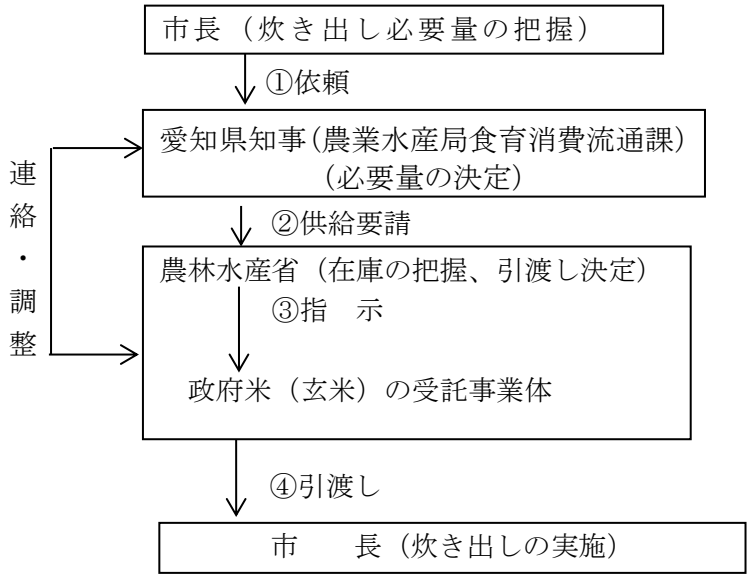

２　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

３　実施責任者の指定等

炊き出し等を実施する場合は、市長は、その責任者を指定するとともに各現場にもそれぞれ責任者を定める。

各責任者は、次の帳簿を整理し、正確に記入して保管しておかなければならない。

（１）炊き出し給与簿（附属資料：様式第20号）
（２）炊き出しその他により食品給与物品受払簿（附属資料：様式第21号）
（３）炊き出し用物品借用簿（附属資料：様式第22号）
（４）炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等及び物品受払証拠書類

附属資料	2.2.10　避難所における備蓄物資 参考編 第４　災害救助法施行細則

第３節　生活必需品の供給

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	福祉総務課

１　市における措置

（１）市は、被災者に対して自ら生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、（２）の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

（２）供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

附属資料	5.1.17　災害時における応急対策用資器材に関する協定 5.1.19、5.1.57　災害時における物資調達に関する協定

２　生活必需物資の供給

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

（１）対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他日常品等を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。ただし、下記の者は対象としない。

ア　床下浸水及び非住家の損害については対象とならない。

イ　被害を受けた者であっても、あらかじめ家財を疎開させており、日常生活に支障をきたさない者については支給しない。

ウ　重大な被害を受け生活必需品を喪失した者であっても他からこれを支給されたり寄贈を受け、日常生活に支障をきたさない者については支給しない。

（２）給与又は貸与の方法

ア　給与又は貸与の基準

被害状況及び世帯構成人員に応じて一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等をあらかじめ定めた救援物資購入（配分）計画表により行うものとする。（附属資料参照）

イ　品目（附属資料）

ウ　物品の調達

給与又は貸与する生活必需品等の調達は、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により調達する。なお、市域内での調達が困難な場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

３　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

４　記録等

救助物資は、配給段階ごとに必ず受払の記録及び受領書を徴しておかなければならないが送付書、受領書のほか整備しなければならないものは次のとおりである。

（１）物資受払簿（附属資料：様式第26号）

（２）物資給与及び受領簿（附属資料：様式第27号）

附属資料	参考編 第４　災害救助法施行細則

第１１章　環境汚染防止及び地域安全対策

■　基本方針

○　災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

○　市は、被災後、県等関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

○　当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止のため県等関係機関への情報提供、事業所への指導等を行う。

○　被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
（放射性物質及び原子力災害については、「第１８章放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。）

○　災害地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図ることについて定めるものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
県警察		○地域安全活動の強化	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 環境汚染防止対策	市	１　人員、機材等の応援依頼
第２節 地域安全対策	警察	１(1)　社会秩序の維持対策 １(2)　広報、相談活動 １(3)　行方不明者の発見・保護活動 １(4)　一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請
	市	２　警察の実施する地域安全活動に対する協力

第１節　環境汚染防止対策

実施担当	環境対策課、ごみ政策課、リサイクルプラザ

１　市における措置

被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第３項、水質汚濁防止法第14条の２等の規定に基づき事業者に事故時の措置を命ずる等、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を県に依頼する。

第２節　地域安全対策

実施責任者	警察

１　警察における措置

（１）社会秩序の維持対策

ア　被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

イ　地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。

ウ　被害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。

エ　災害に乗じたサイバー犯罪に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

（２）広報、相談活動

ア　広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模･区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ　相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

（３）行方不明者の発見・保護活動

行方不明者を早期に発見、保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

（４）一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

２　市における措置

市は、警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第１２章　遺体の取扱い

■　基本方針

○　周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
○　遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市			○遺体の捜索・収容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → ○医師会への死体検案要請 ○他市町村又は県への応援要請
警察			○検視（調査）の実施 → ○県歯科医師会への応援要請

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 遺体の捜索	市	1(1) 遺体の捜索 1(2) 検視（調査） 1(3) 応援要求
第２節 遺体の処置	市	1(1) 遺体の収容及び一時保存 1(2) 遺体の検視（調査）及び検案 1(3) 遺体の洗浄等 1(4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1(5) 応援要求
	警察	2(1) 検視（調査）の実施 2(2) 歯科医師会への応援要請
第３節 遺体の埋火葬	市	1(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1(2) 遺体の搬送 1(3) 埋火葬 1(4) 棺、骨つぼ等の支給 1(5) 埋火葬相談窓口の設置 1(6) 応援要求

第１節　遺体の捜索

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長） 警察
実施担当	市民窓口課、消防署、小牧警察署、関係機関

１　市における措置

（１）遺体の捜索

警察と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

（２）検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

（３）応援要求

市は、自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へこれらの実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

２　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

３　記録等

（１）遺体捜索状況記録簿（附属資料：様式第34号）
（２）遺体捜索用機械、器具、燃料受払簿（附属資料：様式第35号）
（３）遺体捜索用機械、器具修繕簿（附属資料：様式第36号）
（４）遺体捜索用関係支払証拠書類

附属資料	参考編 第４　災害救助法施行細則

第２節　遺体の処理

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長） 警察
実施担当	市民窓口課、小牧警察署、関係機関

１　市における措置

（１）遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

（２）遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死

亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

（３）遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（４）遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

（５）応援要求

市は、自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

附属資料	5.1.31　災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書 5.1.32、33　災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書

２　警察における措置

（１）遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

（２）身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また必要に応じて歯科医師会に応援を要請する。

３　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

４　記録等

（１）遺体処理台帳（附属資料：様式第37号）

（２）遺体処理費支出関係証拠書類

附属資料	参考編 第４　災害救助法施行細則

第３節　遺体の埋火葬

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	市民窓口課

１　市における措置

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な埋火

葬を行う。

（１）死亡診断書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。

（２）遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

（３）埋火葬

火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

（４）棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

（５）埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

（６）応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。また、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

２　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

３　記録等

（１）埋火葬台帳（附属資料：様式第38号）

（２）埋火葬費支出関係証拠書類

附属資料	5.1.31　災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書･ 5.1.32、33　災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書･ 7.4.1　遺体安置所予定施設 7.4.2　火葬場 参考編 第４　災害救助法施行細則

第１３章　ライフライン施設等の応急対策

■　基本方針

○　被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

○　ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

○　水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。

○　下水管渠、ポンプ場、処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

○　復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
市		○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道）→ ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立	
中部電力		○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 → ○危険防止措置の実施 → ○応急復旧活動の実施 → ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施 →	
東邦ガス ＬＰガス協会		○災害対策本部の設置 ○情報の収集 → ○緊急対応措置の実施 → ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 → ○広報活動の実施 →	
ＮＴＴ西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消	
放送事業者		○放送事業の継続 →	
郵便事業者		○郵便事業の継続 →	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節	中部電力	１(1)　非常災害対策本部の設置

区　分	機関名	主な措置
電力施設対策		1(2) 情報の収集と伝達 1(3) 危険防止措置の実施 1(4) 応急復旧活動の実施 1(5) 要員及び資機材等の確保 1(6) 広報活動の実施 1(7) 広域運営による応援
第２節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県ＬＰガス協会	1(1)・2(1) 災害対策本部の設置 1(2)・2(2) 情報の収集 1(3)・2(3) 緊急対応措置の実施 1(4)・2(4) 応援要請 1(5)・2(5) 応急復旧作業の実施 1(6)・2(6) 広報活動
第３節 上水道施設対策	水道事業者	1(2) 応急復旧活動の実施 1(3) 応援の要請 1(4) 応援・受援体制の確立
第４節 下水道施設対策	下水道管理者	1(1) 応急復旧活動の実施
第５節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	1・2　重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	市、防災関係機関	3　専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4　放送事業の継続
第６節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持

第１節　電力施設対策

実施担当	電力事業者

１　中部電力株式会社における措置

（１）非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には電力会社は非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

（２）情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話、NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

（３）危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

（４）応急復旧活動の実施

ア　優先的に復旧する施設及び設備

（ア）電力会社側

①　火力設備

②　超高圧系統に関連する送変電設備

（イ）利用者側

①　人命にかかわる病院

② 災害復旧の中枢となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ　復旧方法

（ア）発変電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の受給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

（イ）送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被災状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ　関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

（５）要員及び資機材等の確保

ア　要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ　資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

（６）広報活動の実施

ア　利用者に対する広報

（ア）災害時におけるPR

災害時において、電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

（イ）臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ　地域防災機関との協調

地域復旧体制への強力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

（７）広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

（８）電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第２節　ガス施設対策

実施担当	ガス事業者

１　東邦ガス株式会社における措置

（１）災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

（２）情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

（３）緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位等での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

（４）応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

（５）応急復旧作業の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア　需要家の閉栓の確認
イ　導管の被害箇所の調査及び修理
ウ　需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
エ　需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

（６）広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

２　一般社団法人愛知県エルピーガス協会における措置

（１）災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県エルピーガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

（２）情報収集

県内５支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

（３）緊急対応措置

愛知県ＬＰガス対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

（４）応援の要請

被害の状況により、特定の地域に集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人エルピーガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入れ体制を整備する。

（５）応急復旧作業の実施

愛知県ＬＰガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

（６）広報活動

地震後のエルピーガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第３節　上水道施設対策

実施責任者	各機関事業者
実施担当	上下水道部

１　水道事業者における措置

被害施設を短期間に復旧するため、取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

（１）要員の確保

災害対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。

（２）応急復旧活動の実施

ア　配管設備破損の場合

（ア）応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

（イ）大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

（ウ）県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、受水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

（３）応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、指定工事店あるいは県へ応援を要請する。（復旧応援体制）

応急復旧を実施するため材料置場及びポンプ場に必要最小限の資機材を確保しておくほか、必要によっては指定工事店の所有する資機材を調達依頼する。

（４）応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

附属資料	5.1.13　水道災害相互応援に関する覚書

第４節　下水道施設対策

実施責任者	各機関事業者
実施担当	上下水道部

1　下水道管理者における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

（1）応急復旧活動の実施

ア　下水管渠

下水管渠被害については、汚水のそ通に支障のないよう応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。

イ　ポンプ場、処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電のためポンプ施設の機能が停止した場合、自家電源により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置を講じる。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

また、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用する等により、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

ウ　五条川左岸センター

巾下川の水位上昇に伴う放流中止措置が行われた場合は、尾張建設事務所から連絡がされるため、排水機能に影響が出た場合、その地区に仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

エ　復旧体制

資材、工器具、移動式ポンプ等資機材の必要量の保有に努め、災害の規模、程度により必要な場合は、土木業者等に対してポンプの借用、人員の応援を求め、また、必要資機材の緊急調査を行う。

第５節　通信施設の応急措置

実施責任者	各機関
実施担当	防災危機管理課、関係各課、関係機関

1　通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途

絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

（１）西日本電信電話株式会社

ア　可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ　交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ　電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ　幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

（２）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア　応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ　電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

２　移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社、及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

（１）基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

（２）周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

（３）電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

３　市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

４　放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第６節　郵便業務の応急措置

実施責任者	各機関

１　日本郵便株式会社の措置

（１）郵便物の送達の確保

ア　被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ　災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送もしくは集配便を減便し、又は運送業務もしくは集配業務を休止するものとする。

（２）郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便等の料金免除を実施するものとする。

第７節　ライフライン施設の応急復旧

実施責任者	各機関

１　市、県及びライフライン事業者等における措置

（１）現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

（２）ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第１４章　航空災害対策

■　基本方針

○　航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
県（名古屋空港事務所）		○航空機事故発生の通報 ○消火救難、救急医療活動等 ⟶ ○空港利用者の避難誘導 ⟶ ○ＤＭＡＴ・医療救護班の派遣 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置 ⟶	
市		○航空機事故発生の通報 ○警戒区域の設定 ⟶ ○一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ○救助及び消防活動 ⟶ ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 愛知県名古屋飛行場	市	２(1) 航空機事故発生の通報 ２(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ２(3) 救助及び消防活動 ２(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ２(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 ２(6) 他の市町村に対する応援要請 ２(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

第１節　愛知県名古屋飛行場

実施責任者	市、県（名古屋空港事務所）、警察、自衛隊、関係機関
実施担当	消防総務課、消防署

１　伝達系統

空港内、外周辺地域において、災害が発生した場合の通報連絡は、次のとおりとする。

（１）飛行場内で事故が発生した場合（関係分）

愛知県名古屋飛行場

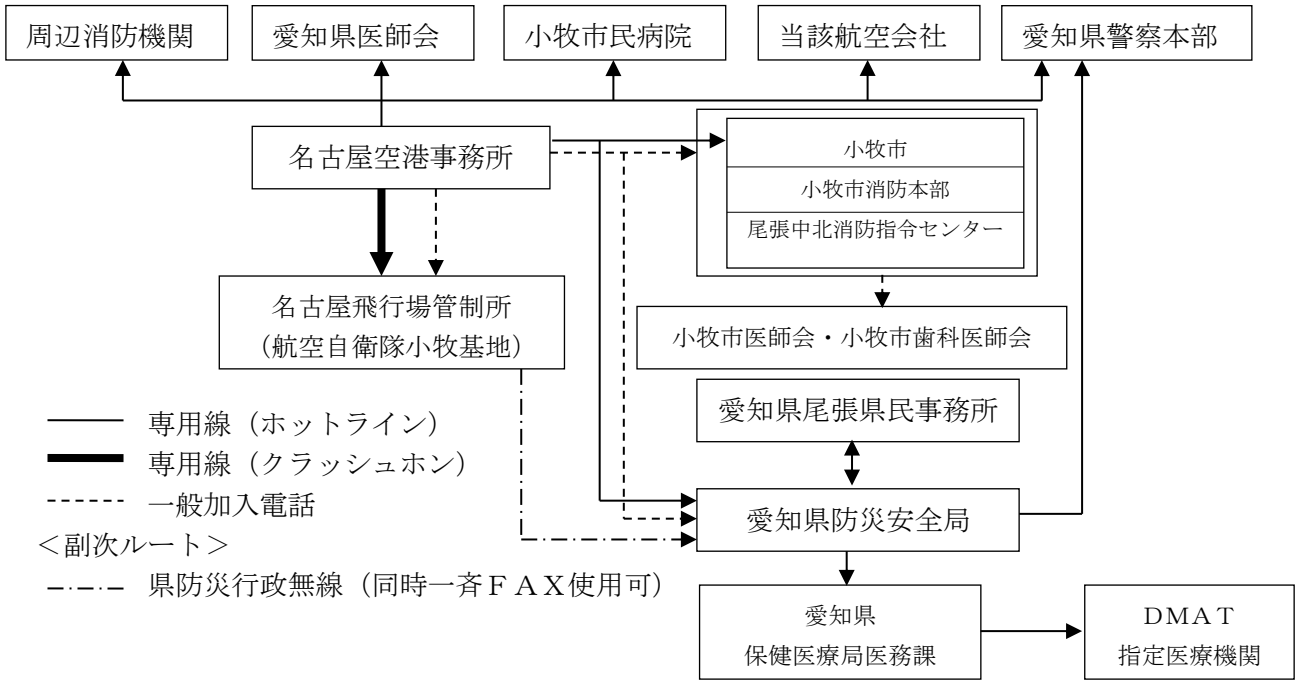

（２）飛行場周辺で民間機の事故が発生した場合（関係分）
民間航空機の場合

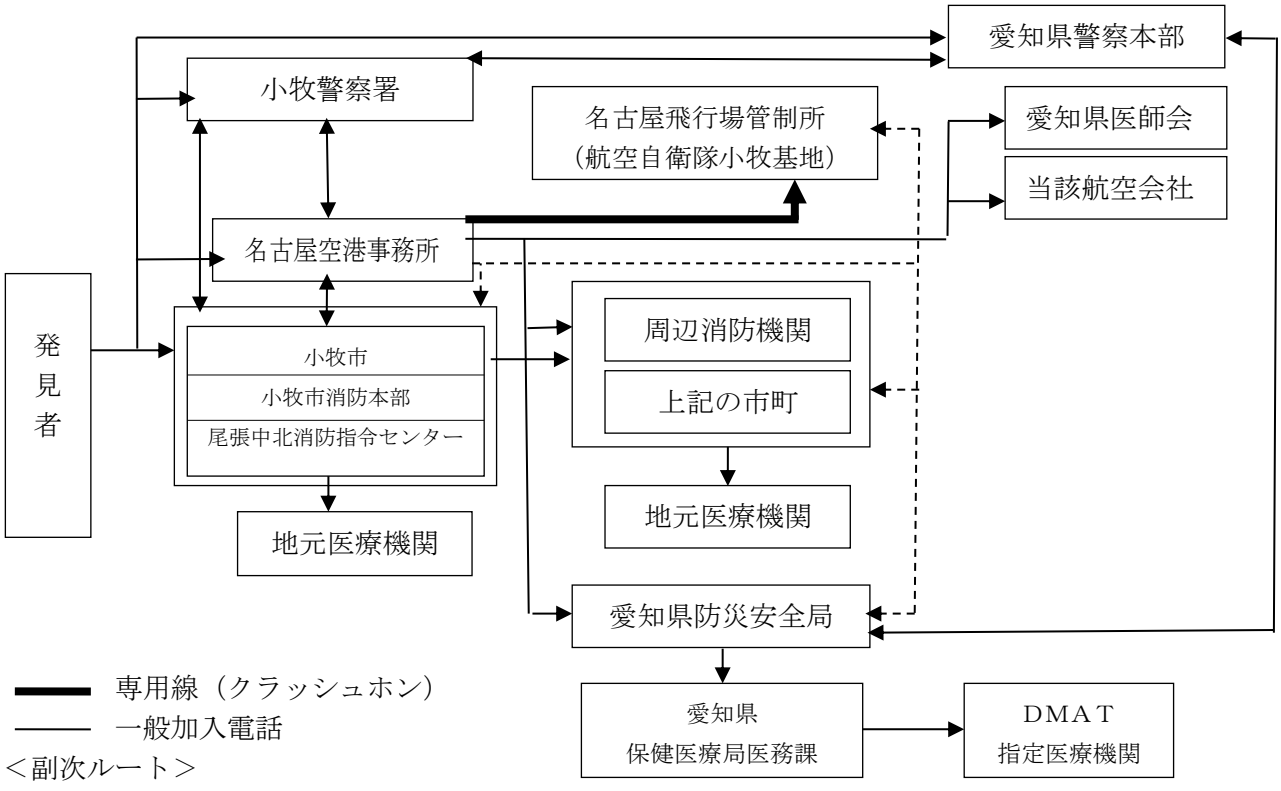

（３）飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合

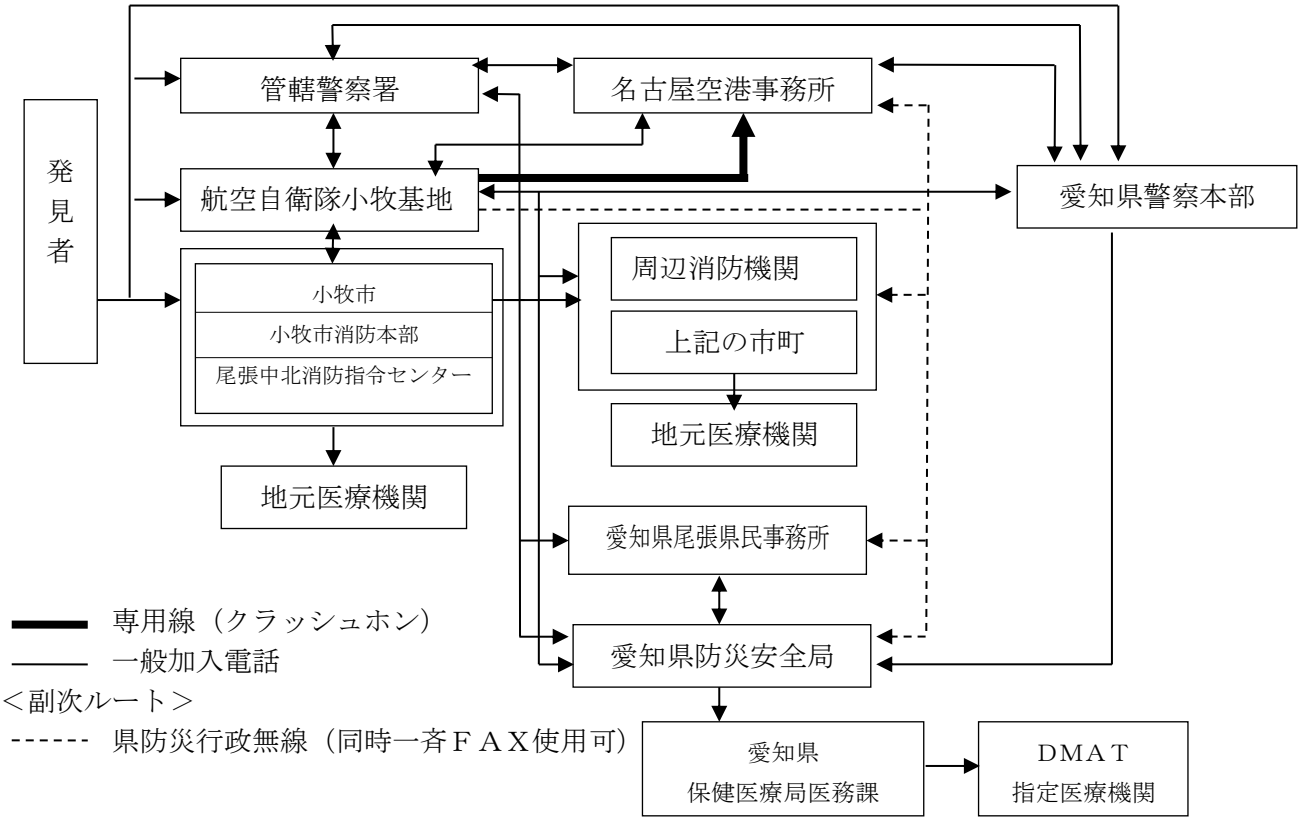

２　市における措置

（１）航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、1「伝達系統」により県及び関係機関に通報する。

（２）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事に助言を求めることができる。

（３）救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消火活動を実施する。

（４）地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関で組織された医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

（５）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

（６）他の市町村に対する応援要請

災害規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定

に基づき他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市消防本部受援計画」の定めるところにより要請する。

（７）県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

３　応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

附属資料	5.1.5　愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定

第１５章　鉄道災害対策

■　基本方針

○　鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者が発生するといった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
鉄道事業者		○中部運輸局又は国土交通省への連絡 ○関係列車の非常停止及び乗客の避難 ○救助・救急活動及び消防活動 ⟶ ○代替交通手段の確保 ○鉄道施設の応急措置 ⟶ ○他の鉄道事業者への応援要請	
市		○県への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限・退去等の命令 ○救助・救急活動及び消防活動 ⟶ ○医療班の派遣及び医療機関への搬送 ○応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	鉄軌道事業者	１(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡 １(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難 １(3) 救助・救急活動及び消防活動 １(4) 代替交通手段の確保 １(5) 鉄道施設の応急措置 １(6) 他の鉄道事業者への応援要請
	市	２(1) 県への連絡 ２(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ２(3) 救助・救急活動及び消防活動 ２(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ２(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 ２(6) 他の市町村に対する応援要請 ２(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

実施担当	消防署、名古屋鉄道株式会社

１　鉄軌道事業者における措置

（１）県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市町村、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

（２）関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

（３）救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後は、負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第５章「救出・救助対策」参照）。

（４）代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

（５）鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、第13章「交通施設の応急対策」により実施する。

（６）他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

２　市における措置

（１）県への連絡

鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

（２）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求めることができる。

（３）救助・救急活動及び消火活動

必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消火活動を実施する。

（４）地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

（５）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

（６）他の市町村に対する応援要請

市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めるものとする。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより要請する。

（７）県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

３　情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。

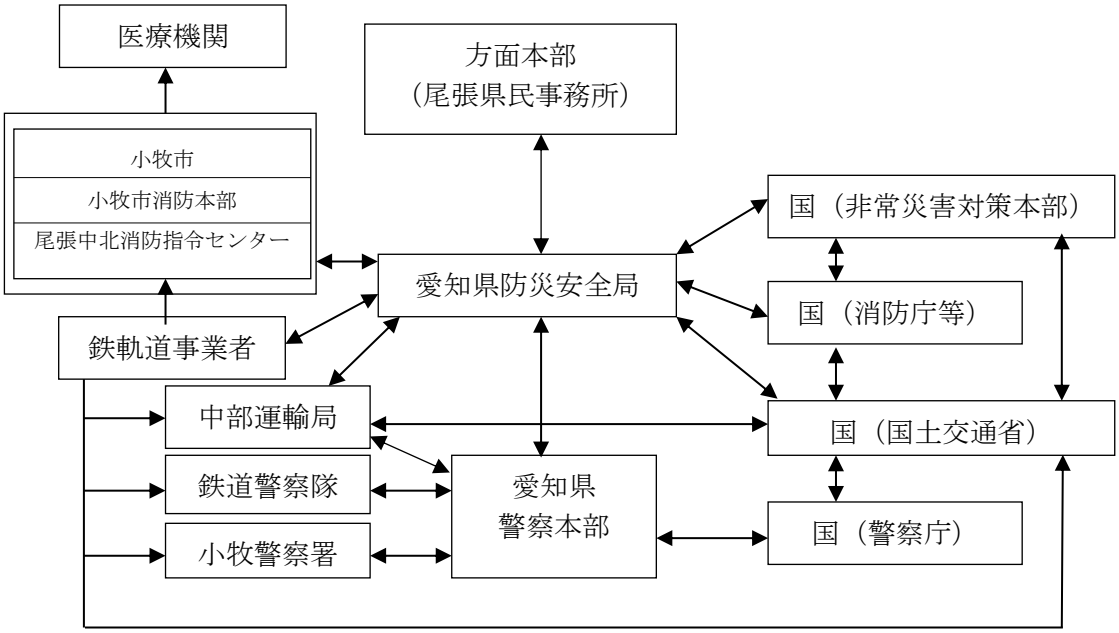

４　応援協力関係

（１）鉄軌道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

（２）救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

（３）市内の医療資源ではあきらかに不足、もしくは不足が予想される場合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。

第１６章　道路災害対策

■　基本方針

○　トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者が発生するといった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
道路管理者		○道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 ○交通規制 ⟶ ○初期の救助 ⟶ ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要請	
市		○県、国土交通省等関係機関への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限、退去命令 ○救助・救急活動及び消防活動 ⟶ ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
道路災害対策	市	1(1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 1(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 1(3) 救助・救急活動及び消防活動 1(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(6) 他の市町村に対する応援要請 1(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

実施担当	道路課、消防署

1　市における措置

（1）情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。

（2）警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言を求めることができる。

（３）救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

（４）地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織した医療班を現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の配置又は手配を行う。大規模道路災害が発生した場合は、地元医療機関等の医療班のほか、県に対して日赤医療救護班、愛知県内災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を要請し、現地に医師を多数投入する。現地における医師等の処置後は、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

（５）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

（６）他の市町村に対する応援要請

市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めるものとする。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより要請する。

（７）県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

２　情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。

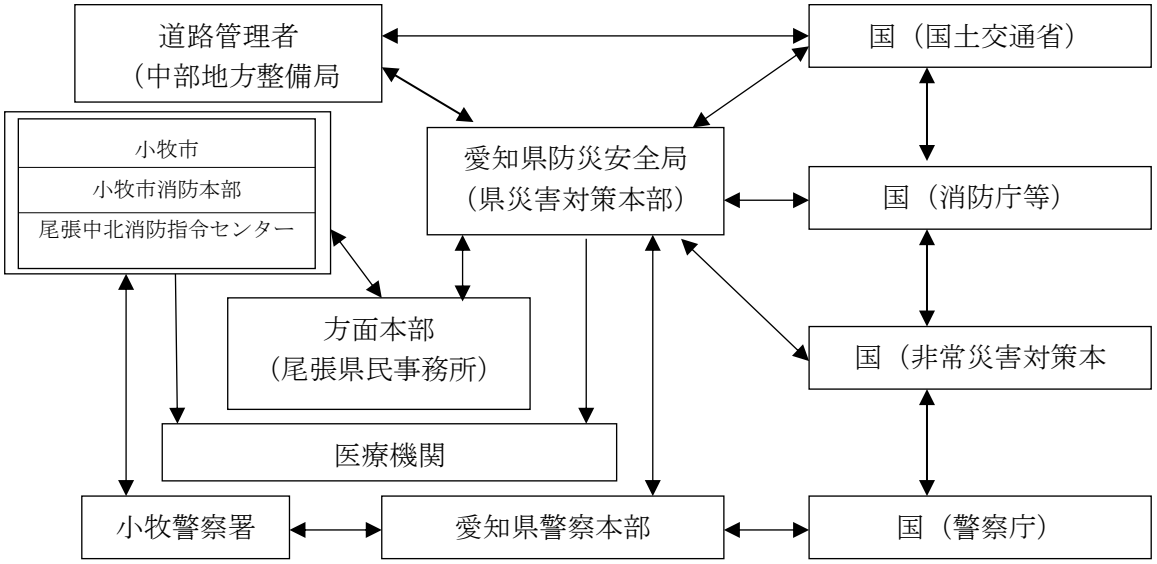

３　応援協力関係

（１）市は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

（２）救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。
（３）市内の医療資源ではあきらかに不足、または不足が予想される場合は、消防署の受付に設置したインターネットに接続された専用端末より、広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信する。

第１７章　放射性物質及び原子力災害応急対策

■　基本方針

○　放射性物質に係る事故等が発生した場合又は、原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

○　核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられるが、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携を緊密にしながら対策をとるものとする。

○　市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法及び小牧市災害対策本部条例により災害対策本部を設置する。なお、市の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害対策特別措置法第２２条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

○　放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、市が保有する放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

○　県及び市は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。

○　要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

○　新型インフルエンザ等感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
市		○県への通報 ○警戒区域の設定及び一般住民等への立入り制限、退去等の措置 ○消防活動（消火・救助・救急）⟶ ○専門家の派遣要請 ○住民に対する屋内退避、避難指示	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害	市	１(1) 事故等の発生に係る県への通報 １(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置 １(3) 消防活動（消火・救助・救急） １(4) 放射線防護資機材の貸出しのあっせん依頼

区　分	機関名	主な措置
発生時の応急対策		1(5) 環境放射線モニタリング結果の公表 1(6) 医療関係活動
第２節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	市	1(1) 事故の概要等の確認及び県等への情報伝達 1(2) 専門家の派遣要請 1(3) 環境放射線モニタリング結果の公表 1(4) 原子力災害合同対策協議会への出席 1(5) 市民に対する屋内退避、避難指示 1(6) 市民等への的確な情報伝達 1(7) 市民等からの問い合わせに対する対応 1(8) 医療関係活動 1(9) 消防活動
第３節 県外の原子力発電所等における異常時対策	事業者(中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力開発機構)	1(1) 県への情報伝達・報告 1(2) 緊急事態応急対策等の実施 1(3) 放射性物質による汚染の除去
	県	2(1) 防災関係機関等への情報伝達 2(2) 国、所在県及び隣接県との連携 2(3) アドバイザーへの協力要請 2(4) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 2(5) 飲料水・食品等の放射能濃度の測定
	市	3(1) 市内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応 3(2) 市民等への的確な情報伝達 3(3) 市民等からの問い合わせに対する対応 3(4) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 3(5) 広域避難活動 3(6) 市外からの避難者の受入れ 3(7) 飲料水・食品等の摂取制限等 3(8) 風評被害等の影響の軽減

第１節　放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

実施責任者	事業者、市、警察、県
実施担当	予防課、消防署、防災危機管理課

１　市における措置

（１）事故等の発生に係る県への通報

事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

（２）警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を

実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

なお、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け等は警察と連携して行う。

（３）消防活動

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

（４）放射線防護資機材の貸出しのあっせん依頼

応急対策用の放射線防護資機材が不足する場合は、県に対して放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しのあっせんを依頼するものとする。

（５）環境放射線モニタリング結果の公表

県が国等の専門家の指導・助言を得て、事業者等と協力して実施するモニタリング結果のデータ提供を受けて、市民に公表する。

（６）医療関係活動

放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、県と協力してスクリーニング及び除染を実施する。また、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送できるよう当該医療機関等と調整を行う。

２　情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。

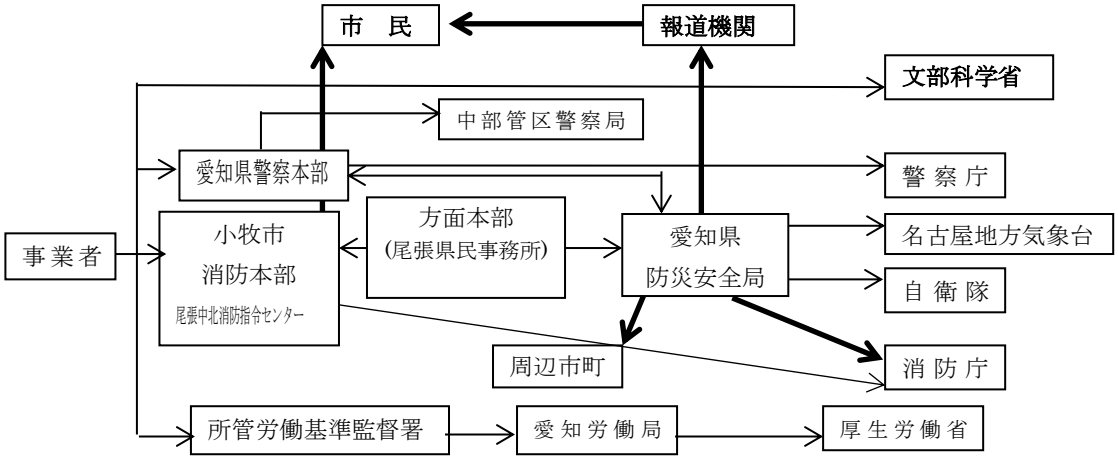

第２節　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

実施責任者	事業者、市、警察、県
実施担当	予防課、消防署、防災危機管理課

１　市における措置

（１）事故の概要等の確認及び県等への情報伝達

事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

（２）専門家の派遣要請

必要に応じて、国に専門家の派遣を要請する。

（３）環境放射線モニタリング結果の公表

県が国等の専門家の指導・助言を得て、事業者等と協力して実施するモニタリング結果のデータ提供を受けて、市民に公表する。

（４）原子力災害合同対策協議会への出席

国の設置する原子力災害合同対策会議に出席し、情報や対策の調整を行う。

（５）市民に対する屋内退避、避難指示

市長は、必要に応じて避難指示を行う。なお、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け等は警察と連携して行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

（６）市民等への的確な情報伝達

県、警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

（７）市民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じて相談窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

（８）医療関係活動

放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、県と協力してスクリーニング及び除染を実施する。また、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送できるよう当該医療機関等と調整を行う。

（９）消防活動

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

２　情報の伝達系統

事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

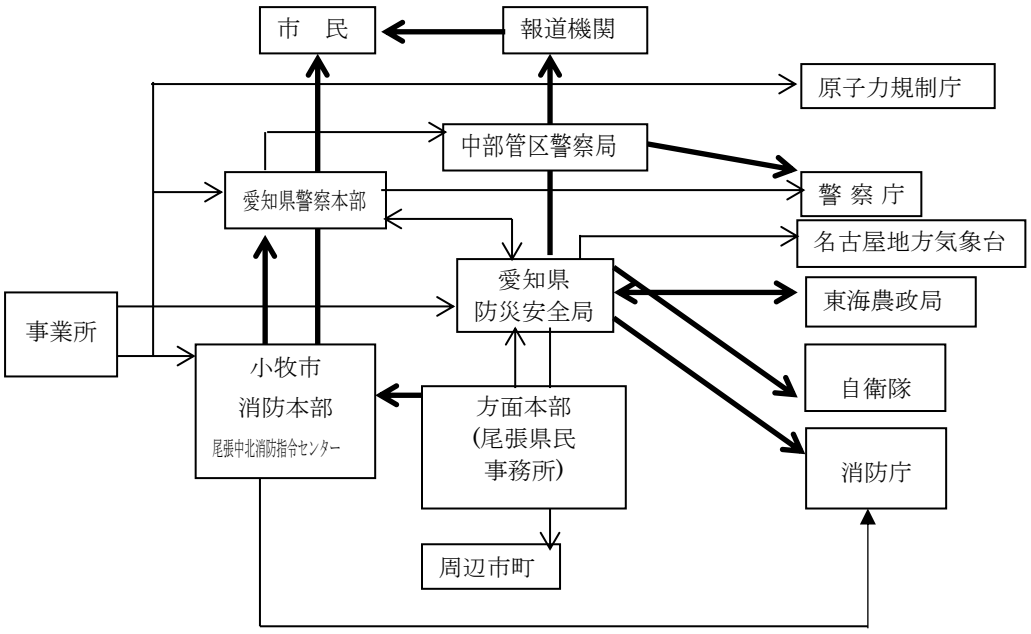

第３節　県外の原子力発電所等における異常時対策

４原子力事業者との情報連絡体制に係る各合意内容に該当する異常が発生した場合は、

次の対策をとるものとする。

実施責任者	原子力事業者、市、警察、県
実施担当	防災危機管理課、消防署、農政課、上下水道部、関係各課

１　４原子力事業者における措置

（１）県への情報伝達・報告

４原子力事業者は、各合意内容に基づき、県に対して内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

（２）緊急事態応急対策等の実施

４原子力事業者は、通報連絡等、応急措置、緊急事態応急対策を行う。

（３）放射性物質による汚染の除去

４原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県等と協力して汚染の除去等を行う。

２　県における主な措置

（１）防災関係機関への情報伝達

県は、４原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。

（２）国、所在県及び隣接県との連携

国、所在県及び隣接県と連携し、情報収集、情報交換を行い、必要に応じて所在県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県への影響を把握し、効率的、効果的に応急対策が行えるよう努める。

（３）アドバイザーへの協力要請

必要に応じ、アドバイザーへの協力を要請し、専門的、技術的な立場からの助言を求める。

（４）環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

ア　国及び原子力事業者等が実施し、オフサイトセンターに集約された緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、環境放射能調査におけるモニタリングを強化し、その調査結果を速やかに関係機関、関係市町村等に連絡し、あわせて県民等に情報提供する。

また、モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、県は、関係市町村と連携して一般環境中の空間放射線量率の測定をさらに強化し、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに県民等に情報提供する。

イ　県は、モニタリング結果の公表にあたっては、県民等に的確な情報提供を行うため、測定結果の妥当性に留意するものとする。

（５）飲料水・食品等の放射能濃度の測定

国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果をWebサイトで公表する。

３　市における措置

（１）市内の地域が緊急事態応急対策実施区域になった場合の対応

市内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、国の設置する原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急

事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について協議する。

（２）市民等への的確な情報伝達

県と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

（３）市民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じて相談窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

（４）国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

ア　報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道

イ　警察署等での情報提供、警察用車両による広報活動

ウ　市、消防本部の広報車等による広報活動

エ　電気、ガス、通信事業者、鉄道事業者及び各種団体の協力による広報活動

オ　メール、Ｘ、フェイスブック及びWebサイトの活用による情報提供

なお、避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の悪影響を受けやすい妊産婦、児童及び乳幼児に配慮する。

（５）広域避難活動

国からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し避難所の提供及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。

県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。また、県は広域避難活動に伴い、必要となるモニタリング、スクリーニングあるいは除染等の作業に係る関連資機材の調達について、立地県や隣接県との緊密な連携による効率的、効果的な実施に努める。

（６）市外からの避難者の受入れ

市境を越えて避難する者が発生した市町村から協議を受けた場合は、本市の状況を十分に考慮した上で、対応可能な範囲において避難者を受入れるよう努める。

また、避難者を受入れた場合は、避難元市町村等と連携して避難者に対して住まい、生活、医療、教育、介護、避難元市町村等の情報提供など必要な支援を行うよう努める。

（７）飲料水・食品等の摂取制限等

国及び県から指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、飲料水・食品等の摂取制限や農林水産物の生産者等に汚染農林水産物の摂取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

（８）風評被害等の影響の軽減

原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県及び関係団体と連携し、報道機関の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、観光客の減少防止のための広報活動を行うものとする。

また、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努めるものとする。

３　情報の伝達系統

４原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、各合意内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

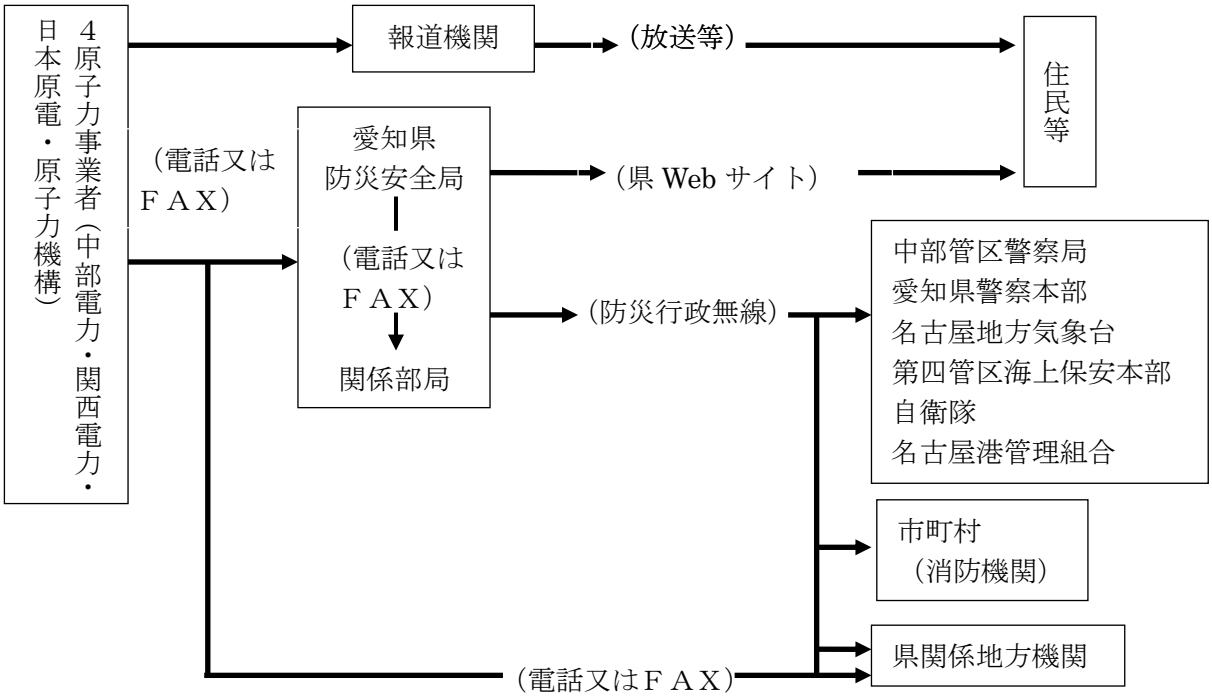

第１８章　危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■　基本方針

○　危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
市		○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の指示 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 危険物等施設	市	１(1)　災害発生に係る県への通報 １(2)　危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示 １(3)　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 １(4)　消防隊の出動による救助及び消火活動 １(5)　他市町村に対する応援要請 １(6)　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第２節 危険物等積載車両	市	第１節「危険物等施設」に準じた措置

第１節　危険物等施設

実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

１　市における措置

（１）災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について直ちに通報する。

（２）危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

（３）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命

令する。

また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

（４）消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

（５）県及び他市町村への応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部行政圏）及び「愛知県緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより、消防相互応援を要請する。

（６）県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

２　応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

附属資料	4.1　石油類等大量保有事業所 4.3　消防活動阻害物質（毒物・劇物貯蔵事業所） 4.4　消防活動阻害物質（圧縮ｱｾﾁﾚﾝｶﾞｽ等取扱貯蔵事業所） 2.2.5　化学消火薬剤の備蓄

第２節　危険物等積載車両

実施責任者	石油類等施設の所有者、管理者、占有者 石油類等輸送機関 市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

市における措置

市は、第１節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第１９章　高圧ガス災害対策

■　基本方針

○　高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
高圧ガス施設等の所有者等		○ガスの安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報	
市		○危険物等施設に準じた措置	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 高圧ガス施設	市	１　第１８章第１節「危険物等施設」に準じた措置
第２節 高圧ガス積載車両	市	第１８章第１節「危険物等施設」に準じた措置

第１節　高圧ガス施設

実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

１　市における措置

本編第１８章第１節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

２　応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県もしくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第２節　高圧ガス積載車両

実施責任者	高圧ガス施設の所有者、管理者、占有者 高圧ガス等輸送機関 市、警察、県
実施担当	予防課、消防署

１　市における措置

市は、第１８章第１節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第２０章　大規模な火事災害対策

■　基本方針

○　大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第19章「高圧ガス災害対策」の定めについても留意するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
市		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消火活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	市	1(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1(2) 避難指示等 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1(4) 消防ポンプ自動車等による消火活動 1(5) 県及び他市町村への応援要請 1(6) 救助・救急活動 1(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

実施責任者	市
実施担当	消防署

1　市における措置

（1）大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

（2）避難指示等

地域住民等の避難の指示等については、第９章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

（３）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

（４）消防ポンプ自動車等による消火活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

（５）県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、応援にかかわる費用の負担区分等については、あらかじめ隣接市町と協定を結んでおくものとする。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより要請する。

（６）救助・救急活動

必要に応じ防災関係機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

（７）地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

（８）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

（９）県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消火活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

２　情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。

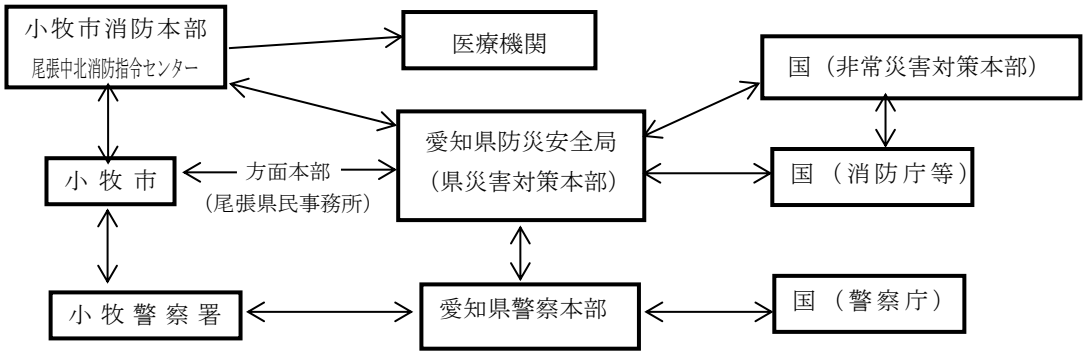

３　応援協力関係

市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、警察へ先導等を依頼する。

（１）市長は、大規模な災害等が発生した場合は、緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

（２）応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設、車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

（３）消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

附属資料	2.2　消防施設・設備等 5.1.1　消防相互応援協定 5.1.5　愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 5.1.6　小牧市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約 5.1.7　エルピーガス災害対策に関する業務協約 5.1.10　愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

第２１章　林野火災対策

■　基本方針

○　火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防ぎょし、被害の軽減を図る。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
市		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○防火水槽、自然水利を活用した消火活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○防災ヘリコプター応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
林野火災対策	市	1(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1(2) 避難指示等 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1(4) 防火水槽、自然水利等による消防活動 1(5) 県及び他市町村への応援要請 1(6) 救助・救急活動 1(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請 1(11) 防災ヘリコプターの応援要請

実施担当	消防署

1　市における措置

（1）大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

（2）避難情報

地域住民の避難の指示等については、第９章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

（４）防火水槽、自然水利を活用した消火活動

直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。

（５）県及び他市町村への応援要請

市で対応できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めるものとする。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより要請する。

（６）救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

（７）地元医療機関等で組織した医療班の派遣要請及び医療機関への搬送等

多数の負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で組織する医療班を現地に派遣要請し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の配置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、捜索、処理活動等は第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

（８）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

（９）県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊及び防災航空隊の災害派遣要請を依頼するとともに必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請

林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。

(11) 防災ヘリコプターの応援要請

空中消火活動の必要があると認められる場合は、県に対して「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの応援要請する（第５章第２節「航空機の活用」参照）。

２　情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。

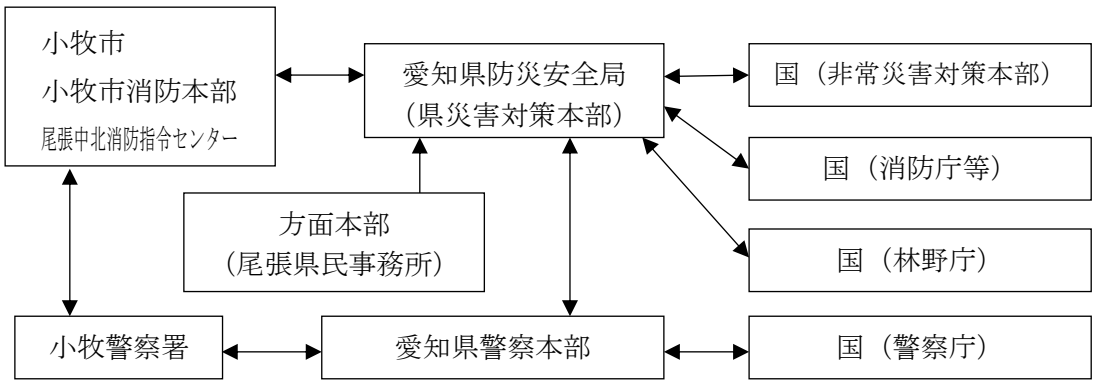

３　応援協力関係

（１）市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たり、必要があると認めるときは、警察へ先導等を依頼する。

（２）救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第２２章　地階等における都市ガス災害対策

■　基本方針

○　地階等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防ぎょし被害の軽減を図る。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
市		○ガス事業者への通報連絡 ○地階等の所有者等に対する危害防止のための措置等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導 ○救助、救急及び消火活動 ○ガス事業者に準じたガスの供給停止措置 ○県への通報 ○応援要請	

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
地階等における都市ガス災害対策	市	1(1) ガス事業者への通報連絡 1(2) 地階等の所有者等に対する危害防止のための措置等 1(3) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令 1(4) 現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導 1(5) 救助、救急及び消火活動 1(6) ガス事業者に準じたガスの供給停止措置 1(7) 災害発生に係る県への通報 1(8) 他の市町村に対する応援要請 1(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

実施担当	予防課、消防署

１　市における措置

（１）ガス事業者への通報連絡

地階等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合には、直ちにガス事業者に対し通報連絡するものとする。

（２）地階等の所有者等に対する危害防止のための措置等

地階等の所有者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

（３）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限、退去等命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは知事等に助言

を求めることができる。

（４）現場警察官と協力した通行規制、広報活動及び避難誘導

現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び一般車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、併せて警戒区域内の住民の適切な避難誘導を講ずるものとする。

（５）救助、救急及び消火活動

市消防計画等により消防隊等を出動させ、当該地階等の救助、救急及び消火活動を実施する。

この場合、必要に応じて当該地階等の所有者等からの報告及び助言を受け、あるいは他の防災関係機関及び自衛消防隊の協力を得て実施するものとする。

（６）ガス事業者に準じたガスの供給停止措置

ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、直ちにガス事業者に対し通報連絡し、現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害防止のためガスの供給停止等の措置を講ずる。

（７）災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

（８）他の市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市緊急消防援助隊受援計画」の定めるところにより要請する。

（９）県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

２　応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は県もしくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第２３章　住宅対策

■　基本方針

○　あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

○　災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

○　市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

○　災害により住家が全壊（流失、埋没、全焼）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理をし、又は障害物を除去する必要があるのでその方法について定めるものとする。

○　応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、賃貸型応急住宅による方法を積極的に活用する。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
市			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設　○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請　○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施
住宅供給公社・都市再生機構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 被災宅地の危険度判定	市	１(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 １(2) 被災宅地危険度判定活動の実施
第２節 被災住宅等の調査	市	被災住宅等の調査
第３節 公共賃貸住宅等への一時入居	市、地方住宅供給公社、都市再生機構	１(1) 提供する住宅の選定・確保 １(2) 相談窓口の開設 １(3) 一時入居の終了 １(4) 使用料等の軽減措置 １(5) 応援協力の要請
第４節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	市	１(2) 建設用地の確保 １(5) 被災者の入居及び管理運営
	県	１(1) 応援協力の要請 １(3) 建設型応急住宅 １(4) 賃貸型応急住宅
第５節 住宅の応急修理	市、県	１(1) 応急修理の実施
第６節 障害物の除去	市	１(1) 障害物の除去の実施 １(2) 他市町村又は県に対する応援要求

第１節　被災宅地の危険度判定

実施担当	建築課

１　市における措置

（１）被災宅地危険度判定実施本部の設置

市の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

（２）被災宅地応急危険度判定活動の実施

支援本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地応急危険度判定活動を実施する。

第２節　被災住宅等の調査

実施担当	資産税課、市民税課、建築課

１　市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金

の給付等に必要な次の調査を実施する。
（１）住宅の被害状況
（２）被災地における市民の動向
（３）建設型応急住宅建設現地活動上の支障事項等
（４）その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第３節　公共賃貸住宅等への一時入居

実施担当	建築課

１　市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

（１）提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

（２）相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

（３）一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

（４）使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

（５）応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他市町村に被災者の受入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営

実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）
実施担当	建築課

１　市及び県における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅によるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

（１）応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、

設置を要請する。

県及び救助実施市は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。

（２）建設用地の確保

市は、建設型応急住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地等の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書（附属資料：様式第39号）を取り交わすものとする。また、二次災害に十分配慮する。

（３）建設型応急住宅

県及び救助実施市は、建設型応急住宅を次のとおり建設する。（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

ア　建物の規模及び費用の限度

（ア）一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日　内閣府告示第228号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで、その規模及び費用の追加ができるものとする。

（イ）ただし、これによることができない特別な事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

イ　建設の時期

災害発生の日から原則として20日以内に着工し速やかに設置するものとする。

ウ　建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市町村（救助実施市を除く。）の長が当該事務を行うことができる。

市は、被災者から入居申請書（附属資料：様式第40号）を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出する。

（４）賃貸型応急住宅

県及び救助実施市は、「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン　既存賃貸住宅ストック活用等編」、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に民間賃貸住宅を利用した応急仮設住宅の供与を行う。

（５）被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア　入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。なお、選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聴き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。

（ア）住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

（イ）居住する住家がない者であること。

（ウ）自らの資力では、住宅を得ることができない者であること。

イ　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、救助実施市にあっては、県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村（救助実施市を除く。）にあっては、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

優先入居させることができる者は次のものとする。

（ア）第１順位

①　６５歳以上の者のみの世帯（単身者を含む）
②　６５歳以上の者もしくは１８歳未満の者のみの世帯
③　障害者のいる世帯
④　３歳未満の乳幼児を扶養する母子（父子）世帯
⑤　特定疾患により早急に居住の安定を図るがあると医師または医療部局等により判定された者がいる世帯

（イ）第２順位

①　６５歳以上の者がいる世帯
②　３歳から１８歳未満までの者を扶養する母子（父子）世帯
③　３歳未満の乳幼児のいる世帯
④　妊婦のいる世帯
⑤　生活保護受給者世帯（第１順位対象者以外）

ウ　管理運営

（ア）応急仮設住宅の管理運営については、救助実施市にあっては、県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村（救助実施市を除く。）にあっては、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

（イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ　供与の期間等

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う

（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。また、住宅の切換えについて国有財産特別措置法第３条の規定を受けることとなる。

また、供与に当たっては入居者に対し、この建物が被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であり、その目的が達せられたときは撤去されるべきものであることを十分承知させ、場合によっては入居者との間に応急仮設住宅入居契約（附属資料：様式第41号）を結ぶものとする。

また、引き続き住宅のあっせんを積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を住宅へ転居させるよう措置を講じるものとする。

①　公営住宅への入居あっせん
②　独立行政法人住宅金融支援機構資金借入れの指導
③　その他

２　災害救助法の適用

（１）災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（２）災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

３　記録等

（１）応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合

ア　応急仮設住宅入居者台帳（附属資料：様式第44号）

イ　応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書（附属資料：様式第34号）

附属資料	2.6.1　市有建設機械 参考編 第４　災害救助法施行細則

第５節　住宅の応急修理

実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）
実施担当	資産管理課

１　県における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

（１）応急修理の実施

ア　住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

（ア）応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

（イ）修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

（ウ）修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

（エ）修理の期間

災害が発生してから１０日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

（オ）修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

（ア）応急修理を受ける者の範囲

a　住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

（イ）修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

（ウ）修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

（エ）修理の期間

災害が発生してから３か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

（オ）修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

２　市における措置

住宅の応急修理に係る申込の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。必要に応じて、応急修理実施業者に応急修理等を行うよう調整する。

３　災害救助法の適用

（１）災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（２）災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

４　記録等

（１）住宅の応急修理を実施した場合

ア　住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)申込書様式（附属資料：様式第42号）

イ　住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)申込書様式（附属資料：様式第42－2号）

ウ　却下通知書様式（附属資料：様式第42－3号）

エ　緊急の修理に関する依頼書様式（附属資料：様式第42－4号）

オ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理依頼書様式（附属資料：様式第42－5号）
カ　工事完了報告書(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)様式（附属資料：様式第43号）
キ　工事完了報告書(日常生活に必要な最低限度の部分の修理)様式（附属資料：様式第43－2号）
ク　住宅応急修理記録簿（附属資料：様式第45号）
ケ　住宅応急修理に係る契約書、仕様書等
コ　住宅の応急修理関係支払関係証拠書類

附属資料	2.6.1　市有建設機械 参考編 第４　災害救助法施行細則

第６節　障害物の除去

実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）
実施担当	関係各課

１　市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

（１）障害物の除去の実施

ア　障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ　除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ　除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ　除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ　除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ　給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

（２）他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物を除去することが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

２　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務は市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

３　記録等

（１）障害物の除去を実施した場合

ア　障害物除去の状況記録（附属資料：様式第46号）

イ　障害物除去費支出関係証拠書類

附属資料	2.6.1　市有建設機械 参考編 第４　災害救助法施行細則

第２４章　学校における対策

■　基本方針

○　災害が発生し、又はそのおそれのある場合に迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

○　災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

○　災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生	事　後
市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 （市立学校） ○応援の要求
設置者（管理者）　私立学校	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○教科書等の給与 （私立学校等） ○応援の要求

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	市、私立学校設置者（管理者）	１(1)　気象警報等の把握・伝達 １(2)　臨時休業等の措置 １(3)　避難等
第２節 教育施設及び教職員の確保	市、私立学校設置者（管理者）	１(1)　応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 １(2)　教職員の確保
	市	２　他市町村教育委員会に対する応援要求
第３節	市、私立学校	広報・周知活動の実施

区　分	機関名	主な措置
応急な教育活動についての広報	設置者（管理者）	
第４節 教科書・学用品等の給与	市	１(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 １(2) 他市町村又は県に対する応援要請

第１節　気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会）、私立学校等管理者
実施担当	こども政策課、教育総務課、学校教育課

１　市及び私立学校設置者（管理者）における措置

（１）気象警報等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。なお、学校に対して特定の対策等を伝達する必要のある場合は、教育委員会が、幼稚園、学校に対して行う。また、学校等に当たっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア　県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ　市立学校

災害に関する情報は、第３章「情報の収集・伝達・広報」に基づき県から伝達されるので、市教育委員会が各学校等に対し伝達する。

ウ　私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

（２）臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア　県立学校等

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ　市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が、臨時休業等の措置をとるものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ　私立学校等

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

（３）避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して地域防災計画に基づいて各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等に当たっては、市と緊密な連絡をと

るとともに、これに積極的に協力する。

第２節　教育施設及び教職員の確保

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会)、私立学校等管理者
実施担当	幼児教育・保育課、教育総務課、学校教育課、学校給食課

１　市及び私立学校設置者（管理者）における措置

市教育委員会及び私立学校設置者は、教育施設の被災もしくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設となることにより授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、次の措置を講じる。

（１）応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア　校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ　被害が相当に大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講じる。

ウ　校舎が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ　特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ　校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のため校舎等の確保は、イ～エの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、県と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

（２）教職員の確保

市教育委員会は、校舎が全面的な被害を受け復旧に長時間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添っていくものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保の万全を図る。

２　市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

３　学校給食の応急実施

（１）給食センター設備の整備

給食センターの設備は応急給食のほか災害時においては非常炊き出しにも使用されるので被害のあったときはできる限り早く修理する。

（２）給食用の物資の確保

給食センター設備の損壊により、給食が実施できないときは県学校給食会の委託パン工場及び委託乳工場より、必要量の供給を受入れる。

第３節　応急な教育活動についての広報

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会）、私立学校等管理者
実施担当	幼児教育・保育課、教育総務課、学校教育課

１　市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童・生徒及び家庭等への周知を図る。

第４節　教科書・学用品等の給与

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会）、私立学校等管理者
実施担当	幼児教育・保育課、学校教育課

１　市における措置

（１）児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して学用品等を給与し、就学の便を図るものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、教育委員会と協議し、教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

また、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

ア　対象者

（ア）災害によって住家に全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水以上の被害を受けた児童・生徒であること。

（イ）義務教育に関するものだけに限られること。

（ウ）現に学用品がなくなった者であること。

イ　給与の方法

（ア）原則として知事が一括購入し、配分は市長が実施するものであるが、学校ごと、地域ごとに教科書が異なる等複雑になるので、市長が職権の委任を受け学校長及び教育委員会の協力を受け調達から配分まで行う。

（イ）給与の対象となる児童、生徒の確実な数を把握するため被災者名簿と、各学校における学籍簿とを照合し、被害別、学年別に把握する。

（ウ）学用品は実際になくなったものについてのみ支給すること。

（エ）優先的に先ず教科書を確保すること。

（オ）学用品の購入、配分計画表（附属資料：様式第47号）を作成し、これにより配分すること。

ウ　学用品等の品目

（ア）通学用品

運動靴、カサ、カバン、ゴム靴等

（イ）教科書、教材

（ウ）文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画用紙、下敷、定規等

ただし、通学用品及び文房具のなかには例示品以外のものもあり、被災状況、程度等実情に応じて変更しても差支えない。

エ　費用の限度

（ア）教科書代（教材を含む。）

支給した教科書の実費

（実費とは教科書については文部省大臣の許可を受けた定価であり、教材にあっては通常の価格をいう。）

（イ）文房具及び通学用品費（附属資料：参考第４参照）

オ　給与の期間

学用品が最終的に被災児童、生徒にわたるまでの期間をいう。

（ア）教科書、教材１か月以内

（イ）文房具、通常用品15日以内

（２）他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。また応援要請があった場合は、協力するものとする。

２　奨学に関する措置

公共学校に当たっては保護者の申請により、その被害程度に応じて費用の支払いの延長、減額又は免除等の必要な措置を講じる。

３　災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

４　記録等

学用品の給与を実施したときは次の書類、帳簿等を保管しておくものとする。

（１）学用品交付簿（附属資料：様式第48号）

（２）学用品出納に関する帳簿

（３）学用品の購入関係支払証拠書類

（４）備蓄物資払出証拠書類

附属資料	参考編 第４　災害救助法施行細則

第２５章　車両その他機械の供給

■　基本方針

○　災害応急対策を実施するため、市所有の車両、機械で不足する場合は、民有のこれらを借り上げて使用しなければならないので、この方法について定めるものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
車両その他機械の供給	市	１(1) 車両の借り上げ １(2) 機械の借り上げ

実施担当	道路課、河川課、用地課

１　市における措置

（１）車両の借り上げ

各種輸送並びに救助活動を行うとき車両が不足する場合は、市内運送業者により車両の借り上げを行う。この場合、業者とあらかじめ協議しておくものとする。

（２）機械の借り上げ

民有の機械類の借り上げについては、あらかじめ借り上げの方法、料金等について所有者と協議しておくものとする。

ア　機械の借り上げが必要な作業

（ア）障害物除去作業

（イ）救出作業

（ウ）応急仮設住宅建設のための整地作業

（エ）通路、溝、河川等の応急復旧作業

（オ）その他

イ　手続きの方法

あらかじめ登録してある業者に対し、契約事項確認の上借り上げる。

ウ　契約の内容

車両の借り上げの方法については、運転に特殊免許を必要とする場合が多いので運転手を含めて借り上げるようにする。

料金については平常時におけるものと同程度とするよう特に協力を願うが、夜間活動及び危険区域における活動についての割増料金についてはあらかじめとり決めておくものとする。

２　記録等

車両及び機械類の借り上げを実施したときは次の帳簿を作成し記録しておくものとする。

（１）車両、機械類借上記録簿（附属資料：様式第57号）

附属資料	2.6.1　市有建設機械

第２６章　災害救助法の適用

■　基本方針

○　災害救助は、災害救助法が適用される以前は市長が単独で行うが、適用後は国の機関として実施する知事及び知事から通知された市長が行う。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
災害救助法の適用	市	1(1) 災害救助法による救助の種類 1(2) 災害救助法の適用基準 1(3) 適用基準の留意事項 1(4) 被災者の記録 1(5) 報告事項

実施責任者	知事、市長（法が適用され、知事から通知された場合)、日本赤十字社
実施担当	防災危機管理課、市民税課、資産税課、関係各課

1　市における措置

（1）災害救助法による救助の種類

ア　収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
イ　災害にあった者の救助
ウ　炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
エ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
オ　医療及び助産
カ　災害にかかった住宅の応急修理
キ　学用品の給与
ク　埋火葬
ケ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
コ　遺体の捜索及び処理
サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石､竹木等で日常生活に著しい支障をきたしているものの除去

（2）災害救助法の適用基準

市内の被害状況が、次の適用基準のうちいずれかに達し、かつ、現に救助を必要とするとき、市長は直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。

ア　市内に全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が100世帯以上に達したとき。
イ　アの基準には達しないが、県内の被害世帯数が2,500世帯以上であり、かつ、市内被害世帯数が50世帯以上に達したとき。
ウ　被害世帯数がア又はイに達しないが、県内の被害世帯が12,000世帯以上に達し、かつ、市内における被害世帯が多数あり、市において救助活動の遂行が困難なとき。
エ　市の被害がア、イ又はウに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（3）適用基準の留意事項

ア　適用の基準となる被害世帯数の計算は次の方法による。

（ア）住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち全焼、全壊、流失等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、また、床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住することのできない状態になった世帯は３世帯をもって住家の滅失した１つの世帯とみなす。

（イ）被害世帯数は棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数として計算する。

（ウ）飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即して決定する。

イ　この法律による救助は見舞金制度とは異なり、被災者の保護を応急的に実施する必要があるときにのみ行われるのであって、被災者に対し、救護する義務があり、またその救護を受けている場合及び個々の被災者が知人、親戚により救助を受け困窮状態を解決している場合は法を適用することはできない。

（４）被災状況の確認

ア　災害が発生したときは、市長は被害状況調査用紙（附属資料：様式第８号）によって被害状況を調査し、これを被災者台帳とする。

（５）報告事項

市長は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日、知事に救助の実施状況について報告するものとし、また、報告は電話にてもさしつかえないものとする。

ア　救助実施記録日計票（附属資料：様式第12号）の作成、報告

イ　救助の種類別実施状況の報告

附属資料	7.8　救助の種類別実施状況 7.2.3　住家の被害認定基準 参考編 第４　災害救助法施行細則

第４編　災害復旧・復興

第１章　復興体制

■　基本方針

○　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
○　大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
○　県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
○　被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 復興本部の設置等	市	１(1)　市復興本部の設置 １(2)　市復興本部の組織及び運営 １(3)　本部会議の開催
第２節 復興計画等の策定	市	１(1)　市復興計画の策定
第３節 職員の派遣要請	市	２(1)　国の職員の派遣要請 ２(2)　他市町村の職員の派遣要請 ２(3)　職員派遣のあっせん要求

第１節　復興本部の設置等

１　市における措置

（１）市復興本部の設置

本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。

（２）市復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

（３）本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

第２節　復興計画等の作成

１　市における措置

（１）市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第３節　職員の派遣要請

１　市における措置

（１）国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（２）他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（３）職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第２章　公共施設等災害復旧対策

■　基本方針

○　公共施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

○　大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

○　暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	１　施設の災害復旧実施
第２節 激甚災害の指定	市	１(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 １(2) 激甚災害の指定の促進 １(3) 指定後の関係調書等の提出
第３節 暴力団等への対策	市	１(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 １(2) 公の施設からの暴力団排除

第１節　公共施設災害復旧事業

実施担当	関係各課

１　各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

２　災害復旧事業の種類

（１）公共土木事業施設災害復旧事業
　ア　河川災害復旧事業
　イ　砂防設備災害復旧事業
　ウ　林地荒廃防止施設災害復旧事業
　エ　道路災害復旧事業
　オ　下水道災害復旧事業
（２）農林水産業施設災害復旧事業
（３）都市災害復旧事業
（４）水道災害復旧事業
（５）住宅災害復旧事業
（６）社会福祉施設災害復旧事業

（７）公立医療施設、病院等災害復旧事業
（８）学校教育施設災害復旧事業
（９）社会教育施設災害復旧事業
(10) その他の災害復旧事業

３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は 補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は次のとおりである。

（１）法律
ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
ウ　公営住宅法（昭和26年法律第193号）
エ　土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
キ　予防接種法（昭和23年法律第68号）
ク　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
ケ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

（２）要綱等
ア　公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の２/３又は４/５を国庫補助する。
イ　都市災害復旧は、都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２/３又は１/２を国庫補助する。
ウ　水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の２分の１を国庫補助する。

４　重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第２節　激甚災害の指定

実施担当	関係各課

１　市における措置

（１）激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

（２）激甚災害の指定の促進

市は、激甚災害の指定が受けられるよう積極的に県に働きかけるものとする。

（３）指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各局に提出するものとする。

２　激甚災害に係る財政援助措置

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅等災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
ケ　障がい者支援施設等災害復旧事業
コ　婦人保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防事業
ス　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
セ　たん水排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
キ　森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に対する特別の助成

ア　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の財政援助及び助成

ア　公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
オ　水防資機材費の補助の特例
カ　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
キ　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第３節　暴力団等への対策

実施担当	関係各課

１　市における措置

（１）復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

（２）公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び市が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第３章　災害廃棄物処理対策

■　基本方針

○　市及び県は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する（放射性物質及び原子力災害については、「第３編第１７章　放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。）。
○　災害地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図ることについて定めるものとする。

■　主な機関の応急活動

機関名	事　前	被害発生中	事　後
市			○し尿・ごみの収集・運搬、処分　⟶ ○応援要請（廃棄物処理）

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理対策	市	１(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 １(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 １(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 ２ 周辺市町村及び県への応援要請

災害廃棄物処理対策

実施責任者	市長
実施担当	ごみ政策課、リサイクルプラザ

１　市における措置

（１）災害廃棄物処理実行計画の策定

令和５年３月に改定した災害廃棄物処理計画を基に、市は、被害状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推定した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

（２）災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア　市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ　災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

ウ　環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ　ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会

福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

（３）し尿・ごみの収集・運搬、処分

ア　し尿・ごみの収集・運搬は被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。

イ　運搬車によることができないたん水地域については舟艇等にドラムカン、樽等を積んで収集するものとする。

ウ　一過性の浸水であって、その地域が処理能力に比し、広範にわたっている場合には、早急に各戸の便所の使用を可能にするため、応急措置として便池内量の１/４～１/５程度の汲み取りを、その地域の全戸について実施するものとする。

エ　収集・運搬したし尿は積換所を経て通常業務の要領により処理する。この収集及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

オ　収集・運搬したごみ等は、他で再生利用できるものは区分し焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

（４）死亡獣畜の処理

死亡獣畜は原則として死亡獣畜処理施設で処理する。

２　応援協力関係

市及び県は、災害が発生した場合に備えて、平成26年１月１日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を愛知県と県下全市町村及び下水管理者と締結している。市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。

災害時の支援体制

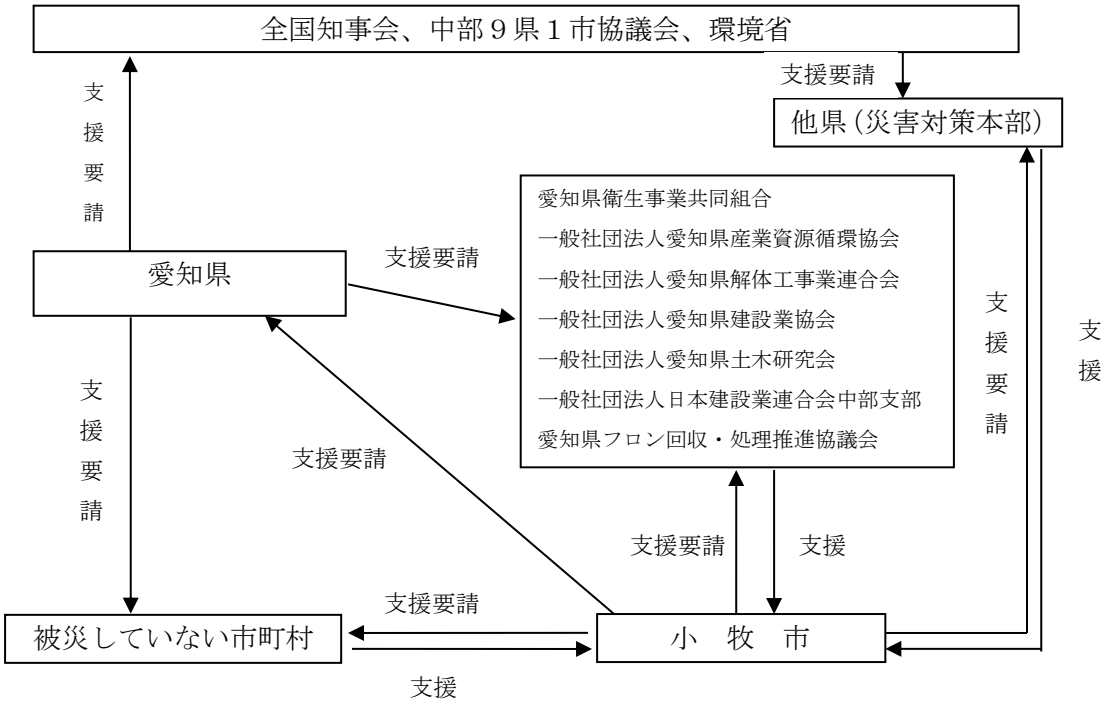

３　記録

清掃計画の実施については実施した内容について記録を残しておくものとする。

附属資料	7.5.1　ごみ処理施設 7.5.2　ごみ運搬車 7.5.3　し尿処理施設 7.5.4　し尿運搬車 7.5.6　死亡獣畜処理施設

第４章　被災者等の生活再建等の支援

■　基本方針

○　被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

○　被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 罹災証明書の交付	市	１(1)　罹災証明書の交付
第２節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	市	１(1)　被災者台帳の作成 １(2)　災害ケースマネジメントの実施
第３節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	市	１(1)　被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 １(2)　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け １(3)　市税等の減免等 １(4)　義援金品等の募集・受付・配分
	日本赤十字社愛知県支部	２　義援金等の受付、配分
	県社会福祉協議会	３　生活福祉資金の貸付
	被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）	４　被災者生活再建支援金の支給
	報道機関等	５　義援金品の受付、配分
第４節 住宅等対策	市	１(1)　災害公営住宅の建設 １(2)　相談窓口の設置
	独立行政法人住宅金融支援機構	２(1)　住宅復興資金 ２(2)　住宅相談窓口の設置 ２(3)　既存貸付者に対する救済措置

第１節　罹災証明書の交付

実施担当	関係各課

１　市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第２節　被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

実施担当	関係各課

１　市における措置

（１）被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（２）災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第３節　被災者への支援金等の支給、税の減免等

実施担当	関係各課

１　市における措置

義援金品及び「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

（１）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

（２）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」及び「小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小牧市条例第23号）」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、被害の程度、種類に応じて災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

ア　災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2／4、

県1／4、市町村1／4）

イ　災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障がいを受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市町村1／4）

ウ　災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2／3、県1／3）

（３）市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

（４）義援金品等の募集・受付・配分

ア　義援金等の募集

日赤県支部、報道機関、共同募金会等各種団体は、災害の状況により募集期間を定めて、市の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ、街頭募金等により募集することがある。

イ　義援金品等の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

ウ　義援金品の配分

（ア）市は義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、適切かつ速やかに配分する。

（イ）日赤県支部に寄託された義援金は、速やかに、地方公共団体その他の団体と配分委員会を組織して義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と市と協議の上配分する。

（ウ）県において受付され、寄託された義援金品は、被害状況に応じた配分計画により市に寄託されて、被災者に配分する。

（エ）報道機関、各種団体等は募集した義援金品を、被災者に配分し又は、必要により市に寄託する。

２　日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

３　県社会福祉協議会における措置（生活福祉資金の貸付）

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金を貸付け民生委員による必要な援助・指導を行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世

帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。
実施主体は、愛知県社会福祉協議会である。

4　被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1／2は国の補助となっている。

5　報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

6　災害見舞金の支給

県は自然災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

7　市税の免除

小牧市市税条例（昭和30年条例第１号）及び小牧市国民健康保険税条例（昭和35年条例第３号）の規定に基づき、災害により被害を受けた納税義務者に対して市税の減免を行う。

第４節　住宅等対策

実施担当	建築課

1　市における措置

（1）災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

（2）相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面)、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2　独立行政法人住宅金融支援機構における措置

（1）住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

（2）住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

（3）既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第５章　商工業・農業の再建支援

■　基本方針

○　被災した中小企業、農業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■　主な機関の措置

区　分	機関名	主な措置
第１節 商工業の再建支援	市	１(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第２節 農業の再建支援	市	１(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 １(2) 金融支援等 １(3) 施設復旧

第１節　商工業の再建支援

実施担当	商工振興課、企業立地・次世代産業推進課

１　市における措置

（１）支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第２節　農業の再建支援

実施担当	農政課

１　市における措置

（１）支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農業に関する相談窓口を設置する。

（２）金融支援等

市は、災害により被害を受けた農業者又は農業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

（３）施設復旧

第２章　公共施設等災害復旧対策　参照